〇 事務又は事業に関する情報

【法5条6号(独法5条4号) 柱書き関係】

135 | 答申14 (行情) 27

「京都大学医学部附属病院 医療事故調査検討委員会の 議事録等の一部開示決定に 関する件」

・ 事故調査委員会の指示及 び事故実情調書について は6号に該当するとして 不開示としたもの

- 2 不開示情報該当性について
- (6) 事故調査結果のまとめについて

事故調査結果のまとめを一部不開示とした部分について、諮問庁は、刑事処分について検察当局が捜査中であること及び民事訴訟が提起されていることから、公にすることにより訴訟対応上支障を生ずるとして、法5条6号ロに該当すると主張するが、病院が事故直後に行った記者会見において、既に事故の概要や原因が公表されており、事故調査結果のまとめは、事故調査委員会が関係者からの実情聴取を踏まえて、事実関係をまとめた結論であって、争訟の対処方針でもないことから、訴訟において、公にすることにより、国の財産上の利益及び当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは言えず、同号口に該当するとは認められない。

したがって、事故調査結果のまとめについては開示すべきである。

(7) 事故調査委員会の指示(関係者の職、氏名及び処分内容)について

事故調査委員会のまとめ及び調査委員会の結論における調査委員会の事故関係者に対する指示(関係者の職,氏名及び処分内容)について,諮問庁は,行政上の処分ではなく,人事管理に係る事務に関し,公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして,法5条6号ニに該当すると主張する。

病院内部の事故調査委員会の指示は、国家公務員法に基づいて行われた正式の処分ではないが、現在検討されている人事上の権限に基づく行政上の処分と密接に関連し、これに影響を及ぼし得るものである。このような職員の処分に関する暫定的な措置を公にすることは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号ニに該当するものと認められる。

したがって、指示を受けた関係者の職、氏名及び処分内容については、不開示が相当である。

(略)

(9) 事故実情調書について

事故実情調書は、実情聴取を受けた者ごとに作成され、それぞれに、①調査員の職及び氏名、②実情聴取を受けた者の所属病棟(階数を含む。)、職及び氏名、③実情聴取日時、④聴取事項、⑤実情聴取を受けた者の署名及び押印並びに⑥確認者(立会者)の署名及び押印が記載されており、全体として、法5条1号に該当する実情聴取を受けた者個人に関する情報である。

前記(8)と同様に、法6条2項の規定の適用を検討すると、実情聴取を受けた者を識別することができることとなる部分は、②実情聴取を受けた者の所属病棟(階数を含む。)、職、氏名及び⑤実情聴取を受けた者の署名及び押印である。

その余の部分について、公にすることにより、実情聴取を受けた者の権利利益を害するおそれがあるかどうかについて検討する。④ 聴取事項には、事故調査委員会が行った質問内容と実情聴取を受けた者の供述内容が記載されており、供述内容には、感情や心情を吐露した部分が含まれてはいるが、そのすべてが公にすることにより実情聴取を受けた者の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

しかしながら、本件のような供述内容が公になった場合、病院関係者その他一定の範囲の者には供述者とその内容が知られるおそれがあることから、真実を供述することを回避する結果となることが予想される。したがって、今後の医療事故の原因解明のための調査において、正確な事実の把握が困難になり、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当すると認められる。(略)

- 136 答申14 (行情) 451 「大滝ダム建設に伴う損失 補償基準の一部開示決定に 関する件」
 - ・ 補償基準は、補償額が推 測されるものではなく、ま た広範囲に配布されてい ることから、公にしても地 権者との信頼関係を損な うことにはならないとさ れたもの
 - また他のダムへの補償交 渉への支障も否定し、6号 に該当せず開示すべきと したもの

- 4 不開示情報該当性について
- (1)取得単価、補償単価について(略)
 - イ 法5条6号該当性について (略)
 - ① 本件事業への支障について

諮問庁は、ダム事業の補償基準については、地元地権者と事業者が信頼関係を構築した上で、第三者に公開しないことを前提に合意に達しているものであり、こうした中で、補償単価を開示した場合には、地元住民との信頼関係が損なわれるとともに、第三者の介入を招いたり、地権者の不満、不安が惹起され、ひいては用地交渉の長期化又は売買契約の不成立等の要因となり、ダム事業自体の進ちょくに多大な支障を与えるだけでなく、地権者の生活再建自体にも影響を与えるおそれがあり、そのような事態が具体的に生じた事例が存する旨を主張するとともに、本件事業は、継続中の事業であり、今後も用地取得を必要とする事業が予定されていることから、本来開示することが予定されていない本件対象文書の補償単価が開示された場合、地権者との信頼関係の構築が将来にわたって困難となり、事業の実施に多大な影響を与えることになる旨を主張する。

しかしながら、処分庁によれば、本件事業に係る用地取得の 残っている箇所はわずかであり、それも最終段階に来ていると のことであるから、地権者との信頼関係への影響が生じるとは 考えられない。

また、損失補償基準等が、仮に事業者側から第三者には明らかにしないとの前提を付して配布されていたとしても、損失補償基準は本件事業により水没することとなる約400戸にものぼるすべての地権者に配布されており、その内容が地域の関係者等ある程度広範囲に知れ渡っている可能性がある中において、個別の地権者との契約書等ならともかく、すべての地権者に一律に適用される基準が公にされたからといって、地元住民との信頼関係の構築が将来にわたって困難となり、事業の実

施に多大な影響を与えるとは考えられない。

さらに、特定の地権者の補償額が推測されるわけでもないので、第三者の介入を招いたり、地権者の不満、不安が惹起されることも考えられない。

したがって、本件対象文書に記載されている取得単価、補償 単価については、これを公にされたとしても、本件事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないものと認め られる

② 他のダム事業への支障について

次に、諮問庁は、他のダム事業における用地交渉に対する支 障を主張するので、この点について検討する。

諮問庁は、損失補償基準等は、当該地域の特性に立脚して設けられたものであり、他のダムと比較すべき性質のものではないにもかかわらず、公になるとすると、将来の同種の事業における地権者が、同様に安易に本件基準を適用又は固執する等により、用地交渉の長期化又は売買契約の不成立の要因となり、今後の用地交渉事務に支障を生じるおそれがある旨を主張する。

そして、諮問庁は、過去のダム事業において、他のダム事業の補償単価が明らかとなったことにより、地権者がこれらの補償単価と自らの補償基準における補償単価とを比較するところとなり、交渉が難航し、補償基準の提示から妥結に至るまでに1年数ヶ月の長期間を要し、結果として地権者の生活再建にも時間を要した事例について説明する。

また、諮問庁は、ダムの完成直前に出水被害が生じた事例及 び試験湛水中に渇水被害を軽減した事例等を説明し、ダム事業 の早期完成は国民経済的にも必要性が高いものであると主張 するとともに、本件対象文書が開示された場合には、ダム事業 の進ちょくに多大な支障が生ずることにより、その分の国費の 支出の増加を余儀なくされるおそれがあることについても主 張する。

ダム事業においては、他の事業と比べ、事業期間が長期にわたり、その事業用地も広範な地域が対象となることから、その取得のための交渉を個別に行っていくこととなると、かなりの長期間を要するため、通常土地の取得等に係る補償について、その基本的な考え方や地目ごとの取得単価等を事前に権利者の代表者等と協議し、統一的に適用される損失補償基準等という形で取り決め、これに基づき、個々の権利者に対する交渉に入っていくという補償交渉の手法が採られてきている。このようにダム事業の特殊性を踏まえて、長年の経験等に基づき確立されてきた補償交渉が実施されていることにかんがみれば、損失補償基準等に記載されている事項の開示については、慎重に事業の適正な遂行への支障に関して検討がされなければならないことは言うまでもないところである。

しかしながら、損失補償基準等は、そもそも地権者の個人ご との補償額を定めたものではなく、また、当該ダムの地権者に 配布され、地域の関係者等ある程度広範囲に出回ることは、その文書の性格上やむを得ないものであると言える。

そして、ダム事業が予定されている地域の地権者等は、既存のダムの事例等の先例地視察を行い、他のダムの地権者等と情報交換する場が設けられる例もあるところ、もともと損失補償基準等に関する情報は、地権者等にとっては自己の補償額等の妥当性を判断するに当たって、最も参考とすべき関心の高い情報であることから、このような他のダム事業における補償単価等は、他のダムの地権者等との情報交換の機会を通して知られることも十分に考えられるものである。特に、本件事業については、既に用地取得の大部分が終了していることを踏まえれば、先例地の情報として、他のダム事業予定地域の地権者等に対して、損失補償基準等に関する情報が明らかにされることについては予測してしかるべき性質のものであると言える。

また、仮に本件事業に関する補償単価等が開示されたことにより、他のダム建設予定地域の補償単価等と比較されるようなこととなったとしても、損失補償基準等の補償単価等は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年6月29日閣議決定)、建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準(昭和38年3月20日建設省訓第5号)及び建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針(昭和38年4月13日建設省発計第18号通達)等の適正な補償単価の決め方に係る規定等に基づき、算定されるものであることから、当然のことながら、他のダム事業についても、上記の規定等に基づき、それぞれ地域の特性に応じて客観的な基準等が策定されるものである。

確かに、諮問庁の主張するとおり、他のダムの損失補償基準の補償単価を知った地権者等との間の補償交渉が難航した事例があったことは認められるが、そのことが原因で交渉が長期化したのかどうかの因果関係は判然としないところである。すなわち、大多数の事例は、補償基準の提示から数日から数ヶ月でその妥結に至っているところ、そのような事例においても、損失補償基準等が地域の関係者等ある程度広範囲に出回る性格のものであることを考慮すると、地権者等が他のダムの補償基準等の単価情報を保有していた可能性があることは否定できないからである。

以上により、本件対象文書の補償単価等については、開示することにより、本件事業及び他のダム事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、法5条6号には該当しないものである。

○ 「参考答申〕

答申15 (行情) 275~2 80

「支出計算書の証拠書類(平成10年4月分から11年 3月分までの報償費の支出 整理番号100の答申参照

	に係るもの) 等の不開示決定	
	に関する件」	
	(0)(1)	
	・ 内閣官房報償費の関係文	
	書のうち公にすることに	
	より、具体的使途が明らか	
	になるとは認められず, そ	
	の内容を公にしたとして	
	も諮問庁の主張する内閣	
	官房報償費の目的を損な	
	うおそれが殊更惹起され	
	るとは考え難い部分は開	
	示すべきとしたもの	
\circ	[参考答申]	
	答申15(行情)395	整理番号114の答申参照
	「公安調査庁が1991年	
	4月から2001年3月ま	
	での間に作成した調査活動	
	費に関する内規の不開示決	
	定に関する件」	
	,	
	 ・ 内規を開示すべきとした	
	, ,	
	もの	
137	答申15(行情)405	3 不開示情報該当性について
	「特定の病院で行われた脳	(1) 法5条6号該当性について
	死判定・臓器提供に関し、公	ア 脳死下臓器提供の検証作業は、第1例目から第4例目までの事
	衆衛生審議会が同病院から	例については、当時の厚生省に設置された公開の委員会において
	提出を受けた治療経過の文	検証が行われており、この委員会の下に非公開の作業班が設置さ
	書等の一部開示決定に関す	れていた。作業班は、医学の各分野の専門家により構成され、特
	る件」	定病院から提供を受けた臓器提供者のカルテ,頭部CT画像,脳
		波記録等の幅広い原資料を基にした自由闊達な議論を通じて、検
	 • 同一の脳死判定等に係る	証に必要な部分を抽出して事実関係を整理し、治療の状況等に係
	公表された報告書と一部	る評価を行い、その上で、整理・検討・議論の結果を報告書とし
	内容が重なっているとし	て取りまとめ、臓器提供者の遺族に公表に係る了解を得た上で、
	ても公表されていない作	委員会に提出している。これらの報告書はすべて公表されてい
	業班資料の法5条6号該	る。
	当性を認めたもの	イ これに対し,作業班資料は,上記報告書とは異なる性質・内容
	コエででなどに ひり	
		の文書であると認められる。
		当審査会において、作業班資料を見分したところによると、各
		資料は、いずれも医学の各分野における専門家で、作業班に属す
		る者、作業班の参考人及び特定病院の医師が、上記2記載の各資
		料の項目について、特定病院から提供を受けた原資料に基づい
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1		て,分析・検討・評価を行った経過及び内容が具体的・詳細に記
		述されていることが認められる。

これらの記述につき、公表された報告書等の記述と対比して見ると、上記資料1から4に係る情報については、相当程度重なり

- 合う、あるいは、同趣旨の部分も認められる。しかし、上記資料 5 及び6 に係る情報については、上記報告書の記述に比して、より具体的・詳細かつ生硬で叩き台的なものであることが認められる。両資料の内容にこのような差が認められるのは、作業班においては、非公開で、医学の専門家によるカルテ、頭部CT画像、脳波記録等の幅広い原資料を基に、自由闊達な議論を行い、委員会の検証作業に必要な部分を抽出して事実関係を整理し、治療の状況等に係る評価を行い、公開の場で検証を行う前段階の資料を基に検討が行われたことによるものと考えられる。
- ウ 作業班会議は、非公開で行われており、以上のような作業班資料の性質・内容にかんがみ、作業班資料は、上記報告書とは異なり、公表を前提に遺族等の了解を得た上で提出されたものではないという諮問庁の説明は、納得し得るものである。
- エ 異議申立人は、処分庁が頭部CT検査画像やそのダイジェスト版を報道関係者に公表していることをとらえて、作業班資料の不開示情報該当性を否定するが、諮問庁が主張するように、ダイジェスト版等は、第15回委員会における第1例目の事例の検証に先立ち当時の厚生省が報道機関向けに頭部CT検査画像などを作成し、公表する資料ごとに、その具体的な公表の方法を明らかにした上で、臓器提供者の遺族の了解を得て公表したものであり、作業班資料である頭部CT所見等とは別の文書であると認められる。
- オ 以上のとおり、作業班資料の記述内容が上記報告書や上記CT 画像等と重なり合う部分があることは否定し得ないが、これらはいずれも公表につき、臓器提供者の遺族の了解を得ているものであり、他方、作業班資料は、非公開の作業班の会議に臓器提供者の遺族の了解を得ることなく、公表を前提としないで提出されたものである。このような作業班資料に記述されたものと同一又は類似の情報が、事後に報告書等として公にされていること等の事情の変化を理由として、作業班資料をも公にすることとなれば、遺族等の関係者との信頼関係を失い、関係資料の提供すら拒否される事態が生じることが想定される。
- カ また、作業班においては、ありのままの生のデータをあまねく 収集し、関係者による忌憚のない自由活発な議論により、頭部 CT 所見等の治療の状況等に係る評価を行い、その結果を報告書 として取りまとめて委員会に提出し、委員会における脳死下臓器 提供の検証作業の適正を期するものである。

そのためには、作業班においては、特定病院から臓器提供者のカルテ、頭部CT画像、脳波記録等の幅広い生データの提出を受ける必要があり、これらの生データを素材として、作業班を構成する作業班員、参考人、特定病院の医師等の専門家がそれぞれの専門的知見に基づき分析・評価して作業班資料を作成する必要がある。

このような作業班資料を、上記のような事情の変化を理由として、公にすることとなれば、特定病院から臓器提供者の生データの提供を受けることが困難になるとともに、非公開を前提として

の自由な検討・議論の材料となる専門家の分析・評価が不十分な ものとなり、ひいては、作業班における各構成員による活発な議 論も期し得なくなり、結果として、検証作業あるいは臓器移植の 適正な運用を図るという国の事務プロセス全体の適正、円滑な進 行上著しい支障が生じることは容易に想定される。 キ したがって、作業班資料は、法5条6号柱書きに該当し、不開 示としたことは妥当である。 [参考答申] \bigcirc 答申15(行情)448 整理番号102の答申参照 「平成12年度報償費支出 関係書類の不開示決定に関 する件」 内閣情報調査室の報償費 支出関係書類のうち、報償 費支払明細書の日付,使用 目的を開示すべきとした もの 138 答申15(行情)506 4 答申書案の不開示情報該当性について 「平成14年諮問第510 (略) 審査会の答申は、中立的な第三者機関として、法の定める要件に 号に係る答申書案の不開示 決定に関する件」 従い、開示不開示の適否につき行政上の争訟手続における最終の公 権的判断としてあるべき判断を示すものである。答申における判断 情報公開審査会の答申書 は公正かつ客観的であることが基本的に要請され、公正さ、客観性 案について、法5条6号該 について無用な疑いを抱かせるような事情が外部に現れることと 当性を認めたもの なるのは、答申に対する信頼を低下させることになる。答申後に答 申書案を公にした場合、答申書案が審査会の調査審議の方針、内容 等を反映する一方これらを忠実に表現するものではないことから すると、第三者がこれを見ても、その正確な理解を得ることは困難 であり、かえって答申書案にあらわれたところだけから、例えば中 間的な議論における方向性が答申の結論と異なり、一貫性、一体性 に欠けるとか、取り上げるべき問題点を取り上げていないとか、十 分な議論が尽くされていない等、答申の公正さ、客観性に疑いを抱 くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。このよう に答申に対する信頼を失わせるおそれが生ずることは、審査会の事 務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきであ る。 また、審査会の答申は上記のようなもので行政争訟手続の一環を なすものであり、審査会の調査審議手続は争訟手続における対立構 造を基礎とすることにかんがみれば、他の政策提言等を主目的とす る審議会等とは自ずとその性質を異にするものである。一方で、答 申書案を公にした場合には、審査会の審議における合議制の意義又

> はその実情, 更には答申書案の性格等について正確, 的確な理解を 持たない者が, 答申書案にあらわれた理由や結論の変遷の事実及び その過程を捉え, あるいは表面的な誤りや矛盾, 表現上の不適切さ 等を指摘し, 更には答申書案にあらわれていない意見や議論は審議

において問題にされなかった等の誤解を抱き、公正さ、客観性についていわれのない非難等をするおそれがないとは言えない。このような事態は委員の間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性が認められるものであり、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである。

なお、答申とほぼ同一の答申書案であっても上記のとおり支障を 及ぼすおそれがあることに変わりはないが、この場合には、諮問庁 が言うように探索的な開示請求により答申の客観性の保障に影響 を与えることをもって支障を及ぼすおそれがあるということもで きる。

以上いずれの観点からしても、答申書案を公にすると審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。したがって、本件対象文書は全体として法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

- 139 答申15 (行情) 541 「教育基本法の改正に関す る資料の不開示決定に関す る件」
 - ・ 教育基本法改正検討資料 について法5条6号該当 性を認めたもの
- 2 不開示情報該当性について
- (2) 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところによると、同文書は、教育基本法の改正について、現行法を分析しつつ、考慮すべき要素や概念を取り上げ、これを表現する語句、文章、その構成を含めて検討するための素材として作成された資料であると認められる。

また、文部科学省における本件対象文書の取扱いの状況を見ると、 諮問庁の説明のとおり、担当部署においては、中央教育審議会答申 を踏まえながら、担当者レベルで、ある程度自由に語句を置いたり、 表現や文章構成を検討するなどして本件対象文書を作成したこと、 方向性が示されていない段階にあるため担当部署限りの扱いとされていることなどが認められ、現時点においても、なお担当者レベルでの基礎的な準備作業の段階にあるものと言うことができる。このような段階の検討素材は、担当者レベルの自発的な勉強会や打合せ等における検討によって、日々、内容に変更が加えられていくものであり、複数の検討素材が作成されていたとしても、いずれも不確定なものであると考えられる。

担当者レベルにおいては、後日想定される意思形成のための議論に向けて、考え得る案を複数検討し準備することを求められるものであるが、ある時点の検討素材を公にすれば、上記のような教育基本法をめぐる複雑な環境にあっては、いわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあり、その素材について十分な検討をなし得なくなることによって、文部科学省における教育基本法改正検討に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象文書の記載内容は、これを公にすることにより、法律改正の検討のための基礎的な準備における検討素材作成という事務の性質上、諮問庁の教育基本法改正検討に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するものと認められるので、不開示とすることが相当である。

○ [参考答申] 答申15(行情)547~5

整理番号103の答申参照

66 「平成8年4月分から6月 分までの報償費の支出のために作成された文書等の不開示決定に関する件外19件」 ・外務省報償費の支出計算書の証拠書類について、大規模レセプション経費等の5類型を開示すべきとしたもの

○ 「参考答申〕

答申15 (行情) 617 「特定会社が特定製剤の納 入に関して提出した文書の 一部開示決定に関する件」

- 法5条2号ただし書の公 益開示をすべきとしたもの
- ・ 法5条6号の国の機関等 の事業の適正な遂行への 支障は、公益性を比較考慮 の上で判断すべきことを 明らかにしたもの

整理番号47の答申参照

- 140 答申15 (行情) 699 「公安調査官調査活動費の 支出に関する見積書及び請 求書等の不開示決定に関す る件」
 - ・ 調査活動費支払明細書の うち日付,使用目的欄,表 題,取扱責任者の表示並び に前日繰越額,本月受入 額,本月支払額及び翌日繰 越額の各金額を開示すべ きとしたもの
- 4 文書6ないし文書9の不開示部分について
- (5) 文書9-4ないし文書9-8について
 - ウ 文書9-8の不開示情報該当性について
 - (ア) 当審査会において文書9-8 (調査活動費支払明細書)を見分した結果によれば、文書9-8には、取扱責任者である公安調査庁次長が受領した金額が、各取扱者に対し、いつ、いくら、どのような目的で交付されたかが記載されている。

各取扱者が公安調査庁において所掌する事務はそれぞれ異なるものであり、各取扱者に交付された調査活動費によって行われる個別の調査活動は、当該所掌事務に係るものになるものと解される。また、諮問庁の説明を聴取しつつ文書9-8の記載を個別に見分した結果によれば、各時期における各取扱者への調査活動費の交付額は一様ではなく、その差異は、同庁における調査活動の個別具体的な必要性に対応しているものと認められる。

そうすると、文書9-8の支払金額欄に記載されている金額と取扱者名欄に記載されている氏名及びその肩書きを示す備 考欄の記載は、これらの記載を公にすれば、調査活動費の個別 具体的使途が明らかになるとまでは言えないが、個別の調査活 動の内容が集積された当該時期の公安調査庁における調査活 動の重点やその推移が明らかになることになるものと言うことができる。

文書9-8に記載されている調査活動費の交付の状況は、過去の時点のものであるから、これを公にすることによって明らかになる公安調査庁の調査活動の重点やその推移も、当然過去のものになる。しかし、同庁が調査の対象とする団体は、当然のことながら自己の活動を認識しており、その状況と同庁における調査活動の重点やその推移を照らし合わせるなどすれば、同庁における調査活動の有無やその対象を具体的に推測することが可能になるものと解される。そうなれば、これらの団体において、同庁の今後の調査活動に具体的な対抗手段等を執ることを容易にさせるおそれがあり、その結果、同庁の公安調査官が破防法27条等によって行う調査活動によっては当該団体の実態等を的確に把握することが困難となり、同庁の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言うことができる。

したがって、文書9-8の一覧表に記載されている支払金額、取扱者名及びその肩書きは、これを公にすれば、公安調査庁の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

なお、これらの記載部分のうち、支払金額のみでも、これを公にすれば、文書9-8の具体的記載振りからして、上記と同様の支障が及ぶおそれがあるものと認められ、取扱者名及びその肩書きのみでも、これを公にすれば、文書9-8に記載される調査活動費の交付状況の実態を考慮すると、上記と同様の支障が及ぶおそれがあることは否定できないので、いずれか一方のみを見ても、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

(イ) 文書9-8の一覧表の記載事項のうち、上記(ア)で述べた 部分を除いた日付及び使用目的の各欄の記載は、当審査会にお いて見分した結果によれば、その具体的記載内容や既に開示さ れている他の文書の記載部分からして、これらの記載のみを公 にしても、公安調査庁における調査活動の重点やその推移を推 測させることとなるとは認められないので、法5条6号柱書き の不開示情報に該当しないものと認められる。

また,諮問庁が説明する法5条4号該当性は、いずれも公安調査庁の調査事務に支障が及ぶおそれがあることを前提とするものであり、上記のとおり、日付及び使用目的の欄の記載のみを公にしても、その調査事務に支障が及ぶおそれを認めることはできず、したがって、団体規制に支障が及ぶおそれはなく、公安調査官や情報提供者等の身体・生命等に危害が及ぶおそれもあるとも言えないことから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めたことに相当の理由があるとは言えないので、同号には該当せず、その余のいずれの不開示情報にも該当しないものと認められる。

また、文書9-8の表題、取扱責任者の表示並びに前月繰越

額、本月受入額、本月支払額及び翌月繰越額の各金額について も、上記と同様に、これを公にしても、公安調査庁における調 査活動の重点やその推移を推測させることとなる記載である とは認められないので、法5条6号柱書きの不開示情報に該当 せず、上記と同様に、その余の不開示情報のいずれにも該当し ないものと認められる。 本件事情聴取記録の不開示事由該当性について 141答申15 (行情) 726 「在オーストラリア大使館 当審査会において見分したところによれば、本件事情聴取記録は、 における公金流用疑惑に係 本件調査委員会が本件流用疑惑に関して、その事実関係及び実態等を 明確にし、公金流用の事実の有無、問題点の所在等を調査するために、 る調査結果報告書等の一部 開示決定に関する件」 本件調査委員会の委員長たる外務副大臣(一部はその命を受けた外務 省の職員)が①本件流用疑惑の当事者や職場の関係者等、②人事担当者 関係者への事情聴取内容 及び③査察担当者に対して直接事情聴取を行った内容を記録したも が詳細かつ克明に記録さ のであり、当該事情聴取の結果について、事情聴取を受けた者の発言 れていることから, 法5条 を具体的に記録したものであると認められる。 6号該当性を認めたもの 諮問庁は、事情聴取の対象となった本件関係者等に対して、本件事 情聴取が対外的に公表されないことを前提として、行なわれるもので あると説明して、 当該事情聴取を行ったとしている。 本件事情聴取記録のうち、上記①の当事者や職場の関係者等につい てのものには、個人の行為、心情、意見、責任、特定個人に対する人 物評価及び風評に関して、これらの者が率直に供述した内容が詳細か つ克明に再現されていることが認められる。また、上記②の人事担当 者についてのものには、本件流用疑惑に係る人事の措置についての具 体的な内容及び考え方などが、また、上記③の査察担当者についての ものには、在オーストラリア大使館に対し行った査察の具体的な実施 内容や結果などが記述されていることが認められる。 本件流用疑惑のような問題について、強制的な権限のない調査委員 会が、事実関係を調査する場合に、事情聴取における当事者及び関係 者等の協力が不可欠であるところ、各関係者等が述べた内容を詳細か つ克明に記録した内容がそのまま公にされることとなれば、今後の同 種の調査において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだ り、真実を述べることを回避する結果となることが予想される。 したがって、本件事情聴取記録を公にした場合、今後の同種の調査 において、当事者や関係者等からの正確な事実の把握が困難になるお それがあり、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼ すおそれがあるので、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、不開 示が妥当であると認められる。 \bigcirc 「参考答申〕 答申16 (行情) 12 整理番号105の答申参照 「特定外務公務員による報 償費の事務処理に関する要 領, 手順等を記載した文書の 不開示決定に関する件」 ・ 外務省報償費について情 報収集活動等の支障及び

	国際的信頼関係が損なわ れるおそれの相当性を認 めたもの	
142	答申16(行情)49 「「平衡操作関係」ファイル中の為替介入に係る実施金額の銀行別内訳の記載部分の不開示決定に関する件」 ・ 為替介入実施の銀行別内訳について事務支障を認めたもの	2 本件対象文書の不開示情報該当性について 諮問庁は、介入を行った日ごとの具体的な介入の実施の状況を公に すると外国為替市場参加者が介入を行った日ごとの介入の実施の状況を入手し、これらの比較・分析を行うことにより、結果として国が 行う介入の考え方や介入の具体的な手法を推測することが可能にな ると説明している。 介入は、そのタイミングや介入水準、実施金額の多寡を秘密裡に行 わなければその効果が減殺されてしまうおそれがあるところ、本件対 象文書は上記1のとおり、介入を行った特定の日ごとに、しかも委託 した銀行ごとに売買方法、売買額、平均レートを記載したものである ことから、これを公にした場合、具体的な介入手法や、いかなる状況 の下にどれだけの介入をどの銀行に委託したかが明らかになる。そう すると、今後、国が行う介入の考え方や介入の具体的な手法を推測す ることが可能になるおそれがあると認められ、上述のような諮問庁の 説明は妥当なものと認められる。 このようにして、国が行う介入の考え方や介入の具体的な手法が外 国為替市場参加者に推測されることになれば、外国為替相場の安定を 困難にさせ、ひいては、外国為替相場の急激な変動により国民生活に 重大な影響を及ぼす可能性があると認められる。 したがって、本件対象文書を公にすることは、国が行う円相場の安 定を目的とする介入事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ものというべきであり、法5条6号柱書きの「事務又は事業の性質上、 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に 該当するものと認められ、不開示が妥当である。
	[参考答申] 答申16(行情)174 「対イラク攻撃に関する大使意見具申電の不開示決定に関する件」 ・意見具申電について意見交換が損なわれるおそれ及び外交事務に支障を及ぼすおそれを認めなかったもの	整理番号130の答申参照
143	答申16(行情)179,1 80 「特定日の社会資本整備審 議会公共用地部会の速記録 等の不開示決定に関する件」 ・ 社会資本整備審議会公共 用地部会の議事録におけ	(3) 法5条6号柱書き該当性について (略) 審議会又は部会に対する意見聴取や付議の制度は、国土交通大臣 が行おうとする収用法の規定に基づく事業の認定に関する処分や 公共用地の取得に関する特別措置法の規定に基づく特定公共事業 の認定又は裁決の代行に関して、これらの処分が上記の法律の規定 に基づき国民の財産権等に重大な影響を与えることとなるもので あることにかんがみ、国土交通大臣の判断の客観性及び適正さを担

る委員の意見等に係る部分について事務支障を認めたもの

保するために設けられているものであると考えられる。そして、そこで審議、検討される内容は、そのような処分の前提となる事実関係やそれについての考え方の妥当性等であり、審議、検討がその目的に沿って適正に行われるためには、部会において委員等が自由かつ率直に自己の意見等を表明し、互いに意見等を交換し合うことが必要不可欠なものである。

本件においては、国土交通大臣が特定の事業を認定しようとし、 それに伴い、個人の財産権等に対する制約その他重大な影響が生ずることとなり、これに対して利害関係のある者から異議がある旨の意見書が提出されている状況の中で、処分の妥当性等について審議することとなったものである。したがって、当該審議会又は部会は、政策的事項に関して調査・審議を行う他の審議会等とはおのずから異なる性格を持つものであり、そこにおいて行われた委員等による意見の表明等は、種々の利害の錯綜する状況において、機微にわたるものとならざるを得ず、異なる立場の関係者から、それぞれの立場において強い関心を寄せられることとなる。

そのような部分が、議事録要旨として公表される場合は別として、公にされることとなると、審議会又は部会における委員等による意見等そのものが、発言内容の細部にわたって逐一明らかにされることとなり、委員等を識別することができる記述等を完全に除去することが困難である以上、上記で述べた審議会又は部会における審議の意義、その実情等について正確、的確な理解を持たない者が、議論の過程における個別の意見等を捉え、委員等を特定し、表面的な誤りや矛盾、不適切さ等を指摘し、更には公平さや客観性についていわれのない非難等をするおそれがある。このような事態は、審議会又は部会における委員等の自由かつ率直な意見の表明、交換等に影響を及ぼしかねず、審議会及び部会が処理する事項が、収用法等の規定に基づいて国土交通大臣が行おうとする処分の前提として必要不可欠な手続であることにかんがみると、事業認定の中立性、公正性等の確保に支障を及ぼすおそれがあると言える。

したがって、本件対象文書のうち、委員等による意見の表明、交換、判断等に係る部分は、これを公にすることとなると、国土交通 大臣が行う事業認定等に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあるものと言うべきである。

○ 「参考答申〕

答申16(独情)20,21 「新潟県社会保険診療報酬 支払基金審査委員会名簿の 不開示決定に関する件外1 件」

・ 社保審査委員の名簿は、 公にすることが予定され ている情報に該当し、その 公開の審査業務への支障 を認めなかったもの 整理番号21の答申参照

144 | 答申17 (行情) 533 「司法試験出願者データの 不開示決定に関する件」

- ・ 科目別得点について、公 にすると、答案のパターン 化等に拍車がかかり、試験 の選抜機能が損なわれる として、6号柱書きの事務 支障を認めたもの
- 2 不開示情報該当性について
- (1) 法5条6号柱書き該当性

(略)

司法試験予備校等が受験者から募集した論文式試験の多数の再 現答案と科目別得点との関係を分析し、高得点答案の共通点・パタ ーンに基づく答案表現例を多数作成して受験者に示すなどの受験 指導を行い、それが、答案のパターン化、画一化につながっている との諮問庁の説明に特に不自然・不合理な点はない。

現在においては、論文式試験受験者の科目別得点の順位ランクについては公表されているものの、そのランクは1位から2000位までをA、以下500位ごとにB、C、D、E及びF、4501位以下をGとしたものであり、必ずしも詳細な順位が示されているとは言えず、司法試験予備校等が分析している高得点答案であるAランクは1位から2000位までの開きがある状況である。しかし、本件のような開示請求を繰り返すことにより、すべての科目別得点を求めることが可能になることから、司法試験予備校等においては、より絞られた高得点の再現答案の分析が可能になるものと考えられる。

以上のことから、科目別得点を公にすると、答案のパターン化、 画一化に一層拍車がかかり、その結果として、論文式試験を通して 各受験者の理解力、推理力、判断力、論理的思考力、説得力、文章 作成能力等を総合的に評価して採点をすることがより困難となり、 当該受験者の能力に関する的確な事実の把握が困難となって、論文 式試験の選抜機能が損なわれ、司法試験事務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあるという諮問庁の説明は、首肯できるものであ る。

145 答申17 (独情) 34 「浜松市滝沢町に係る標準

地価格総括表等の一部開示決定に関する件」

・ 取引及び公示(基準)時 点並びに取引及び公示(基 準)価格につき,独情法5 条4号柱書き該当性を認 めた例

2 不開示情報該当性について

- (2) 文書 (ウ) について
 - ① 取引及び公示(基準)時点並びに取引及び公示(基準)価格について

諮問庁の説明によれば、公社が本件各取引事例地の情報を収集するに際しては、地元の土地売買情報に精通した者(以下「地元精通者」という。)から、当該情報については土地価格の算定事務のみに使用し、これを公にはしないとの約束の下に任意で協力を得たとのことである。したがって、本件取引及び公示(基準)時点並びに取引及び公示(基準)価格を公にした場合、今後、公社が地元精通者から土地取引事例に関する情報の収集・調査を行うに際して、地元精通者が当該土地の取引当事者から苦情を受けることを懸念し、また、提供した情報は公にしないと約束した公社に対して不信感を持つことによって、土地取引に関する情報を公社に提供することをちゅうちょするようになる場合があると考えられ、結果として公団が行う公共用地の取得に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号柱書きの不開示情報に該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

146 | 答申18 (行情) 45~47

(45号)

「府中刑務所に係る出勤簿 の一部開示決定に関する件 外2件」

・ 行刑施設に勤務する医師 の氏名について、6号柱書 きに該当し、不開示妥当と したもの

- 147 答申18 (行情) 508 「査証事務の手引きの一部 開示決定に関する件」
 - ・ 不開示部分のうち、査証 事務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあると は認められない一般的な 記述を除き、法5条6号の 該当性を認めたもの

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (2) 氏名が不開示とされた出勤簿について

諮問庁は、本件不開示部分に記載された医師の氏名及びその出勤 状況を示す印影(医師の氏)を公にすることにより、当該医師又は その親族等が不当な中傷、圧力等を受け、行刑施設の医師になろう とする希望者が減少して医師の確保がより困難となり、あるいは、 当該医師又はその親族等が不当な中傷、圧力等を受け、それを回避 しようとして被収容者からろう絡されることとなり、その結果、行 刑施設における適正な医療措置の遂行に支障を及ぼすおそれがあ ることから、法5条6号に該当すると主張しているところ、当該医 師の氏名は職員録に掲載されておらず、他に公になっているとする 事情も認められないので、これを公にした場合、上記のような、不 当な中傷、圧力等を受けるのではないかと危惧することにより、行 刑施設の医師になろうとする希望者が減少し、医師の確保が困難と なり、ひいては矯正行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある ことは否定できないものと認められる。

2 不開示情報該当性について

(1) 「はしがき」及び「目次」

当審査会において見分したところ、「はしがき」及び「目次」には、本件対象文書が平成16年6月に旧版を改訂して作成された趣旨や本文の詳細な目次が記載されており、その一部が不開示とされている。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分には、査証事務に係る機微な内容等が記載されていることから、これを公にすることにより、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表の文書区分「目次」の欄に掲げる部分については、これらの部分を公にすることにより、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該部分の記載内容は法5条6号の不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

(2) 本文

ア 「2. 申請受理」

当審査会において見分したところ、「2.申請受理」には、入国申請に査証を必要としない場合への具体的な対応振り及び第三国人、在留資格認定証明書を所持する者、ワーキング・ホリデーを目的とする者等からの査証申請等の受理における具体的な対応振りが記載されており、その一部が不開示とされている。

不開示部分には、政策的判断により定めた、特例及び特定国・特定団体に対する取扱いに関する情報や外交・公用査証の申請受理に係る具体的な対応振り等が記載されていることから、これを公にすることにより、不正に査証を取得しようとする者に悪用されるおそれ等、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

イ 「3.審査」

当審査会において見分したところ,「3.審査」には,査証の審査基準や審査要領が記載されており,その一部が不開示とされている。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分には、在外公館における査証の具体的審査基準や審査方法に係る詳細な情報が記載されていることから、これを公にすることにより、我が国の査証が発給されるべきでない者の申請がより巧妙となるなど、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表の文書区分「3.審査」の欄に掲げる部分については、旅券に関する一般的かつ常識的な内容が記載されているにすぎないことや別途、出入国管理審査の観点から既に公表されている内容等が記載されていることから、これらの部分を公にすることにより、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該部分の記載内容は法5条6号の不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

ウ 「4. 本省経伺」

当審査会において見分したところ,「4.本省経伺」には,査証 審査に際しての本省経伺の基準等が記載されており,その一部が 不開示とされている。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分には、査証発給の可否について外務本省に経伺しなければならない場合の留意点や具体的な経伺の方法及びその際の留意点が詳細に記載されていることから、これを公にすることにより、我が国の査証が発給されるべきでない者が不正に査証を取得しようとする手口がより巧妙となるなど、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表の文書区分「4.本省経同」の欄に掲げる部分については、別途、「査証事務処理規則」等で開示されている内容が記載されていることから、これらの部分を公にすることにより、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該部分の記載内容は法5条6号の不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

エ 「5. 発給」

当審査会において見分したところ,「5. 発給」には,査証発給に際しての具体的な事務処理の内容が記載されており,その一部が不開示とされている。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分には、査証発給に際しての具体的な査証作成、欄外表記、転記の方法及び査証発給の内部管理に係る記録作成等の具体的な内容が記載されていることから、これを公にすることにより、査証の偽変造を容易にするおそれが生ずるなど、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示

部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表の文書区分「5. 発給」の欄に掲げる部分については、別途、「査証事務処理規則」等で開示されている内容が記載されていることから、これらの部分を公にすることにより、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該部分の記載内容は法5条6号の不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

才 「7. 発給報告」

当審査会において見分したところ,「7. 発給報告」には,査証 発給報告に係る具体的な内容が記載されており,その一部が不開 示とされている。

不開示部分には、政策的判断により定めた一定範囲の外国人に対する査証発給に係る在外公館から外務本省への報告基準や留意点などが記載されていることから、これを公にすることにより、査証審査に当たっての視点や我が国の政策的判断が知れ渡り、不正に査証を取得して我が国に入国しようとする者の申請がより巧妙となるおそれが生じ、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

カ 「8. 発給拒否」

当審査会において見分したところ,「8. 発給拒否」には、査証 発給拒否に係る具体的な内容が記載されており、その一部が不開 示とされている。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分には、査証発給を拒否する場合の具体的な基準や発給拒否後の具体的な内部の措置に係る内容が記載されていることから、これを公にすることにより、不正に査証を受給しようとする者の申請がより巧妙となるおそれがあるなど、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表の文書区分「8. 発給拒否」の欄に掲げる部分については、別途、「査証事務処理規則」で開示されている内容が記載されていることから、この部分を公にすることにより、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該部分の記載内容は法5条6号の不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

キ 「9. 査証の取消し及び訂正」

当審査会において見分したところ、「9.査証の取消し及び訂正」 には、査証の取消し及び訂正に係る具体的な内容が記載されてお り、その一部が不開示とされている。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分には、査証の取消しや訂正を行う際の具体的な基準や取消し・訂正の方法などが詳細に記載されていることから、これを公にすることにより、我が国の査証が発給されるべきでない者に対する査証の不正使用や偽変造が容易になるおそれがあるなど、査証関連

事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

ただし、別表文書区分「9. 査証の取消し及び訂正」の欄に掲げる部分については、この部分を公にすることにより、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められず、当該部分の記載内容は法5条6号の不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

ク 「10. 記録の保管及び報告」

当審査会において見分したところ、「10.記録の保管及び報告」には、査証等を発給した際の記録の保管及び外務本省への報告に係る内容が記載されており、その一部が不開示とされている。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分には、在外公館において査証等を発給した際の記録の保管に係る基準、査証発給に係る外務本省への報告及び任国の旅券等の情報に係る外務本省への報告に関する具体的な内容が詳細に記載されていることから、これを公にすることにより、我が国の査証が発給されるべきでない者が記録の保管に係る基準の裏をかいた査証申請を行うことを容易にするなど、査証申請がより巧妙となるおれがあり、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表の文書区分「10. 記録の保管及び報告」の欄に掲げる部分については、これらの部分を公にすることにより、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該部分の記載内容は法5条6号の不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

ケ 「11. 事務引継及び物品・用紙類の管理」

当審査会において見分したところ、「11.事務引継及び物品・ 用紙類の管理」には、査証事務引継ぎ及び査証関連物品・用紙類 の管理に係る内容が記載されており、その一部が不開示とされて いる。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分には、在外公館における査証事務引継ぎに際しての査証関連物品・用紙類の確認、緊急事態発生時の査証問題物品取扱要領及び査証官交替の外務本省への報告に関する具体的な内容が詳細に記載されていることから、これを公にすることにより、査証発給に係る一連の事務処理過程において具体的にどのような資機材等を使用して事務処理を行っているか、あるいは査証官交替の外務本省への報告の際の留意点などが明らかとなり、我が国の査証が発給されるべきでない者に対する査証の不正取得や偽変造を容易にするおそれがあるなど、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表の文書区分「11.事務引継及び物品・用 紙類の管理」の欄に掲げる部分については、これらの部分を公に することにより、 査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるとは認められず、当該部分の記載内容は法5条6号の不 開示情報には該当しないので、開示すべきである。

コ 「12. 資料」

当審査会において見分したところ、「12. 資料」には、本件査 証事務の手引きの本文のうち、「1. 査証と在留資格」から「1 1. 事務引継及び物品・用紙類の管理」までの記述において言及 のある様々な資料が掲載されており、その一部が不開示とされて いる。

不開示部分のうち、別表に掲げる開示すべき箇所を除いた部分 には、在外公館における査証の審査・発給等に係る具体的な実例 や査証作成に使用される機器に係る情報が記載されていること から、これを公にすることにより、査証の偽変造を容易にするお それが生ずるなど、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書 きに該当し,不開示とすることが相当である。

しかしながら、別表の文書区分「12. 資料」の欄に掲げる部 分については、これらの部分を公にすることにより、査証関連事 務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当 該部分の記載内容は法5条6号の不開示情報には該当しないの で、開示すべきである。

(3) その他

当審査会において見分したところ、各頁の最下位部分には、本件 対象文書等が保管されている査証システム内部の情報が記載され ていることから、これを公にすることにより、不正に査証申請を行 おうとする者が査証システムに不正にアクセスすることを容易に するおそれ等、査証関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが あると認められるので、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当 し、不開示とすることが相当である。

不開示情報該当性について

(1)(略)

しかし、処分庁は、第1段階選抜合格者に係る大学入試センター の得点については、前年度を含む過去3か年間の最高点、最低点及 び平均点を、毎年度、受験生に配布する入学者募集要項において公 表しており、本件に係る平成16年度分についても、既に、平成1 7年度入学者募集要項において公表しているところである。

このため、本件対象文書を開示することにより、新たに明らかと なる情報は、第1段階選抜における不合格者を含めた理科三類の受 験生の得点及びその人数であるところ、確かに、このような情報が 明らかになった場合、受験生や受験関係者が理科三類の出願等を判 断する材料としてこれを用いるとは考えられるが、それが受験生の 行動をゆがめることになるとまでは言えず、むしろ、正確なデータ が開示されることによって、より適正な判断がされることになると も考えられ、諮問庁の指摘する適正な入学者選抜の実施に支障を及 ぼすおそれや今後の入学試験における出願や受験について、受験生 や受験関係者の判断や行動に悪影響を与えるおそれがあるとは認

答申18(独情)16 148

「「「前期日程第一段階選抜 成績分布図」(平成16年度 理科三類) | 等の不開示決定 に関する件」

- 成績分布図等について、 法5条4号柱書きに該当 しないとしたもの
- 成績分布図等について、 法5条4号ハに該当しな いとしたもの

められない。

(2)(略)

しかし、本件対象文書を開示することにより、他の大学における 第1段階選抜の成績分布と比較され、受験者ひいては入学者の学力 が比較されることになったとしても、受験生等の学力比較は、公表 されている第1段階選抜の合格者の最高点、最低点及び平均点と他 の大学の同種の情報から既に一定程度可能であり、本件対象文書の 開示により、理科三類に係る今後の入学試験における出願や受験に ついて、受験生や受験関係者の判断や行動に悪影響を与えるおそれ が生ずるとは認められない。

149 | 答申19 (行情) 64

「平成17年公認会計士第 2次試験の合否決定に関す る文書の一部開示決定に関 する件」

・記述問題等の解答例について、これを公にすると答案のパターン化に一層拍車がかかり、受験者の能力等を総合的に評価することが困難となるなどとして、法5条6号柱書き該当性を認めたが、このうち計算問題等の解答例については、答案のパターン化に拍車がかかるとは考え難いなどとして、同号柱書き該当性を認めなかったもの

2 不開示情報該当性について

(1) 第3問から第16問までの解答例 (略)

論文式試験における第3問から第16問までの問題,本件対象文書中の当該問題に対応する出題の趣旨及び解答例並びに諮問庁の説明を総合的に勘案すると,上記不開示部分を公にした場合,答案のパターン化,画一化に一層拍車がかかり,その結果として,論文式試験を通して各受験者の理解力,判断力,論理的思考力等を総合的に評価して採点することがより困難となり,当該受験者の能力に関する的確な事実の把握が困難となって,論文式試験の選抜機能が損なわるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分を開示すると、公認会計士試験に係る事務 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという諮問庁の説明は、 首肯できる。

よって、第3問から第16問までの解答例の記載内容は、法5条6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

(2) 第1問及び第2問の解答例

当審査会において、本件対象文書のうち第1問及び第2問の解答例を見分したところ、当該部分には、簿記の計算や仕訳に関する問題に対する解答例が、計算式等を含まない数値のみによって記載されていることが認められる。また、解答例の一部には、別解も記載されていることが認められる。

このような問題においては、通常、問題の数値が変われば、解答となる数値も変わる性格のものであり、別解が存在している場合でも、これを暗記することによって、今後の類似の試験問題の参考とすることは、不可能であると考えられる。

したがって、当該部分を公にしたとしても、受験者の思考の画ー化を進め、答案のパターン化、画一化に拍車がかかるとは考え難い。また、諮問庁は、解答例を公にすれば、受験者等からの問い合わせが殺到して、試験委員の負担が増大し、試験問題の作成に制約が課されることとなったり、ふさわしい人材の確保が困難となったりするおそれがあると主張する。

しかしながら、同じ公認会計士第2次試験において、択一方式により記号で解答する短答式試験については、既に解答が公表されていることを考慮すれば、記述問題等のように多様な解答例が存在し

ない本件における簿記の問題のような場合には、諮問庁の説明する ような事態は想定し難い上、そもそも試験委員の職責にかんがみる と、試験問題の適否に関する批判や受験生等からの問い合わせが公 認会計士・監査審査会事務局を通して多少あったとしても、その程 度の負担は、受忍限度の範囲内であると言うべきであり、試験事務 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。

よって、第1問及び第2問の解答例については、法5条6号柱書 きの不開示情報に該当するとは認められないので、開示すべきであ

[参考答申] \bigcirc

答申19(行情)107 「特定新聞で報じられた処 分の原因となった情報流出 事件に関する調査にかかわ

る文書の一部開示決定に関 する件」

流出した情報の内容に関 する記述については、特定 ファイル共有(交換)ソフ トを介した流出事案の特 性を踏まえて、法5条3号 及び6号柱書き該当を妥 当と認めたもの

整理番号109の答申参照

- 答申19(行情)329 150 「「不法残留者等の削減のた めの厳格な上陸審査等の実 施について」の不開示決定に 関する件」
 - 厳格な上陸審査を実施す るに当たっての目標,審査 項目, 不法残留の現状並び に国籍別不法残留者の発 生状況を分析する手法及 び当該分析の結果と法務 省入国管理局が地方支分 部局に示した不法残留者 を削減するための上陸審 査の具体的な方策及び留 意点について、法5条6号 柱書き該当性を認めたも \mathcal{O}
- 2 不開示情報該当性について
- (1) 別表に掲げる情報を除く部分

本件対象文書のうち、別表に掲げる情報を除く部分(以下「本件 部分」という。)には、厳格な上陸審査を実施するに当たっての目 標、審査項目、不法残留の現状並びに国籍別不法残留者の発生状況 を分析する手法及び当該分析の結果が記載されており、また、これ らの情報を踏まえ、法務省入国管理局が同省の地方支分部局に対し て示した、不法残留者を削減するための上陸審査の具体的な方策及 び留意点が記載されているものと認められる。

諮問庁の口頭説明によれば、当該方策及び留意点は、上陸申請に 対して入国審査官が処分を行う際の厳格な上陸審査の対象とする 審査項目について、正確な事実認定を行うための着眼点等を示した ものであるとのことである。そして、本件部分が公になるようなこ とがあれば、不法残留しようとする者が、入国審査の際の入国審査 官の着眼点等を事前に把握するところとなり、当該着眼点等を回避 するような、より巧妙かつ不正な手段を講じて入国を図るおそれが あり、また、不法入国をあっせんするブローカーなどが、より巧妙 かつ不正な対策を組織的に講じ、不法残留しようとする者に対し助 言を行うなどのほう助行為を容易ならしめるおそれがあることか ら、正確な事実認定を行うことが困難になり、適正かつ厳格な上陸 審査の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。(略)

そこで、当審査会において、検討すると、このように不法残留者

が多数発生している状況及び各空海港における厳格な上陸審査は その対策の一環であることにかんがみると、本件部分を公にした場 合、不法残留しようとする者やそれをほう助しようとする者が、本 件部分に基づき、事前に種々の対策を講じることを容易にし、その 結果、不法残留しようとする者が、入国審査の際に入国審査官の着 眼点等を回避するような、より巧妙かつ不正な手段を講ずるように なれば、各空海港における厳格な上陸審査の事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれが生じることは否定できないことから、諮問庁の 上記説明は、是認することができる。

よって、本件部分は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する と認められることから、不開示が相当である。

151 答申19 (行情) 335

「戦没者遺骨を千鳥ヶ淵戦 没者墓苑に納骨するに先立 って焼骨を行う火葬場との 間で交わした契約書等の一 部開示決定に関する件」

・ 焼骨作業等を請け負った 業者名や火葬場名につい て、これを公にすると当該 業者への妨害行為等によ り請負契約が締結できな くなるなどとして、異議申 立人の主張及び提出資料 等を勘案し、厚生労働省の 事務支障を認めたもの 2 本件業者名等の不開示情報該当性について

諮問庁は、本件業者名等について、厚生労働省が主催する本件墓苑 拝礼式挙行に先立ち、戦没者遺骨を同墓苑に納骨する準備のために委 託契約を交わした業務請負業者を特定できる情報が含まれ、これらの 情報が公になると、当該業者の権利・競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるため、法5条2号イ及び6号ホに該当すると説 明する。さらに、妨害行為等により政府主催の行事の準備のための業 務委託契約を交わすことができなくなるなど、国の行う事務又は事業 の適正な遂行を妨げるおそれがあるものであるため、法5条4号及び 6号柱書きに該当すると説明する。

諮問庁はその理由として、過去において、本件焼骨に反対する団体が、当時の業務請負業者の情報を何らかの方法で入手し、当該業者に再三にわたる抗議の電話や文書等によるひぼう中傷などの行為を行ったことから、当該業者が焼骨業務の受託を辞退し、結果的に厚生労働省が本件焼骨業務を委託することができなくなった事実があったところ、このような行為は現実に起こり得、また、現在の業務請負業者のみならず、これまでの業務請負業者すべてに対して行われることが考えられることから、過去の本件業者名等についても不開示とした旨説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、年度ごとに様式 や内容は異なるものの、本件対象文書はいずれも本件焼骨業務に係る 請負契約や代金の支払などに関する文書であり、原処分において不開 示とされた部分には、契約を締結した相手方の名称や住所、電話番号 など、本件焼骨業務を請け負った特定の相手方が識別できる情報が含 まれていると認められる。

また、本件対象文書に記載されている本件焼骨業務の請負契約の相手方の名称等を見ると、年度によっては異なる業者名等が認められ、過去において本件焼骨の業務請負業者に対し、本件焼骨に反対する団体から抗議が行われ、当該業者が本件焼骨業務の受託を辞退したとする諮問庁の説明は妥当と認められる。

これらの状況を踏まえて、諮問庁の説明並びに異議申立人の主張及び異議申立人から当審査会に提出された様々な資料等を総合的に勘案すると、本件業者名等を公にすると、本件焼骨に反対する団体又は個人によって本件焼骨業務の請負業者へ抗議行動などが行われるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できるものである。そうする

と、そのことによって当該業者が本件焼骨業務を辞退するなどによ り、政府主催の本件墓苑拝礼式の挙行に支障を来す可能性があるとす る諮問庁の説明は是認することができる。

また、本件焼骨に反対する団体又は個人による抗議行動は、過去に 本件焼骨業務を請け負っていた業者にも同様に行われる可能性は否 定できないことから、過去に当該業務を請け負っていたという情報が 公になるとすると、今後、当該業務の請負を検討している業者が、請 負業務終了後の状況をおもんぱかり、当該業務の請負をちゅうちょ し、その結果、厚生労働省において、これらの業者と請負契約を締結 することが困難になるおそれも考えられる。このため、過去に本件焼 骨業務を請け負った業者名等についても、公にすることにより、本件 墓苑拝礼式の挙行に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件業者名等は、公にすることにより、国の機関が行う事 務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱 書きの不開示情報に該当すると認められることから、同条2号イ、4 号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当 である。

答申19 (行情) 428 152

> 「医師国家試験について, い わゆる禁忌肢が含まれる問 題の分かる文書等の不開示 決定に関する件」

・ 禁忌肢が含まれている問 題及び禁忌肢である旨の 記載について、6号柱書き に該当し、不開示妥当とし たもの

- 3 本件対象文書1の不開示情報該当性について
- (1) 当審査会において見分したところ、本件対象文書1には、禁忌肢 が含まれている問題及び当該選択肢が禁忌肢である旨の記載が認 められる。
- (2) 諮問庁は、本件対象文書1の不開示情報該当性について、禁忌肢 となり得る選択肢の内容に限界があるため、禁忌肢を含む問題は、 通常の問題よりも繰り返し出題される可能性が著しく高くなるこ とは否めず、既に過去に出題された問題の正答率が高くなることを 踏まえれば、当該文書を開示すれば、医師国家試験の受験者の多く は、試験対策として、過去に禁忌肢となったもののみを単純暗記し て試験に臨むことが想定され、医師として最低限持つべき医学的知 識や職業倫理を身に付けてきたかをチェックするという禁忌肢本 来の役割が果たせなくなり、試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあると説明する。

確かに、患者の生命や臓器機能の廃絶にかかわるような医療行為 や倫理的に誤った医療行為として、医師国家試験において禁忌肢と なり得る選択肢の内容はその数が限られているとする諮問庁の説 明は首肯でき、禁忌肢が含まれる問題の文言を変更したとしても、 禁忌肢となり得る主題内容を新たに設定したり、その内容まで変更 することは困難であると言え、禁忌肢を含む問題は、過去の問題と 同一又は類似の主題内容のものが頻繁に出題される可能性を否定 できない。このため、本件対象文書1を公にした場合、試験対策に より禁忌肢を含む問題に係る正答率が高くなることが推認される。

また、試験問題全体の中で、禁忌肢は、禁忌肢以外の選択肢に比 べ、その数が極めて少ないこと、一定数以上の禁忌肢を選択すると 当該試験に不合格になるという効果が直接的に発生することから、 禁忌肢以外の選択肢を公にすることに比較して、禁忌肢を公にする ことが試験結果に与える影響は非常に大きいと予想されることを 踏まえれば、上記諮問庁の説明は合理性があると認められる。

(3) 次に、異議申立人は、当審査会の参考答申を挙げて、医師国家試験の問題はすべて合否に結びついており、禁忌肢のみをことさら強調することは均衡を欠く旨主張するので、以下、この点について更に検討する。

諮問庁は、医師国家試験の合否基準に禁忌肢の選択数を採用している経緯について、平成7年の医師国家試験改善検討委員会の「患者の死亡や不可逆的な臓器の機能廃絶に直結する誤った知識を持った者は医師として不適格である。このような知識を持った受験者は別途に基準を設置し、たとえ全体として合格基準に達していても不合格とすることが適当である。」との報告を受けて、平成9年の第91回医師国家試験から、合格基準に定める数を超える禁忌肢を選択した受験者については、総得点にかかわらず不合格とする基準を採用していると説明する。(略)

さらに、上記の医師国家試験改善検討部会の資料に、禁忌肢の選択数以外の他の合格基準では合格しているものの、禁忌肢の選択数だけで不合格となった受験者がある程度存在する旨の記載があることも認められる。

医師国家試験の合否基準に禁忌肢の選択数を採用した上記の経緯や、禁忌肢の選択数だけで不合格となった受験者が実際に存在しており、当該合否基準が医師としての不適格な者を判別するのに一定の役割を果たしてきていることを踏まえれば、試験対策により正答率が高くなり、医師として最低限持つべき医学的知識や職業倫理を身に付けてきたかをチェックするという禁忌肢の本来の役割を果たせなくなるおそれが生じることを否定できず、このことによる日本の医療水準に対する影響は、禁忌肢以外の選択肢を公にする場合に比べ大きいと認められる。(略)

- (5) したがって、本件対象文書1を開示すると、禁忌肢の選択数による合否基準の役割が果たせなくなり、医師国家試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。
- 2 不開示情報該当性について
- (2) 諮問庁は、不開示部分の法5条6号柱書き該当性について、次のとおり説明する。

宮内庁では、現在でも、宮内庁の施策の実施に先立って、理解と協力を得るためや、専門的見地からの知見の提供を受けるために行う非公務員との面談・打合せ等、公表を前提としないで行った非公務員との面談や打合せの記録について、当該非公務員を識別できるような情報部分を公にする慣行はない。

仮に、宮内庁が、このような面談・打合せの記録を、当該面談・ 打合せに加わっていた非公務員がだれであったかが分かるような 形で開示するならば、当該非公務員はもちろんのこと、同庁と何ら かのかかわりを持つ非公務員一般と同庁との信頼関係が損なわる ことにつながり、今後同庁が非公務員に呼びかけて同種の面談・打 合せを行おうとしても、そもそも当該非公務員が、出席を拒否した り、あるいは、たとえ出席には応じても、率直な発言を回避又は拒 否しようとすることなどが深刻に懸念され、宮内庁の事務の適正な

- 153 答申19 (行情) 495 「立太子礼成年式関係会議 要録の一部開示決定に関す る件」
 - ・ 非公務員である者の氏名 及び当該者からの質問の 要旨とそれに対する宮内 庁次長及び課長の答えの 部分について、6号柱書き に該当し、不開示妥当とし たもの

. . . .

遂行に著しい支障を生じることになる。 (3) 確かに、不開示部分には、皇室に関わる施策についての非公務員 の質問及び回答が記載されており、その内容にかんがみれば、当該 非公務員にとっては、この質疑は非公表を前提として行われたもの であると解されるところ、これらを開示した場合、今後宮内庁にお いて開催する本件会議と同種の会議が円滑に行われなくなるなど、 宮内庁の皇室にかかわる施策の実施に必要な関係者の理解と協力 が得られなくなることにより、宮内庁の当該施策に不可欠な情報が 得られなくなり、宮内庁の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれ があると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示 とすることが妥当である。 答申20 (独情) 70 2 預金保険料額等の不開示情報該当性について 154 (2) 法5条4号柱書き及び同号ト該当性について 「保険料及び特別保険料領 収書等の一部開示決定に関 (略) する件」 イ 一般に、金融機関にとってその顧客情報を開示することは、顧 客との信頼関係を損なうこととなり、当該金融機関の信用に重大 な影響を与えるものと言うべきである。しかしながら、預金保険 朝銀近畿信用組合の預金 保険料額等について、預金 機構の業務は、法令の規定に基づき同機構が独占的に行うもので 保険法の規定により金融 あり、預金保険法50条の規定により金融機関は預金保険料を支 機関は預金保険料を支払 払う義務を負っているのであるから、経営が破たんし事業を他へ う義務を負っており、同機 譲渡して解散した金融機関の4年以上前(現時点では6年以上 構の事務及び事業の適正 前)の預金保険料額等を開示することが、同機構の現に事業を継 な遂行に支障を及ぼすお 続している他の金融機関の支払うべき保険料収納業務に係る事 それがあるとは言えない 務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言うこ 等の理由から開示すべき とはできない。 としたもの ウ また、本件においては、朝銀近畿信用組合の破たん処理手続は 既に完了しており、同信用組合の事業が特定A信用組合等に譲渡 されたこと、分割承継から開示請求までに4年以上が経過してい ること及び現時点では既に6年以上が経過していることから、こ の時期に朝銀近畿信用組合の預金保険料額等を開示することに より、朝銀近畿信用組合の事業を承継した三つの信用組合の開示 請求時点での預金額を推認することは困難であることを考慮す ると、預金保険料額等の開示によって、朝銀近畿信用組合を分割 承継した特定A信用組合等に対して予測外のリスクを及ぼすと は認められず、将来、預金保険機構自体が破たんした金融機関の 金融整理管財人に選任された場合に、破たん金融機関の事業の承 継先探しに係る事業に関する正当な利益を害するおそれがある とは認められない。したがって、本件においては法5条4号に該 当するとは言えない。 \bigcirc 「参考答申〕 答申20 (行情) 328 整理番号81の答申参照 「外務省所管の特定法人に 関する文書の一部開示決定 に関する件」 ・ 法的有効性が確定してい

ない法人の文書であっても. 有効な文書として行政機関 に提出された以上, 開示によ り指導監督事務の適切な遂 行に支障を及ぼすおそれが あるとは認められないとし たもの 答申21 (行情) 24 155 「「文化大革命の近況に関す る内話」等の一部開示決定に 関する件」 情報提供者を示すアルフ ァベットを、法5条6号柱 書きの不開示情報に該当 すると認めたもの

156 | 答申21 (行情) 50 | 「特定期間に在外公館なて

「特定期間に在外公館あて 発出された査証関係通達一 覧の一部開示決定に関する 件」

・ 査証発給手続きの変更や 外務本省に対する経伺に 関する具体的な情報を,法 5条6号に該当すると認 めたもの 2 不開示情報該当性について

(4)(略)

当審査会において見分したところ、文書8の1頁ないし2頁及び5頁、文書10の6頁、文書11の3頁及び9頁並びに文書14の1頁ないし5頁の不開示部分には、在香港総領事館への特定情報提供者を示すアルファベット、当該情報提供者の氏名(実名)及び当該情報提供者の所属先を推察させる具体的な内容が記載されており、これらを公にすると、情報提供の時期や面談相手、さらには本文の開示部分の記載内容等の情報から当該情報提供者がある程度特定される可能性も十分あり、また、特定情報提供者を示すアルファベットが開示されることとなれば、今後外務省が行う情報収集に際し、情報提供者自身が日本側に対し機微な情報提供を行うことをちゅうちょし、その結果、外務省が十分な情報収集活動を行うことができなくなるなど外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが相当である。

2 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、政策的判断により定めた特定国に属する者に対する査証発給手続に係る情報及び政策的判断により定めた査証発給の可否についての外務本省に対する経伺に係る情報が記載されており、これらを公にすることにより、特定国に属する者に対する査証発給手続に関して、何らかの変更を行ったことや外務本省に対する経伺に関する具体的な情報が明らかになると認められる。

査証発給手続における取扱いの変更について、当審査会において事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、査証関係事務は、我が国において不法就労、不法滞在等を企てようとする者による不正な査証申請を防止する一方で、内外の諸情勢等を勘案して相手国との人的交流、経済関係の促進に寄与するとの要請に応えるものでなければならないことから、発給手続における取扱いは時宜に応じ、外務省の政策判断に基づいて変更する必要が生じ、これらの変更は、政策的観点から積極的に広報することが有益であると判断される場合や、提出書類・書式の変更等申請手続との関係で公にする必要があるものや条約・法令の改正等に基づく変更を除いては、査証の不正取得の防止や相手国との信頼関係維持の観点から、一般に公にしていないとのことである。

査証発給が、これらの諸事情を勘案して、一定の政策的判断に基づいて行われるものであることは首肯し得ることから、政策的判断によ

		って定めた特定国に属する者に対する査証発給手続の変更や外務本省に対する経伺に関する具体的な情報が明らかとなれば、これらに関する査証申請を行う者の国籍国との信頼関係が損なわれるおそれ又は国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当すると認められる。さらに、当該情報を公にすることにより、我が国において不法就労、不法滞在等を企てようとする者による不正な査証申請を容易にするおそれがあるため、査証関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号にも該当すると認められる。
	[参考申] 答申21 (行情) 641 「特定国道改築工事に伴う 特定国道改築工事に伴う 特定国道改装の一部開示法 に関する件」 ・ 公共権者といったの見いではいる。 ・ 公地権の一般といったののではいる。 ・ 公地権の一般といったがではいる。 ・ 公地権の一般といったがではいる。 ・ 公共権者がいる。 ・ 公共権者がいる。 ・ 公共権者がいる。 ・ 公共権者がいる。 ・ ではいいおとないではいる。 ・ ではいいおとないではいる。 ・ ではいいおとないではいる。 ・ では、の見いではいいがいる。 ・ では、のの見いでは、 ・ では、のの見いでは、 ・ では、 ・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	整理番号9の答申参照
	[参考答申] 答申22(行情)133 「本省指定職で自宅送迎を している公用車の運転記録 の一部開示決定に関する件」 ・ 公用車の運転記録のうち,使用者(役職名),部 局課名,入出庫時間,運行 管理時間,行先,運転区間 を開示すべきとしたもの	整理番号123の答申参照
157	答申22(行情)604, 605,607,608 「燃料施設新設土木その他 工事に係る積算価格内訳明 細書の一部開示決定に関す	2 不開示情報該当性について (1) 不開示とされた部分には、本件工事に係る積算内訳の一部として の積算単価及び当該単価に各数量を乗じた数値が記載されている ことが認められる。 政府機関が実施する公共工事に関連する情報の開示基準につい

る件外3件」

・ 公共工事の予定価格及び 積算内訳等について,開示 すべきとしたもの

- て、諮問庁から参考資料として「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)の提供を受けて確認したところ、国が実施する公共工事の予定価格及びその積算内訳については、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置の一つとして、各省各庁の長等が、契約締結後に、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合には公表する旨記載されている。
- (2) そこで、防衛省が実施する公共工事について見ると、当該工事が 防衛省・自衛隊の業務に特有なものであって、その予定価格及びそ の積算内訳について、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊 の任務の遂行に支障が生じる場合などには、上記の指針にかかわら ず、不開示情報に該当する可能性がある。

しかしながら、本件工事に関しては、その対象物、内容、使用する素材等に照らして、防衛省・自衛隊の業務に特有なものとは認められず、通常の公共工事と認められるので、その予定価格及びその積算内訳については、これを公にしたとしても、防衛省・自衛隊の任務に支障が生じるとは認められず、また、将来実施する同種施設の入札において予定価格が推察されるとまでは言えず、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、国の財産上の利益が損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法5条6号に該当するとは認められない。

(3) 諮問庁は、不開示部分の一部には、市販の刊行物に掲載された著作権を有する単価や専門工事業者の見積り金額もあるため、公にすることによって、刊行物発行者の事業に影響を与えたり、専門工事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、法5条2号にも該当する旨主張する。

しかしながら、本件対象文書を見分したところ、不開示部分のうち、どの数値が刊行物に掲載された単価ないし専門工事業者の見積り金額であるかを識別することは困難であり、これを公にしたとしても、直ちに刊行物発行者や専門工事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号に該当するとは認められない。

- (4) したがって、当該不開示部分は、法5条2号及び6号のいずれに も該当せず、これを開示すべきである。
- 23-13 | 答申23 (行情) 327 「神奈川労働局に提出され た熱中症に係る災害調査復 命書の一部開示決定に関す る件」
 - ・ 熱中症に係る災害調査復 命書のうち,災害の原因や 再発防止策の一部につい て,5条6号柱書き該当性 を否定した例
- 2 不開示情報該当性について
- (1) 文書 1 (災害調査復命書本体) (略)
 - カ 別表の2欄に掲げる文書1の③の部分(「災害発生の原因,防止のために講ずべき対策等の詳細」欄の記載内容)

当該部分は、災害関係者の供述及び提供資料に基づき、調査担当官が災害の原因、対策等を記載したものであると認められ、これらを公にすると、今後同様の災害調査において災害の原因究明に必要な具体的な情報が十分に得られなくなり、災害調査という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、6頁12行目ないし7頁1行目の部分については、原処分において既に開示されている内容とも極めて類似しており、また、本件の災害である熱中症は労働の現場のみならず、広く国民の間においても発症が多く認められ、その症状や対応策についても報道等により広く周知されており、当該部分の記載内容はその内容と共通する部分が多く認められるので、これを開示しても、災害発生事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、労働安全衛生行政における検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当しないので、開示すべきである。

- 23-14 | 答申23 (行情) 514 「裁決書の一部開示決定に 関する件」
 - 更正処分に係る裁決書の 名宛人情報について, 適時 開示規則という制度に従 って、既に広く公にされて いるものであることから すれば、その限りにおい て、国税不服審判所におけ る審理の非公開原則が一 定程度制約されることは, 制度上当然のこととして 予定されているものとい うべきであり、開示したと しても国税関係審査請求 を行っている法人や国民 (納税者) 全般からの信用 を失うといった事態が生 じるおそれがあるとは認 められないとして、5条6 号柱書き該当性を否定し た例

2 不開示情報該当性について

(1)参加人の名称 (別紙2の1に掲げる部分) について

諮問庁不開示主張部分のうち、別紙2の1に掲げる部分には、本件更正処分に係る裁決書(本件対象文書)の名宛人である参加人の名称の情報(以下「本件名宛人情報」という。)が記載されている。(略)

工 法5条6号該当性 (略)

(イ) 国税不服審判所の制度上、参加人(国税裁決審査請求人)の 名称を含め、同審判所が行った調査の内容や検討内容等審理の 過程に関する情報が原則として非公開とされているとの諮問 庁の説明については、これを不合理とすることはできず、首肯 できるものと認められる。

しかしながら、本件の場合、本件名宛人情報が、国税不服審判所の審理の過程で非公開とされていたとしても、裁決書として外部に示された段階で、その名宛人たる参加人自身が、適時開示規則による義務付けに従って当該情報を公にしているものである。

仮に、国税不服審判所にとって、裁決書の名宛人情報を非公開とすることが望ましいと考えているとしても、裁決書を受けた名宛人が、適時開示規則に基づいて当該裁決の名宛人であることを公にすることにつき、同審判所がこれを制限することができるとする法令上の根拠は見いだし難く、むしろ、本件名宛人情報については、適時開示規則という制度に従って、既に広く公にされているものであることからすれば、その限りにおいて、国税不服審判所における審理の非公開原則が一定程度制約されることは、制度上当然のこととして予定されているものというべきである。

そうすると、このような制度の下では、国税不服審判所が本件名宛人情報を開示したとしても、諮問庁が上記(ア)で主張するような機序によって、国税関係審査請求を行っている法人や国民(納税者)全般からの信用を失うといった事態が生じるおそれがあるとは認められない。

なお、刑事訴訟法や不動産登記法等においては、一定範囲の 情報について法の適用が除外されているが、国税不服審判所の 手続については、かかる適用除外規定が設けられていないこと からしても、同審判所の保有する情報については、法が適用さ れ、一定の情報が開示され得ることが予定されているものとい える。

以上のことから、本件のように適時開示規則に基づいて名宛 人情報が既に公とされている状況の下においては、国税不服審 判所が法に基づきこれを開示したとしても、同審判所の審理に おける非公開の原則が崩れるとまでは言えず、また、同審判所 の信頼の喪失につながるとも認められない。

したがって、この点に関する諮問庁の主張には理由がない。

(ウ) また、諮問庁は、仮に本件名宛人情報が広く公にされている情報であっても、これを公にすることによって、今後、国税関係審査請求人が、主張する内容や提出する証拠の検討に時間を要し、また、顧客・取引先や秘匿したい取引内容に関する情報について外部に明らかにならないように意識することにより、十分な主張や立証が行えないこととなるなどとして、国税不服審判所の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれについて、るる説明し、本件名宛人情報が法5条6号柱書きに該当する旨主張している。

しかしながら、諮問庁の上記主張は、当該情報が広く公にされていない場合には一応首肯し得るものであるとしても、当該主張内容をつぶさに見ても、本件のように、本件名宛人情報が既に広く公にされているという事実関係を前提とした場合、当該情報を開示することにより、国税不服審判所の事務において新たにどのような支障が生ずるかにつき、具体的かつ説得的な理由が示されているとは認められない。

したがって、諮問庁の上記主張をもって、本件名宛人情報が 法5条6号柱書きに該当すると認めることはできない。

24-17 | 答申24 (行情) 137 | 「平成21年8月開催の医 道審議会あん摩マッサージ 指圧師, はり師, きゅう師及 び柔道整復師分科会資料の 一部開示決定に関する件」

・ 都道府県が養成施設設置 計画書を厚生労働大臣に 進達するに当たり付した 意見について、法令上求め られているものではなく、 また、養成施設の設置に関 しては、関係者の利害が対 立することが予想される ところ、都道府県の意見 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略)

(3) 都道府県及び関係団体の意見

諮問庁は、当該部分は、法5条6号柱書きに該当すると説明する。 ア 都道府県の意見

- (ア) 当審査会において、あはき法の規定、健政発第412号通知等を確認したところ、当該都道府県の意見は、健政発第412号通知において、「養成施設を設置しようとする者から、設置計画書の提出があった場合、当該計画書の進達に際しては、その計画内容を審査し、当該養成施設の設置に関する都道府県の意見を付されたいこと」との旨の留意すべき事項が示されていることを受けて、養成施設設置計画書に付されているものと認められた。
- (イ) また、当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のa及びbのとおりであった。
 - a あはき法附則19条1項において、視覚障害者であるあん

は、これを公にすると、今後、その率直な意見が得られなくなり、養成施設の認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、5条6号柱書き該当性を認めた例

摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、養成施設の認定等をしないことができる旨の規定がある。また、同条2項において、認定等をしない処分をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないと規定されている。

- b 都道府県の意見も、医道審議会が意見を決議する際の重要 な判断材料となっている。
- (ウ)上記(ア)及び(イ)を踏まえると、都道府県が養成施設設置計画書を厚生労働大臣に進達するに当たり意見を付すことは、法令上求められているものではなく、健政発第412号通知により依頼されているのみであり、また、養成施設の設置に関しては、関係者の利害が対立することが予想されるところ、都道府県の意見は、これを公にすると、今後、その率直な意見が得られなくなり、養成施設の認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

○ [再掲]

答申24 (行情) 214 「特定拘置所視察委員会意 見書の一部開示決定に関す る件」

・ 特定死刑確定者のテレビ 及びDVDの視聴が認め られていない理由等につ いて、これが明らかにされ たとしても、特定拘置所が 被収容者 (死刑確定者) の 状況に係る事実等を正確 に把握することが困難と なるおそれがあるとは考 え難く,特定拘置所が誤っ た判断に基づき視聴を認 めることにより, 異常事態 をじゃっ起させ、又は、そ の発生の危険性を高める おそれがあるとの諮問庁 の説明は首肯できないな どとして,5条4号及び6 号柱書き該当性を否定し た例

整理番号24-12の答申参照

〇 [再掲]

答申24 (行情) 478 「「特定会社に係る債権管理 回収業に関する特別措置法 整理番号24-4の答申参照

に基づく営業の許可につい て」等の一部開示決定に関す る件」

・ 諮問庁が定期検査の周期 を予測できる等により不 開示を主張する情報につ いて、これを公にしても定 期的に行われる検査につ いての実施間隔の傾向が 分かるにすぎないなどと して、5条2号イ、6号柱 書き及び同号イ該当性を 否定した例

24-18 答申 2 4 (行情) 5 1 5

「平成21年度指導対象保 険医療機関数等に係る文書 の一部開示決定に関する件」

・ 指導を予定している保険 医療機関等の年間の対象 件数等の表中の個別指導 対象機関数欄の情報につ いて、保険医療の指導・監 査業務の流れを踏まえる と,個別指導を行い,その 結果により監査等に移行 した案件等について監査 が終了するまでに3年度 間程度かかる案件が存在 し、その間に当該情報が開 示されると、保険医療機関 等に対する指導・監査事務 の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあるとした 上で、本件については、諮 問庁が主張する上記期限 を超えているとして, 5条 6号柱書き該当性を否定 した例

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書における不開示部分は、別紙2に掲げる文書3のうち、「個別指導対象機関数」欄中の、「情報提供等」、「(4%)」、「高点数」及び「計」の各欄に記載された情報であり、諮問庁は、「高点数」及び「計」の各欄に係る情報(本件不開示部分)について、不開示を維持することが妥当であるとしている。
- (2) 諮問庁は、本件不開示部分の不開示理由について、以下のように説明する。
 - ア 保険診療における指導・監査の位置付け及び情報提供の重要性 等について以下のように説明する。

保険診療の財源は、国民からの保険料であり、保険医療機関等に対する国民の信頼がなくなると保険料の支払いをちゅうちょするおそれが生ずる。厚生労働大臣等は、保険医療機関等に対し健康保険法等の規定に基づき、療養の給付、健康保険の診療等に関し、指導を行う。

指導の形態としては、第3の4(1)に掲げる、集団指導、集団的個別指導及び個別指導がある。

個別指導において、不正又は著しい不当があったことを疑うに 足りる理由がある場合には監査に移行する。

監査は、保険医療機関等が行う診療内容又は診療報酬請求について、不適切なものについては、その事実を確認し必要な措置を講ずることを目的としている。個別指導の結果によっては要監査となる場合があることを踏まえると、個別指導は保険診療の適正化に重要な役割を担うものである。

指導計画においては、情報提供をその選定理由とする個別指導 を優先して実施している。

イ 不開示とされている文書3の「個別指導対象機関数」欄中の「計」欄に「0」の記載がある場合、当該年度は、当該類型区分に分類された保険医療機関等に対しては個別指導の予定が組まれていないことを意味するが、その後、「0」の記載がある類型区分に該当する保険医療機関等について、診療の内容又は診療報酬の請求が不適切である旨、第三者から情報の提供がなされ、個

別指導が行われることも想定され、この場合、当該保険医療機関等が、自らが個別指導の対象となった選定理由について、情報の提供であることを知り得ることになり、当該保険医療機関等によっては、情報の提供元の割り出しが行われ、何らかの不利益を被る可能性があり、その結果として、これまで社会正義の観点から情報提供を行っていた者が、自らに不利益が及ぶことを恐れて、今後、情報の提供をちゅうちょすることにより、情報源が失われることが危惧される。

- (3) さらに、諮問庁は、本件不開示部分に関し、個別指導に係る類型 区分及び指導理由ごとの保険医療機関等数の計画数については、個 別指導の監査等の措置等に要する期間を考慮して、個別指導を実施 する当該年度を含めて3年度間程度は、法5条6号柱書きの不開示 情報に該当するものと考える、と説明する。
- (4) 上記(2) 及び(3) を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

保険医療機関等に対する, 個別指導における情報提供は極めて重要であるとする諮問庁の説明は妥当であると認められる。

また、保険医療の指導・監査業務の流れを踏まえると、個別指導を行い、その結果により監査等に移行した案件等について監査が終了するまでに3年度間程度かかる案件が存在し、その間に本件不開示部分が開示されると上記(2)に記したような不都合が生ずるとする諮問庁の説明は首肯できる。

しかしながら、本件不開示部分については、諮問庁が主張する、 上記(3)の期限を超え、個別指導を実施する当該年度から約4年 度間が経過しており、これを公にした場合に、保険医療機関等に対 する指導・監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは 認められない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当せず、 開示すべきである。

○ [再掲]

答申25 (行情) 88 「特定調査研究に係る総合 評価方式による一般競争入 札における「技術審査評価 (案)」等の一部開示決定に 関する件」

・総合評価方式による一般 競争入札における入札業者 に係る担当課による評価の 情報について、総合評価基準 が評価項目ごとに明確にされ、かつ、事前に公表されて いる状況では、担当者いかん で評価結果に大きな差異が 生じるとは考え難い等とし 整理番号25-12の答申参照

- て、5条6号柱書きに該当しないとした例
- ・ また、入札情報に関する 従来の答申との関係にも言 及
- 25-19 答申25 (行情) 154 「平成20年度第2回選定 委員会議事録等の一部開示 決定に関する件」
 - ・保険医療機関等の個別指導の選定理由欄について、情報提供を選定理由とする個別指導は存在しないことから、個別指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないとして、5条6号柱書きに該当しないとした例
- 3 不開示情報該当性について (略)
- (2) 本件対象部分④について

(略)

ウ 本件名簿については、原処分において既に一部の情報(「種類」、「病院・診療所の別」、「入・外の別」、「診療科名・病院種別」、「平均件数」及び「平均値(補正点数)」等)が開示されており、個別指導の対象となった保険医療機関等は、これらの開示情報から本件名簿中のどの保険医療機関等に自身が該当するか特定することは可能であるという諮問庁の説明は首肯できる。このため、そのような保険医療機関等について更に「選定理由」欄を公にすると当該保険医療機関等に個別指導の選定理由そのものを明らかにしたのも同然のこととなるという諮問庁の説明は首肯できる。

また、個別指導の対象となった保険医療機関等において、上記のようにその選定理由が明らかとなった場合、当該保険医療機関等のうち、選定理由が情報提供であるような保険医療機関等の中には、自らの選定理由を知ることにより、情報の提供元の割り出し、情報提供者に対する不利益な取扱い等を行うことが考えられ、その結果としてこれまで社会正義の観点から情報提供を行っていた者が自らに不利益が及ぶことをおそれて、今後の情報提供をちゅうちょする等により、情報源が失われるおそれがあり、これにより、今後の個別指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

エ ところで、本件名簿は、平成21年度実施予定の個別指導に係るものであるが、当審査会において本件対象部分④を見分したところ、当該年度に実施が予定されていた個別指導は、全てが情報提供以外の選定理由によるものであると認められた。

さらに、上記(1)において本件対象部分①のうち、「個別指導の情報提供・再指導・高点数及びその他の対象件数」欄については開示すべきであると判断したところであるが、当該欄に記されている情報からも当該年度に実施が予定されていた個別指導の選定理由は、情報提供以外であることが明らかである。

本件対象部分④の不開示情報該当性について,諮問庁は上記ア及びイのとおり説明するが,本件対象文書には情報提供が選定理由である個別指導は存在していない。また,本件対象部分④の情報を公にした場合に諮問庁が説明する個別指導の実施に備えた事前の対策を講じるおそれがあり,個別指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。このため,当該部分に係る不開示情報該当性について諮問庁に更に説明を求めたが,説明は得られなかった。

		そうすると、本件対象文書のように情報提供を選定理由とする 個別指導が存在しない事例においては、本件対象部分④を開示し ても、今後の個別指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが あるという諮問庁の説明は妥当であるとは認められない。すなわ ち、当該部分の情報は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべ きである。 (注)本件対象文書④は、「平成20年度第2回石川選定委員会議事録 第2号議案書中「平成21年度個別指導選定対象保険医療機関名 簿」のうち、「選定理由」欄の不開示部分の全て」である。
0	[再掲] 答申25 (行情) 264 「CISPRにおいて電力 搬送通信設備 (PLT) に関連して我が国が提出及び受領した文書の不開示決定に関する件」 ・ IEC (国際電波標準会議) に係る文書について、IEC (国際電波標準会 国際機関ではないことから、同号に該当しないとしつつ	整理番号25-17の答申参照
	同条 6 号柱書きに該当する とした例	
0	[再掲] 答申25 (行情) 329 「平和のフロンティア部会 議事録等の一部開示決定に 関する件」	整理番号25-18の答申参照
	・ 有識者会議議事録に記載された発言委員の姓について、出席委員の姓及び発言内容は全て開示されていること等から、5条5号及び6号柱書きに該当しないとした例	
25-20	答申25 (行情) 420 「特定鉄道事故に係る口述 聴取に関する文書の一部開 示決定に関する件」 ・ 鉄道事故に係る運転士口 述聴取記録のうち,特定運転 士の口述聴取記録が何回目 のものなのかを明示するこ	3 運転士口述聴取記録の回次を明らかにすることについて原処分は、特定鉄道事故に係る運転士口述聴取記録のうち何回目のものが本件対象文書に該当するかを明らかにせずに行われているが、上述2(3)において判断したとおり、該当する運転士口述聴取記録が何回目のものなのかを明示すると、このことを通じて、具体の口述内容それ自体が開示されなくとも、特定鉄道事故に係る運転士口述聴取記録に記載された具体の口述内容を知り得るものである。このため、該当する運転士口述聴取記録が何回目のものなのかを明示することは、上述2(2)で法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると判

とは、既に開示等されている 情報から具体の口述内容の 部分を開示することと同様 の結果を生じさせるとして、 5条6号に該当するとした 例 断した具体の口述内容の部分を開示することと同様の結果を生じさせるものと認められることから、本件対象文書の特定が原処分のようなものにとどまることにもやむを得ない特段の事情がある。

よって、原処分において、運転士口述聴取記録の回次及び日付を明らかにしないまま本件対象文書を特定し、その全てを不開示としたことは妥当である。

○ [再掲]

答申26 (行情) 18 「特定法人の法人税確定申 告書に添付されている貸借 対照表等の不開示決定に関 する件」

・特定法人が法人税の確定 申告書に添付した貸借対 照表等について、別途、民 事訴訟手続において内容 虚偽の文書を証拠として 提出したという特異な足 提出したという特異なれ を公にしても、じ後、法人 が適正な申告書類の提出 をちゅうちょすることに なるとはいえないなどと して、5条6号柱書きに該 当しないとした例 整理番号25-15の答申参照

26-15 | 答申 2 6 (行情) 9 5

「平成24年度保険医療機 関等の指導及び監査の実施 状況報告書等の一部開示決 定に関する件」

・本件不開示部分である 選定機関等及び実施機関 等数について、別の開示 請求において開示されて おり、それによる具体的 な支障について諮問庁が 把握していない事実に らせば、情報提供者に 様々な不利益が生じる等 保険医療機関等の指導事 を及ぼすおそれが生じ る、あるいは高まるとは 認められないとして5条 2 不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分1について

(略)

イ 本件不開示部分1の不開示情報該当性について,諮問庁は第3 の4(3)のとおり説明する。

ところで、審査請求人が、本件不開示部分1は以前の開示請求に対する決定において開示されていたと主張すること、他の同様の複数の諮問事件において審査請求人の上記主張と同様の趣旨の主張がなされていることを踏まえ、本件不開示部分1の不開示情報該当性について、当審査会において諮問庁に更に説明を求めたところ、諮問庁は、本件開示請求以前の複数の開示請求において本件不開示部分1に該当する部分は開示されていたが、当該開示は妥当でなかったと説明する一方で、そのことにより生じた具体的な支障については把握していないとも説明する。

ウ 上記の諮問庁の説明を踏まえて検討するに、個別指導の対象となる保険医療機関等が、自らの選定理由が情報提供によるものであると推察するに至った場合、情報提供者に様々な不利益が生じる等、保険医療機関等の指導事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は、これまでに本件不開示部分1が開示されたことがないことを前提として是認できるものであ

6号柱書きに該当せず開 示すべきとした例

るとしてきたところである。

しかしながら、本件の場合、本件開示請求とは別の開示請求に おいて選定機関等及び実施機関等数が開示されていたこと、ま た、そのことにより生じた具体的な支障を諮問庁において把握し ていないという事実に照らせば、仮に本件不開示部分1を開示す ることにより個別指導の対象となった保険医療機関等が自らの 選定理由が情報提供であることを推認し得ることはあるとして も、そのことだけでは、情報提供者に様々な不利益が生じる等保 険医療機関等の指導事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ が生じる、あるいは高まるとは認められないことから、諮問庁の 説明を是認することはできない。

以上のことから、本件不開示部分1は、法5条6号柱書きに該 当せず、開示すべきである。

26-16 答申26 (行情) 195 「医療指導監査業務等実施 要領(監査編)の一部開示 決定に関する件」

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の3欄に掲げる部分

別表1の3欄に掲げる部分は、いずれも、様式例、記載例、一般的な標題、一般的な留意事項、一般的な設問内容等であり、個別指導の対象となる保険医療機関等の選定方法、監査の事前調査に当たっての着眼点等を端的に示す具体的な記載ではなく、これらを公にしても、個別指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイに該当せず、 開示すべきである。

・ 医療指導監査マニュア ルに関して、様式例、記 載例、一般的な標題・留 意事項・設問内容等につ いては個別指導の対象と なる保険医療機関等の選 定方法、監査の事前調査 に当たっての着眼点等を 端的に示す具体的な記載 ではないことから、5条 6号柱書き及びイに該当 せず開示すべきとした例

26-17 | 答申 2 6 (行情) 3 8 2

「男女雇用機会均等関係業務取扱要領(平成25年4月)の一部開示決定に関する件」

・ 不開示情報該当性についての説明を類型化した上で、それぞれの該当部分を別表に整理し、その余の部分は、雇用均等行政機関が行う事務についての一般的な記載や法令等で明らかにされている部分などであるから、5条6号に該当しないとし

2 不開示情報該当性について

(1) 不開示部分のうち、別紙の1に掲げる部分には、紛争解決の援助 のために行う助言、指導及び勧告について、報告を求める期間が記載されている。

これらを公にすると、紛争解決に係る紛争当事者の熱意や努力に 悪影響を及ぼす等、当該助言、指導等の効果が減殺され、雇用均等 行政機関が行う紛争解決の援助に係る事務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示と することが妥当である。

(2) 不開示部分のうち、別紙の2に掲げる部分には、均等法違反是正等のために行う報告徴収並びに助言、指導及び勧告について、報告又は是正措置を求める期間や、報告又は是正措置を促すための個別具体的な取扱い等が記載されている。

これらを公にすると, 均等法違反是正等に係る事業所の熱意や努力に悪影響を及ぼす等, 当該助言, 指導等の効果が減殺され, 同法

た例 の違反是正及び履行確保のため雇用均等行政機関が行う事務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示と することが妥当である。 (3) 不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分には、均等法違反に対 する是正又は改善の判断基準が個別具体的に記載されている。 これらを公にすると、事業主が本来の目的である均等法違反の是 正を実質的にしないまま, 雇用均等行政機関による指導等が終了と なることに主眼を置いた対応をすることを助長するおそれがある ことから、雇用均等行政機関が今後の是正判断に係る正確な事実の 押握や適正な判断をすることが困難となり,同法の違反是正及び履 行確保のため雇用均等行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあると認められる。 したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示と することが妥当である。 (4) 不開示部分のうち、別紙の4に掲げる部分には、申請等を理由と する不利益取扱いに対する雇用均等行政機関の対応が記載されて いる。 これらを公にすると、労働者が申請等を行うことをちゅうちょす る可能性を否定できず、雇用均等行政機関が今後の申請等を理由と する不利益取扱いに係る正確な事実の把握や適正な判断をするこ とが困難となり、均等法の違反是正及び履行確保のため雇用均等行 政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認 められる。 したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示と することが妥当である。 (5) その余の部分は、雇用均等行政機関が行う事務についての一般的 な記載や法令等で明らかにされている部分、又は原処分で既に開示 されている部分及び諮問に当たり新たに開示することとしている 部分からおのずと明らかになる部分である。これらを公にすると、 ①紛争解決の適切な援助が困難となる等事務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれ、②正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しく は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする等事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、③過料を免れるために事業所に おいて資料の隠匿や改ざん、不当な報告徴収への対応等が行われる 等雇用均等行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるとの諮問庁の主張は首肯できない。 したがって、当該部分は、法5条6号に該当せず、開示すべきで ある。 [再掲] \bigcirc

答申26 (行情) 456 「特定保険薬局に対する個 別指導に係る全資料の一部 開示決定に関する 件口

整理番号26-3の答申参照

・ 特定保険薬局に係る個別指導による返還金額について、その情報は、特定保険薬局が本件個別指導において、指摘された不正・不当な診療報酬の請求に係るものであり、本件請求に限定された情報で、個別指導における指摘事項は、事例ごとに様々であることから5条6号柱書きに該当するとの諮問庁の主張を是認できないとした例

答申26 (独情) 53

2 不開示情報該当性について

・ 民事調停において提出 等された文書について, これを公にすると,機構 が行う民事調停に関する 事務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあると して,全体として5条4 号柱書きに該当するとし た例 処分庁は、どのような文書が含まれるかを明らかにせず全部不開示としたものであり、諮問庁は、本件対象文書を公にすると、民事調停に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり(法5条4号柱書き)、今後、民事調停の手段による法的争訟の解決が困難になることから、当事者としての地位を不当に害するおそれがある(法5条4号二)とともに、調停の相手方に関する法人情報が記録されていることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある(法5条2号イ)と説明する。

民事調停は、民事調停法に基づき、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とするものであり、この目的を達成するため、民事調停法22条において、「特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する」と規定され、非訟事件手続法30条において、「非訟事件の手続は、公開しない」こととされており、これらの規定により、民事調停の手続は非公開で行われるものと認められる。

そして、本件対象文書は、民事調停の手続において、当事者が裁判 所に提出したもの及び裁判所が発出した文書であり、正に民事調停の 手続における文書といえる。

そうすると、本件対象文書を公にすることは、公開しないことを前提とした民事調停の手続における文書が明らかになることを意味することから、機構において今後発生可能性のある民事紛争において、民事調停という柔軟な解決手段を採り得なくなる可能性が高くなるとの諮問庁の説明は、不適切とはいえず、機構が行う民事調停に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、全体として法5条4号柱書きに該当し、全部を不開示とした決定は妥当である。

○ [再掲]

26-18

答申27(独情)76 「科学技術文献情報提供事業に係る提供業務の事業者 公募に関する文書の一部開 整理番号27-11の答申参照

示決定に関する件」

• 科学技術文献情報提供 事業の民間事業者への事 業移管に伴う事業者公募 の選定における「必須要 件及び加点評価の評価方 法の審査基準」の不開示 部分について, 次回調達 の審査基準と全く同一に なるとは考えにくく、当 該不開示部分に記載され ている内容は、公募する 事業等について諮問庁が 求める条件、より高く評 価するポイント等を具体 的に示すものであって、 これを明らかにすること により、 諮問庁が今後行 う事業者公募の事務又は 事業の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれが生ずる ことは想定し難いことか ら、法5条3号及び4号 柱書きのいずれにも該当 せず開示すべきと判断し た例

> 2 被保険者・受給権者等からの相談及び届出処理に関する取扱いの不 開示部分について

(略)

(3) 不開示情報該当性について (略)

ア 共通的な判断

- (ア) 法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等
 - a 関係法律名や当該者の呼称,あるいは、法律の目的,趣旨 等から推認できる内容のものは、個人に関する情報であって 特定の個人を識別することができるものには該当せず、ま た,これを公にすることにより、個人の権利利益を害するお それがあるものと認められず、さらに、機構が行う事務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。 したがって、当該部分は、法5条1号及び4号柱書きのい ずれにも該当せず、開示すべきである。
 - b 諮問庁は、機構において使用する当該者を保護するための 手法の内容、当該手法の内容が推認される情報、又は機構が 当該者に行う具体的な保護の内容は、これを公にすると、無 用な興味の対象となり、また、特定の個人につながる情報と

28-9 答申28 (独情) 71 「「年金相談マニュアル」の 一部開示決定に関する件」

> ・ 年金相談マニュアル全 編の開示請求に対し、法 律上保護されるべき特定 被保険者等については、 法律の趣旨等から推認で きる内容のものは、法5 条1号及び4号柱書きに 該当せず、開示すべきで あるが, 当該特定被保険 者等を保護するための手 法の内容等は、同号柱書 きに該当することから不 開示妥当とし、また、日 本年金機構の業務上の必 要性により取扱いを区別

している特定被保険者等については、区別の手法 の内容のみならず、機構 の業務の必要性により 扱いを区別していること 自体の情報も、これを公 にすると、当該特定被 険者等が無用な興味の対 象となり、又は差別や偏 見の一因になるおそれが あるとして、同号柱書 に該当することから不開 示妥当とした例 して悪用されることにより、当該者の安全の確保及び秘密の 保持に支障を及ぼし、その結果、新たな手法の検討やシステム改修等をしなければならなくなるなど、機構が行う事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

上記諮問庁の説明は、法律の目的、趣旨等を踏まえると、 否定できない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)機構の業務上の必要性により取扱いを区別している被保険 者・受給権者等

諮問庁は、当該者に対し機構の業務の必要性により取扱いを 区別していること自体の情報は、これを公にすると、当該者が 無用な興味の対象となり、又は差別や偏見の一因になるおそれ があり、また、当該者に対する特別な取扱方法の内容は、これ を公にすると、職場の関係者等には、特定の個人が当該者であ ることが判明するおそれがあり、このような事態を回避、防止 するため、新たな手法やシステム改修の検討をしなければなら なくなる可能性があるなど、機構が行う事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあると説明する。

上記諮問庁の説明は、機構が、業務上の必要性により、当該 者について取扱いを区別して業務を行っている現状を踏まえ ると、否定できない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条 1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。

「「言語機能の障害に関する対応案及び高次脳機能障害の障害認定に係る意見照会(指示・依頼)」等の不開示決定に関する件」

・ 成案となる前の段階の 文書について、障害認定 基準そのものの具体的な 案の部分については、こ れを公にすると、障害年 金請求者等から、決定さ れた障害認定基準と比較 して、十分な検討や議論 が尽くされていないので はないかといった誤解 や、認定要件の記述内容 が変化している事実のみ を捉え、それをとりわけ 2 不開示情報該当性について

(略)

(2)「案」の部分について

ア 文書1

(略)

- (ウ) 当審査会において文書1を見分したところ,文書1の「案」 の部分には,「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」改正に 伴い,言語機能の障害に係る診断書の提出が必要になったこと 等に対応して,請求者等に対し窓口において言語機能の障害の 有無を聞き取って必要な案内をするなどの事務上の対応方法, 言語機能の障害の診断書等に係る一般的な内容のQ&A,該当 者への周知文などが記載されているにすぎないと認められる。
- (エ) このため、当該部分の記載内容等を踏まえると、当該「案」 の部分を公にしても、今後、同種の意見を求める事務連絡文書 を発出すると、外部から有形無形の働きかけが行われるといっ た事態は想定し難く、また、本来決定していない内容があたか も決定事項のように広まることで、誤解や憶測を招き無用の混 乱を生じさせるといった事態も想定し難いことから、当該「案」 に係る諮問庁の上記(イ)の説明は首肯できない。
- (オ) したがって、当該部分は、法5条3号及び4号柱書きのいず

問題視し、 障害認定基準 の適切性について疑問を 抱くような誤った印象を 与えることがあり得ると 考えられ, 障害認定基準 に対する信頼性を失わせ るおそれがあると認めら れるため、法5条4号柱 書きに該当することから 不開示妥当とする一方, 言語機能の障害の有無に 応じて必要となる窓口案 内や, 診断書等に係る一 般的な対応に係る案な ど、公にしても外部から の働きかけや無用の混乱 が生じる事態が想定し難 い部分については、法5 条3号及び4号柱書きの いずれにも該当せず、開 示すべきとした例

れにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書2

(略)

(ア) 2頁目

当審査会において文書2を見分したところ,2頁目は,来訪者の障害年金の相談を効果的効率的に行うために,主に相談の待ち時間に記入してもらう質問用紙であり,その内容は,来訪者が本人か家族等かの別,具合の悪い箇所,症状が出た時期など基礎的な質問項目が記載されているにすぎないと認められることから,上記アと同様の理由により,法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず,開示すべきである。

(イ) 4頁目

(略)

- d また、4頁目のうち、最終行を除く部分は、上記aのとおり、障害年金の認定事務において職員として知っておくべき 基本的事項が記載されているにすぎないと認められること から、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書 きのいずれにも該当せず、開示すべきである。
- (ウ) 5頁目

(略)

(エ) 7頁目及び8頁目

(略)

d また、7頁目及び8頁目のうち、7頁目の「記録」欄の2 段目を除く部分は、上記aのとおり、初診日の確認、保険料 納付要件の確認など法令に定められた事項等が記載されて いるにすぎないと認められることから、上記アと同様の理由 により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、 開示すべきである。

ウ 文書3

(略)

(イ) 当審査会において文書3を見分したところ、当該「案」の部分のうち、機構本部に意見等を報告するための専用メールアドレスは、上記(1)と同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であり、また、その余の部分は、障害年金の請求漏れ防止対策の検討を行うための基礎資料収集の一環として、身体障害者手帳の保持者を対象として障害年金を受け取っていない場合の理由等を把握するためのアンケート調査であり、その内容は、調査手順、調査票様式などが記載されているにすぎないと認められることから、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

工 文書4

(略)

(ウ) 当審査会において、文書4を見分した上で、理由説明書及び 上記諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該「案」の部分のう

ち、「別添2」の「本文」及び「別添3」の「改正案」は、諮 問庁の説明のとおり障害認定基準そのものの具体的な案であ り、これを公にすると、障害年金請求者等から、決定された障 害認定基準と比較して、十分な検討や議論が尽くされていない のではないかといった誤解や、認定要件の記述内容が変化して いる事実のみを捉え、それをとりわけ問題視し、障害認定基準 の適切性について疑問を抱くような誤った印象を与えること があり得ると考えられ、障害認定基準に対する信頼性を失わせ るおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5 条4号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもな く、不開示とすることが妥当である。他方、当該「案」の部分 のうち、その余の部分である「別添2」の「別紙」及び「別添 3」の「改正案」以外の部分は、改正前の現行認定基準等であ り、公表されているものにすぎないことから、上記アと同様の 理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せ ず、開示すべきである。

才 文書5

(略)

- (イ) 当審査会において、文書5を見分したところ、当該「案」の 部分は,厚生年金保険法等に定める再診断について,再診断の 対象や年金事務所等における実地調査等事務手順等が記載さ れた再診断事務の取扱要領、医療機関との業務委託契約書や関 係機関への連絡文書などのひな形、再診断事務に関する一般的 な内容のQ&Aなどが記載されているにすぎないと認められ ることから、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号 柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。
- (3) 上記(1) 及び(2) 以外の部分について

上記(1)及び(2)で判断した部分以外の部分は、文書1、文 書2,文書4及び文書5に記載されており、その内容は、年金事務 所等組織内部の部署が,機構本部からの照会に対して意見等を報告 するための様式、機構本部が照会の対象とした年金事務所等の一覧 等であり、これを公にしても、機構における率直な意見の交換又は 意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混 乱を生じさせるおそれ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが あるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条3号及び4号柱書きのいずれに も該当せず、開示すべきである。

答申30(独情)2 29-5

> 「職業能力開発総合大学校 旧相模原校の土地及び建物 に係る特定法人との間の売 買契約書等の一部開示決定 に関する件」

 法務局(法人登記部門) に登録されている独立行 2 不開示情報該当性について

(略)

(2) その余の部分について

(略)

カ 通番1及び通番9

(ア) 当該部分は、機構の印影である。

当該印影を不開示とした理由について、諮問庁の補充理由説 明書(上記第3の2)の(1)ア(ア)の記載及び当審査会事 務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ

政法人(諮問庁)の印影について,通常の契約書や通知文書において使用するものではなく,不動産売買契約等の権利移転が生じる重要な案件においてのみ使用するものであり,これを公にすると,文書の偽造等に悪用された場合は,機構の業務の遂行に支障が生じるおそれがあると認めら,法5条4号柱書きに該当するとした例

によると、おおむね下記a及びbのとおりである。

a 当該印影については、法務局(法人登記部門)に印鑑登録を行っている。

不動産売買契約によって所有権移転登記を行う際の手続において、法人としての本人確認のために法務局(不動産登記部門)に印鑑証明書を提出する必要があること、また、所有権移転登記に必要な他の書類についても登録印を使用する必要があることから、機構の不動産売買契約においては登録印を使用している。

- b 当該印影については、通常の契約書や通知文書において使用するものではなく、不動産売買契約等の権利移転が生じる重要な案件においてのみ使用するものであるため、当該印影を公にすることにより文書の偽造等に悪用された場合は、当機構の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当する。
- (イ) 諮問庁の上記 a 及び b の説明は首肯でき、また、当該印影は、売買契約書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、文書の偽造等に悪用された場合は、機構の業務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、法5条4号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

29-6 答申 2 9 (行情) 1 9 1 「財務省配席図の不開示決 定に関する件」

・ 財務省の配置図について、その業務の内容を踏まえ、執務室の配置や形状、配席等を公にすると事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして法5条6号柱書きに該当すると判断した例

2 本件対象文書の不開示情報該当性について (略)

- (3) 別紙に掲げる部分を除く部分について
 - ア 財務省の各執務室等の配置,形状及び規模並びに当該執務室内 の配席等の状況に係る情報が記載された部分について
 - (ア)そこで検討すると、財務省が行う業務の内容等を踏まえれば、 当該部分の全部又は一部を公にすると、同省の事務を停滞させ 得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりか ねず、同省の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ があると認められる。
 - (イ)なお、入庁者の身分確認などにより庁舎への立入りが制限されていたとしても、上記(ア)のような目的・態様による立入りがされる可能性は否定できず、また、他の行政機関の配席図等が開示された例があったとしても、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないのであるから、これらの点は、いずれも当審査会の上記(ア)の判断を左右するものではない。
 - (ウ) 以上より、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1 号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが 妥当である。

〇 [再掲] 答申29 (行情) 403 整理番号29-4の答申参照

「「河野談話作成過程等に 関する検証チーム」に関連 して作成・取得した文書等 の一部開示決定に関する 件」

・ 報道機関等から提起さ れることが当時想定され た質問とそれに対する応 答要領等については、法 5条3号, 5号及び6号 柱書きのいずれにも該当 せず, 開示すべき, また, 原処分では不存在とされ た文書について, 請求文 言を合理的に解釈すれば 本件請求対象に該当する と認められる文書が不開 示とされた部分に含まれ ていることから、これに つき改めて特定の上、開 示決定等をすべきとした 例

2 不開示情報該当性について

(略)

(3) 不開示情報該当性について

(略)

イ 別表の3欄に掲げる部分以外の部分について

当該部分は、機構が行う被害者を保護するための手法の内容、 当該手法の内容が推認される情報、本人確認の方法等当該手法に 係る手続や手続の内容が推認される情報並びに本件対象文書の 宛先となる機構の個別の組織名及び本件対象文書の内容に関す る照会先の機構の組織名であると認められる。

諮問庁は、これを公にすると、被害者の安全の確保及び秘密の保持に支障を及ぼすとともに、これにより加害者が被害者に係る情報を入手する事案が生じた場合は、多数の個人情報を扱う機構の事業に対する信頼が大きく損なわれると同時に更なる情報秘匿措置の検討が必要になる等、機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

上記諮問庁の説明は、近年、配偶者からの暴力事案の相談件数 等が上昇傾向にあるとされていることや、DV法の目的、趣旨等 を踏まえると、否定できない。

したがって、当該部分は、これを公にすると、機構の行う事務 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることか ら、法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまで

29-7 答申29 (独情) 39

「「「配偶者暴力(DV)被害者への対応手順書」にかかる取扱い(指示・依頼)」の不開示決定に関する件」

日本年金機構が行う被 害者を保護するための手 法の内容等は、これを公 にすると、被害者の安全 の確保及び秘密の保持に 支障を及ぼすとともに, これにより加害者が被害 者に係る情報を入手する 事案が生じた場合は、多 数の個人情報を扱う機構 の事業に対する信頼が大 きく損なわれると同時に 更なる情報秘匿措置の検 計が必要になる等、機構 が行う事務又は事業の適 正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあるとの諮問庁 の説明を認め、法5条4 号柱書きに該当するとし た例

もなく、不開示とすることが妥当である。

答申30 (行情) 253 30-9 「特定会社の「特定商取引 に関する法律」23条1項 の規定に基づく電話勧誘販 売に関する業務の停止に係 る文書等の一部開示決定に

関する件に

特定法人に対する業務 停止命令の決定に関与し た処分庁職員の氏名及び 所属等につき, 当該事案 の特殊性に鑑み、これを 公にすることにより、当 該職員が当該法人の関係 者から嫌がらせや攻撃の 対象とされるなどの結 果,特商法に係る事務の 適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるとして, 法5条6号柱書きに該当 し、不開示とすることが 妥当とした例

- 2 文書1及び文書2の不開示部分の不開示情報該当性について (略)
- (3) 法5条6号柱書き該当性について
 - ア 文書1及び文書2の1枚目の不開示部分のうち、「起案者」欄 には、経産局職員の所属部署、氏名及び同職員の印影が、「決裁 日」欄及び「施行日」欄の右端部分には、経産局職員の印影が、 「伺い」欄の下枠内には、経産局の決裁者の所属部署、役職及び 当該決裁者の印影が記載されている。
 - イ 文書1及び文書2は本件業務停止命令に係る文書であるが、当 該部分を不開示としたことについて, 当審査会事務局職員をして 諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があっ た。
 - (ア) 本件業務停止命令に係る事案においては、以下の特殊な事情 があることを考慮する必要がある。
 - a 処分庁は、本件業務停止命令を行った際、同停止命令に係 る事実が刑法上の特定犯罪に該当すると思料されるとして、 特定都道府県警察に対し関係者の処罰を求め告発しており、 特定都道府県警察においては当該事実を端緒に捜査を行い、 刑事事件として取り扱っている。これは、特商法違反の事案 としては異例のことである。
 - b 本件業務停止命令の対象となった特定法人の関係者は、上 記刑事事件に係る裁判の判決が確定してから数年後に、本件 開示請求を行うために処分庁の窓口に来庁し,特定調査を行 った職員名が知りたいなどと申し述べ,本件業務停止命令を 決定した稟議書又は職員名簿等の開示を求めた経緯がある。
 - c さらに、本件業務停止命令の対象となった特定法人の関係 者は、当該行政処分の決定以前も、自治体から指導を受ける 度に別の会社を設立しては、特商法に違反する行為を繰り返 してきたことが明らかになっている。
 - こうした事情を総合的に勘案すれば,本件業務停止命令の 決定に関与した経産局の職員やその家族は、当該行政処分の 対象となった特定法人の関係者等から嫌がらせや攻撃の対 象にされたり、又は直接若しくは間接の不当な接触等により 様々な懐柔、干渉を加えられたりするおそれが、他の特商法 違反事案と比較しても、特に強いと考えられる。
 - (イ) その結果、仮に本件業務停止命令の決定に関与した職員の氏 名や、これを推測し得る所属部署名等を開示すれば、当該職員 が特商法違反の疑いのある関連事案に対して、調査結果をあり のままに報告することや必要な関係資料を提出すること、さら には、必要な行政処分を決定すること自体をちゅうちょするこ とが予想され、その結果、正確な事実の把握が困難となり、特

商法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (ウ)なお、「起案者の所属部署」及び「決裁者の所属部署及び役職」については、本件業務停止命令を行った当時、特商法違反による行政処分を担当する部署は事案ごとに異なり、公にしていなかった。
- ウ 当該部分を公にすると、本件業務停止命令に係る特殊性に鑑み、同停止命令の決定に関与した職員が、当該行政処分の対象となった法人の関係者から嫌がらせや攻撃の対象とされるなどの結果、特商法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、同条1号について判断するまでもなく、当該不開示部分を不開示としたことは、妥当である。

1-12 | 答申1 (行情) 207

「行政文書開示請求に対する開示実施と各々の職員の 分担について記録した文書 の一部開示決定に関する 件」

・ 職務分掌表に記載され た公務員の官職と氏名に ついて、法5条6号柱書 きに該当するとして不開 示とすべきと判断した例

3 不開示情報該当性について

(略)

- (3) 上記(2) を踏まえ、以下、検討する。
 - ア ①「官職」欄及び②「氏名」欄について

当該各部分には、情個室内の職員の官職及び氏名が記載されている。当該各部分を公にすることにより、悪意を有する相手方をして、防衛省の事務を停滞させ得る目的によって、特定の職員を対象とした不当な請求を繰り返させることにつながりかねず、同省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(2)の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該各部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条 1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であ る。

2-1 | 答申 2 (行情) 4 2 9

「「沖縄防衛局(29)資材 価格等調査」に関する各事 業者への見積依頼文書等の 不開示決定に関する件」

・ 沖縄防衛局が発注した 資材価格等調査におい て,これを受注した調査 会社が調査を行った相手 方事業者との間で交わし た見積依頼文書と見積書 について,同調査と同種 の調査業務は,沖縄防衛 局において入札参加者を 増やす努力を鋭意続けて

2 不開示情報該当性について

(略)

(2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該文書は、 諮問庁が上記(1)アで説明するとおり、沖縄防衛局が発注した本 件調査において、本件受注者が調査を行った相手方事業者との間で 交わした見積依頼文書及び見積書であることが認められる。

本件調査と同種の調査業務は、沖縄防衛局において入札参加者を増やす努力を鋭意続けているものの、一向に入札参加者は増えていない状況にある、との上記(1)イの諮問庁の説明を踏まえると、当該文書を公にすると、本件受注者の調査手法及び内容並びに調査会社に対する事業者からの回答内容等が明らかとなり、今後、本件調査と同種の契約に際して、本件受注者も含めた一般の事業者が、調査手法等の情報を公にされることを恐れて、同局との契約をちゅうちょするような事態も想定され、その結果、同局において必要な情報を得ることができず、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、

いるものの, 一向に入札 参加者は増えていない状 況にあるとの諮問庁の説 明を踏まえると, 当該文 書を公にすると、調査会 社の調査手法及び内容並 びに調査会社に対する事 業者からの回答内容等が 明らかとなり、今後、本 件調査と同種の契約に際 して,本件の調査会社も 含めた一般の事業者が、 調査手法等の情報を公に されることを恐れて、同 局との契約をちゅうちょ するような事態も想定さ れ、その結果、同局にお いて必要な情報を得るこ とができず、国の機関の 事務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあると 認められるので、法5条 6号柱書きに該当し、同 条2号ロについて判断す るまでもなく,不開示と することが妥当であると した例

同条2号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- 3-5 答申3(行情)336 「普天間飛行場代替施設建 設工事に係る施工体系図の 一部開示決定に関する件」
 - ・ 普天間飛行場代替施設 建設工事に係る施工体系 図に記載の下請企業名に ついて,建設業法上は施 工体系図を掲示すること とされているものの, 該建設工事場所の特殊性 等個別事情を踏まえる たけ、既に公になっている 情報,または,公にする ことを前提として作成された情報であるとまでは いえず,過去に国と契約

2 不開示情報該当性について (略)

(3) 公共工事入札適正化法が規定する「公衆が見やすい場所」について、塀等に囲繞された広大な敷地内に工事現場がある場合において、広く一般人から見えるよう「工事現場」ではない塀等に施工体系図を掲示することまでが義務付けられているわけではないものと考えているとする上記(2)アの諮問庁を通じての同法所管官庁からの説明及び本件の工事現場は、キャンプ・シュワブという、フェンス等で囲繞され、米側の許可なくして立ち入ることのできない広大な敷地内の一部に位置しているという特殊性があり、工事現場の現場事務所の外側の見やすい場所に掲示しているとする上記(2)イの諮問庁の説明を踏まえると、本件不開示部分が記載された施工体系図は、工事関係者、基地内の米軍関係者及び基地内への立入りの許可を受けている者という限られた者しかアクセスすることができない情報であって、誰しもがアクセスできる情報とまでは言い難く、既に公になっている情報、または、公にすることを前提として作成された情報であるとまではいえない。

そうすると、諮問庁が上記(1)で説明する、平成26年及び平

を行った企業が妨害行為 等を受けた事例を踏まえ れば、本件不開示部分を 公にすると、国の事務及 び事業の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれなどが あるとする諮問庁の説明 は首肯できることから、 法5条6号柱書きに該当 するとした例 成30年に国と契約を行った企業が妨害行為等を受けた事例を踏まえれば、本件不開示部分を公にすると、下請企業が同様の被害や妨害に遭い、受注した業務の遂行へ影響が出るおそれがあるほか、これから下請業務を受注しようとする企業が受注を回避することなども考えられ、その結果、国の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できることから、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3-6 答申3 (行情) 469ない し475

「平成30年度及び令和元年度の過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業(中学,高等学校等への講師派遣支援事業)に係る契約書等の一部開示決定に関する件」

「平成27年度及び平成28年度の過労死等防止対策 推進シンポジウム事業に係る契約書等の一部開示決定 に関する件」

「平成29年度ないし令和 元年度の過労死等防止対策 推進シンポジウム及び過労 死遺児交流会事業に係る契 約書等の一部開示決定に関 する件」

・総合評価落札方式による契約伺いに添付された技術評価点を開示すると、評価委員が入札参加事業者からの批判を恐れて恣意的に画一的な評価を行うこととなるなどのおそれがある旨の諮問について、当該部分は、各評価委員による評価点の平均点又は平均点の合計であるにすぎないこと等を踏まえると、これを公にしても、法5

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分 (別表3, 別表5及び別表6の各3欄に掲げる部分)

(略)

- ウ 別表6の3欄に掲げる部分(技術評価の得点)
- (ア) 当該部分は、契約伺いの添付資料である開札調書及びその別添に記載された委託事業者及び非落札事業者に係る(a)技術評価点並びに(b) その内訳である「1. 事業の実施内容等」及び「2. 組織の経験・能力等」又は「2. 事業実施主体の適格性(価格と同等に評価できる項目)」と題する大枠の評価点の記載である。
- (イ) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(4)イ)において、 事業の契約において採用されている総合評価落札方式では、入 札参加事業者に係る提案書、業務スケジュール及び実施体制等 の要素を勘案した技術点を、価格点と併せて評価することとな るが、技術審査を通じて採点される技術点は、価格という要素 のみを基に構成される価格点と比べて、主観的要素を完全に排 除できず、技術点の公表を前提に技術審査を行うこととなる と、審査を担当する評価委員が入札参加事業者からの批判を恐 れて恣意的に画一的な評価を行うなどのおそれがある旨説明 する。
- (ウ) しかしながら、当該部分のうち、上記(ア)の(b)は各評価委員による評価点の平均点(文書4及び文書7については、平均点の合計も含む。)であり、(a)は平均点の合計であるにすぎない。このため、当該部分を公にすると評価委員が入札参加事業者からの批判を恐れて恣意的に画一的な評価を行うなどのおそれがある旨の上記(イ)の諮問庁の説明を首肯することはできない。

原処分において非落札事業者の名称が不開示となっていることを踏まえると、当該部分については、全ての入札参加事業者についてこれを公にしても、厚生労働省が行う契約に関する事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められず、同省が行う契約に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

条6号柱書き及び口のい したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及び口のいずれ ずれにも該当せず、開示 にも該当せず、開示すべきである。 すべきであると判断した 例 整理番号3-4の答申参照 \bigcirc [再掲] 答申3 (独情) 16 「平成30年度経費予算見 積(通知)書(文書局分) の一部開示決定に関する 件」 日本銀行の一部局の平 成30年度予算を経費項 目別に記載した一覧表に つき, 要望段階の計数, 国際協力のための経費及 び重要物件の輸送事務に 関する情報が記載されて いる一部を除き, 政策運 営等に支障を来すとも, 犯罪の予防等に支障を及 ぼすとも, 契約等事務に 関し財産上の利益等を不 当に害するおそれがある とも認められず, 開示す べきとした例 答申4 (行情) 167 2 不開示部分の不開示情報該当性について 4-6 「特定文書番号の文書に係 (1) 本件対象文書を見分したところ、特定事案について、関係都道 る決裁文書の一部開示決定 府県に対応を依頼したことに関する決裁文書一式であり、別添一 覧表のうち、「特定行政庁」、「納入年月」、「物件名」、「建築地住所」、 に関する件」 「構造」、「地上階」、「地下階」及び「用途」の各欄の一部並びに ・ 法人から国に情報提供時 「判定」欄の全部が不開示とされていることが認められる。 (2) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2)エ)において、お 点における暫定的な情報 として提供された情報に おむね以下のとおり述べ、当該情報は法5条6号柱書きに該当す ついて, 公にすることによ る旨説明する。 り, 今後, 同様の事案が発 当該情報は、免震材料を製造した法人より、情報提供時点にお 生した際に、国等が行う建 ける暫定的な情報として取りまとめられ、国に提供された情報で 築基準法違反に係る調査 あり、国又は特定行政庁が、調査の対象となる物件の情報を収集 並びに是正の事務のため し、その物件の構造安全性を確認するために用いた参考情報であ って、当該法人から提供された情報が事実であるか確認したもの に行う情報収集及び情報 共有が迅速かつ円滑に行 ではない。このような暫定的な情報として提供された情報を公に われず、当該事務の適正な することにより、今後、同様の事案が発生した際に、国又は特定

行政庁が行う建築基準法違反に係る調査並びに是正の事務のため

に行う情報収集及び情報共有が迅速かつ円滑に行われず、国又は

遂行に支障が生じるおそ

れがあるとする諮問庁の

説明を認め、法5条6号柱 特定行政庁が行う当該事務の適正な遂行に支障が生じるおそれが 書きに該当するとした例 ある。 (3) 本件対象文書が作成され、処分庁においてこれを取得した経緯 等に鑑みれば、不開示部分を公にすることにより生じる「おそれ」 に係る上記諮問庁の説明は、不合理であるとはいえず、これを否 定し難い。 したがって、不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条 1号並びに2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示と したことは妥当である。 \bigcirc 「再掲 整理番号4-1の答申参照 答申4 (行情) 554 「特定基地における移転措 置に伴う土地の買入れに係 る土地売買契約書の一部開 示決定に関する件」 特定基地における移転 措置に伴う土地売買契約 書における土地の所在地, 地目及び面積について、法 5条1号及び6号の不開 示情報に該当するとした 諮問庁に対し、当該部分は 特定の個人を識別するこ とが可能であるが、不動産 登記簿等により何人でも 知ることが可能なもので あり、また、今後の国によ る土地等の購入業務の円 滑な遂行に支障を及ぼす 相当の蓋然性までは認め られないとして、 開示すべ きとした例 答申5 (行情) 629 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について 5-10 「「令和4年度総括業務新 (略) 任者研修 研修資料 の一 (3) 国会業務に関する記載箇所(上記(1)の②) ア 質疑通告や説明 (レク) 要求の内容等が記された文書の画像 部開示決定に関する件」 データ 標記部分には、特定年月日に、特定の国会議員から委員会が 研修資料に記載された国 会業務関係の記載の一部<※ 受けた質疑通告等に関する情報が記載されている文書の画像デ ータが、研修内容の実例として貼り付けられているものと認め >を不開示とした事案につ られるところ、諮問庁は、当該部分を不開示とする理由につい き, 当該不開示部分の一端で も公にすると、国会議員との て、上記第3の3(2)アのとおり説明する。

信頼関係が損なわれ、今後の

これを検討するに、当該部分について、その一端でも公にす

国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるおそれがあるなどの理由から、国会質問等の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことを妥当とした例

<*>>

①質疑通告や説明 (レク) 要求の内容等が記された文書の画像データ

②説明(レク)要求及び資料 提出要求に係る対応手順及び 資料名 ると、当該書面が提供された日時、国会議員の関心事項及び問題意識等が明らかとなり、仮に議員の特定につながらなくとも、一定の範囲の議員に対しての国民からの一方的な評価や誤解を招きかねず、当該議員の不利益となるおそれがあり、当該部分を委員会が一方的に公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるおそれがある旨の上記諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、当該説明を覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、委員会における国会質問等の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 説明(レク)要求及び資料提出要求に係る対応手順及び資料 名

標記部分には、国会議員等から説明(レク)要求及び資料提出要求を受けた際の委員会内部における対応手順が、資料名とともに具体的に記載されているものと認められるところ、諮問庁は、当該部分を不開示とする理由について、上記第3の3(2)イのとおり説明する。

これを検討するに、これを公にすると、委員会のシステムへの不正アクセス等を試みようとする者にとって、システム内検索を用いるなどして説明要求への対応、又は資料提出要求への対応に関する資料の保管場所にアクセスすることが容易になり、当該資料が外部に流出するリスクが高まるとし、外部に流出した場合、委員会は国会及び他省庁からの信頼を失いかねず、委員会の国会業務や、他省庁との協議、調整等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、当該説明を覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

5-11 | 答申5 (独情) 87

「「改選時における国会議 員又は地方公共団体の議会 の議員の事務処理の見直 し」において指示された特 定の事項が記載されたメー ル等の一部開示決定に関す る件」

・ 国会議員に老齢厚生年金の在職支給停止届等の届出 義務があり、議会事務局等から年金事務所への議員情報

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1)本件不開示部分には、年金事務所において改選から2か月経過の時点で議員情報の把握が未完了の地方議会事務局名、議会事務局等の担当者等に関する情報等、議会事務局等の協力状況及び各年金事務所における議員情報の把握状況等が記載されていることが認められる。
- (2) 諮問庁は、上記第3の2において、当該部分は、議会事務局等の協力により提供された情報に基づき、各年金事務所が作成したものであり、議員及び議会事務局等の意図しないところで第三者に開示され、本来の目的以外の用途で利用されることとなった場合、今回開示請求の対象となっていない議会も含め、議会事務局等から情報提供に係る協力が得られなくなる旨説明する。
- (3) 当審査会において、諮問庁より提示を受けた指示文書(平成3

の提供等は補完的に行われているにすぎず、議会事務局等の同意なく公にしたとしても、年金事務所と議会事務局等との協力関係が失われることになるとまでは認められないことなどの理由で、独法 5条 4 号柱書き該当性を否定し、開示すべきとした例

1年4月4日付け給付指2019-41「改選時における国会議員又は地方公共団体の議会の議員の事務処理の見直し」)を確認したところ、上記第3の2の諮問庁の説明のとおり、各年金事務所に対し、在職支給停止届等を提出する必要がある議員を漏れなく把握するため、改選時に議会事務局等に資料提供に係る協力依頼を行うことや、議会事務局等の協力状況に応じた事務処理手順が規定されており、当該事務は議会事務局等の協力を得て実施されていることが認められる。

- (4) また、当審査会において、関係法令を確認したところ、上記第 3の2の諮問庁の説明のとおり、在職支給停止届等は、原則とし て、議員本人が提出しなければならない旨規定されていることが 認められる。
- (5)以上を踏まえ検討すると、本来、在職支給停止届等は、議員本人に届出義務が課されており、補完的に、年金事務所から議会事務局等に資料の提供に係る協力依頼を行っているにすぎないことに鑑みれば、当該部分に記載された情報を、議会事務局等の同意なく公にしたとしても、年金事務所と議会事務局等との協力関係が失われることになるとまでは認められない。

そうすると、年金事務所が議会事務局等から議員情報の提供等を受けられなくなって、実務においては年金事務所が独自に各種 媒体等から在職支給停止の対象となる議員を把握し、また対象と なる全ての議員本人へ直接届出勧奨

を行う必要が生じるため事務が煩雑になり、一連の事務に時間を要し、適時、適切な支給停止ができなくなることにより、議会事務局等の協力があれば発生しなかった年金の過払いや返納が生じ、その個別対応にも相当な労力を要することとなるなどといった、機構の議員に係る老齢厚生年金の在職支給停止等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(6) したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

○ 〔再掲〕

答申5(行情)222 「特定番号に係る起案文書 の一部開示決定に関する 件」

・ 別件の開示請求に対する対応方針を本省と地方支分部局との間で相談した際のメール及び参考資料等について、具体的な対応方針に関する内容等は6号柱書きにより不開示とする一方、公にしても事務的な支障が認めら

整理番号5-8の答申参照

れない部分については、 別件の開示請求に対する 決定が本件の開示決定時 点で既に行われていたこ とも踏まえ、6号柱書き のみならず5号該当性も 認めず開示すべきと判断 した例

- 6-11 答申6 (行情) 5 0 7 「「動物愛護法PT」等の一 部開示決定に関する件」
 - ・環境省が公にしている 文書があることを考慮し ても、議員連盟が本件不 開示部分を公にすること としているとは認められ ないのであって、これを 開示すると、環境省と議 員連盟やその所属国会議 員との関係が損なわれ、 環境省がこれらの問題意 識等を把握するのが困難 となるおそれがあるとし て、法5条6号柱書き該 当性を認めた例

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

議員連盟は、動物愛護行政に関して検討し意見形成等をするために国会議員により組織された団体ではあるが、特別の根拠法に基づくものではない。その活動としては、動物愛護法PT又は動物愛護法改正PTと称するグループによる会議(以下「動物愛護法PT等会議」という。)を開催し、同法と関係の深い環境省をはじめとする関係団体等から人を招いての事情聴取等を行っている。そして、本件対象文書は、いずれも動物愛護法PT等会議において配布又は提出されるなどした文書である。

- (1)本件不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の4のとおり、本件不開示部分は、2023年5月15日から11月8日にかけて開催された議員連盟の動物愛護法PT等会議の会議資料、並びに国会議員から提出された質問と処分庁が作成した回答を記した文書の一部であり、公にしないことを前提にやり取りされた国会議員とのやり取りに関する記述であって、公にすることにより、当該議員と環境省との間の信頼関係が損なわれ、環境省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する旨説明する。
- (2)審査請求書によれば、審査請求人は、動物愛護法PT等会議に 出席した特定公益財団法人の代表が、環境省の説明ぶりを含めて 詳細に内容を公表していることから、議員連盟の動物愛護法PT 等会議の内容は公開を前提としている旨主張する。
- (3) 以下、検討する。

本件不開示部分は、動物愛護法PT等会議に提出された会議資料のうち、議員連盟事務局が作成した文書(動物愛護法PT等会議の式次第等)及び動物愛護法PT等会議の出席者やその所属団体が作成した文書の各一部(環境省作成資料を除く。)、環境省作成資料のうち、特定団体の提言内容が記されている部分、並びに動物愛護法PT等会議に出席した国会議員による質問と環境省が作成した回答を記した文書の一部であると認められる。

当審査会事務局職員をして、動物愛護法PT等会議に構成員が 出席したとされる特定公益財団法人のウェブサイト等を確認さ せたところ、当該ウェブサイトには、本件不開示部分に係る会議 における出席者の説明概要や意見交換は記載されているが、本件 不開示部分を含む会議資料は掲載されていないことが認められ る。特定公益財団法人がその判断でウェブサイトに動物愛護法P T等会議の内容を掲載しているとしても、それをもって、直ちに 議員連盟が会議内容一般を公にすることを認めているとまではいえない。また、議員連盟がメディアに動物愛護法PT等会議の傍聴を許しているとも認められない。

したがって、議員連盟が、動物愛護法PT等会議の会議資料や会議の内容を一般に公にすることとしているとは認められない。そうすると、環境省が公にしている文書があることを考慮しても、議員連盟が本件不開示部分を公にすることとしているとは認められないのであって、これを開示すると、環境省と議員連盟やその所属国会議員との関係が損なわれ、環境省がこれらの問題意識等を把握するのが困難となるおそれがあり、環境省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということができ、この点において諮問庁の上記(1)の説明を否定することはできない。

以上によれば、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに 該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたこ とは妥当である。

- - ・ 人権擁護委員等に対す る人権擁護局長表彰規程 (内規)の開示請求に対 する一部不開示決定につ いて、局長表彰被表彰者 の要件、基準等に関する 具体的かつ詳細な情報で ある不開示部分の内容が 公になれば、今後の局長 表彰の授与審査に係る事 務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあること から、法5条6号柱書き に該当するとした例
- 2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について (略)
- (3) これを検討するに、局長表彰に係る被表彰者の要件、基準等に 関する具体的かつ詳細な情報である不開示部分の内容が公にな れば、そこに記載されている要件等に該当しさえすれば当然に局 長表彰の被表彰者となり、感謝状が与えられるという誤解や憶測 を招き、特定の委員や団体の表彰を妨害する行為や、逆に特定の 委員や団体の表彰を強要するような行為等、外部からの様々な圧 力、干渉等を呼び起こすなどして、今後の局長表彰の授与審査に 係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記 (2) 及び上記第3の3(2) の諮問庁の説明は、不自然、不合 理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、本件対象文書の各不開示部分は、法5条6号柱書 きに該当し、不開示としたことは妥当である。

【法5条6号イ(独法5条4号ハ)関係】

158 答申16 (行情) 118

「特定日付けの独占禁止法 違反の不当廉売に係る通知 書の調査資料等の不開示決 定(存否応答拒否)に関する 件」

・ 不当廉売に係る調査資料等について存否応答拒否を妥当としたもの

2 本件対象文書の存否応答拒否について (略)

特定日付けで不当廉売に係る事件について報告者への通知がされた事実の有無について、これが公にされた場合、当該被疑事業者等がこうした情報を基に報告した者がだれであるか犯人捜し等を行い、これらの者に報告者を特定され、報告者が被疑事業者等から報復措置として種々の不利益や圧力を受けたりするおそれがあることは必ずしも否定できないところである。その結果、報告者が報告をちゅうちょするおそれがあることは十分予想されるところである。

また、公正取引委員会における事件の端緒情報として報告が重要な 役割を占めている状況にかんがみると、このような情報が公にされた 場合、公正取引委員会における端緒情報の収集活動が妨げられ、違反 行為の発見、収集を困難にし、その事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあることが認められる。

したがって、特定日付けで不当廉売に係る事件について報告者への 通知がされた事実の有無は、法5条6号イの不開示情報に該当すると 認められ、本件対象文書の存否を答えるだけで、同号イの不開示情報 を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書に係 る開示請求を拒否することができるものと認められる。

○ [参考答申]

答申16(行情)639 「労働基準監督官必携平成 14年度版の一部開示決定 に関する件」

・ 司法処分及び行政処分 の基準を定めた行政文書 について、それぞれ法5条 4号及び6号イ該当性を 認めたもの 整理番号117の答申参照

○ 「参考答申〕

答申20 (行情) 58 「「社会保険労務士試験委員 の選任に関する届出につい て」等の一部開示決定に関す る件」

・ 社会保険労務士試験委員氏名の開示が5条6号イ等に該当しないとしたもの

整理番号32の答申参照

(1) 社労士試験委員の氏名

イ 法5条2号イ及び6号該当性

諮問庁は、社労士試験委員の氏名について、これが公になると、 試験委員に対し外部からの不当な働きかけや圧力が生じること により、試験事務に関し、不当な行為を容易にする等のおそれが ある等の理由から、法5条6号イに該当するとしている。

しかしながら、他の多くの主要な国家資格において、試験委員の氏名が公にされた上で特段の支障なく試験が実施されている 状況を踏まえて検討すると、社労士試験委員の氏名を公にして も、社労士試験委員に対して外部からの不当な働きかけや圧力が 生じ、社労士試験の実施に係る事務に関し、正確な事実の把握を 困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ の発見を困難にするおそれが、法的保護に値する蓋然性を有して いるとまでは認められない。

なお、諮問庁は、社労士試験委員の氏名について、法5条2号 イ及び6号柱書き該当性を主張していないが、念のため以下にお いて検討する。

確かに、社労士試験委員の氏名が公になると、試験委員に対する批判や圧力等が生じ、連合会において社労士試験に係る試験事務の円滑な実施が現状に比べて困難となる可能性がないとは言えない。しかしながら、他の多くの主要な国家資格において、試験委員の氏名が公にされた上で特段の支障なく試験が実施されている状況を踏まえれば、社労士試験委員の氏名を公にした場合に連合会が被るおそれのある不利益は、受忍限度の範囲内であると言うべきであり、連合会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

また、同様に、他の国家資格の試験の状況を考慮すれば、社労 士試験委員の氏名を公にしても、試験委員に欠員が生じ、社労士 試験の実施そのものが困難になる等、社労士試験の適正な実施に 支障を及ぼすおそれがあるとする特段の事情は認められない。

23-15 答申23 (行情) 407

「監督指導による賃金不払 残業の是正結果に係る起案 文書等の一部開示決定に関 する件」

・賃金不払残業是正結果一覧に記載されている企業名のうち、法5条2号において法人その他の団体から除かれている国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、5条4号並びに6号イ及びホ該当性を否定した例

2 不開示情報該当性について (略)

- (2) 独立行政法人等及びその機関の名称
 - ア 諮問庁は、補充理由説明において、報告様式2に記載されてい る内容は、労働基準監督官が事業場に対し是正勧告をした事実及 びその勧告の内容、事業場からの是正報告の内容であり、監督指 導に関する情報そのものであることから、独立行政法人等(注: 法5条2号において法人その他の団体から除かれている国、独立 行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。)であ っても、労働基準法違反による是正勧告を受けた事実が公になる と、自主的な改善意欲を低下させるとともに、臨検時に自己に不 利益となる情報を秘匿し、労働時間管理や作業実態の把握につい て任意の協力を得られなくなるおそれ、労働基準監督機関に対す る信頼を喪失させ、又は低下させることにつながり、労働基準関 係法令の履行確保に係る事務又は事業に関し、違反事実が発覚し て是正勧告を受けることを避けるために、労働基準監督官による 臨検に対し独立行政法人等からの任意の協力を得られなくなり、 また、是正勧告を受けて是正報告を行う場合において、具体的な 内容(対象人数,支払金額など)を報告しなくなるなどのおそれ, 及び、独立行政法人等にとって不利益な事実である是正勧告を受 けたこと自体が公表されるだけで、当該法人の信用の低下を招 き、さらには人材確保や各種の取引活動において不利な扱いを受 けるおそれがあることから、報告様式2の「企業名」欄に記載さ れている独立行政法人等及びその機関の名称を開示することは、 独立行政法人等及びその機関の企業経営上の正当な利益を害す るおそれがあり、法5条2号イ、4号並びに6号イ及びホの不開 示情報に該当すると説明する。
 - イ 法5条6号ホ該当性について検討すると、独立行政法人は、独

立行政法人通則法3条本文において、その行う事務及び事業が国 民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施さ れることが必要なものであることに鑑み、同条2項において、そ の業務の内容を公表することを通じて、その組織及び運営の状況 を国民に明らかにするよう努めなければならないと規定され、同 様の趣旨は独立行政法人以外の独立行政法人等にもいえること である。また、法5条2号においても独立行政法人等は、企業等 その他の団体に関する情報の対象から除外されているところで あり、同条6号ホに規定する独立行政法人等に係る事業に関し、 その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報につい ても、より狭いものとなる場合があると解される。

また、当審査会の事務局職員をして、各独立行政法人等が労働 基準監督署から当該是正勧告を受けた事実について公表してい るかについてインターネット上で確認させたところ、多数の独立 行政法人等が、自らその事実を公表していることが確認できた。

こうした状況を踏まえれば、独立行政法人等にとって不利益な 事実である是正勧告を受けたこと自体が公表されるだけで、独立 行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると は認められない。

- ウ 法5条2号イ該当性については、独立行政法人等に関する情報 は同号の対象外であり、また、同条4号及び6号イ該当性につい て検討すると、そもそも独立行政法人等は、法令を遵守し、措置 すべき事項があれば、これを率先して改め、垂範すべきであると ころ、独立行政法人等及びその機関の名称は、これを公にしても、 犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認 めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、検査事 務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるとも認められない。
- エ 以上のことから、報告様式2に記載されている独立行政法人等 及びその機関の名称については、法5条2号イ、4号並びに6号 イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

24-19 | 答申 2 4 (行情) 9 9

「職業性疾病予防のための 特別監督指導計画について の一部開示決定に関する件」

・昭和51年当時の措置 基準に関する通達の不開 示部分について、当該不開 示部分が現行の通達に引 き継がれていること等が 認められ、当該部分を公に すると検査事務という性 格を持つ監督指導業務に 関し、正確な事実の把握を 困難にするおそれがある

2 不開示情報該当性について

(略)

本件対象文書に記載されている措置基準は、昭和51年当時の職業性疾病予防のための特別監督指導計画に関するものであるが、諮問庁から現行の措置基準に関する通達の提示を受け、確認したところ、これらの不開示部分は現行の通達に引き継がれている、又は現行の基準あるいは労働基準監督機関の手法が推察されるものと認められ、当該部分を公にすると、今後同様に特別監督や重点監督が行われる場合に、具体的にどのような法違反について司法処理及び使用停止等命令が行われるかが推察され、類似の法違反を行っている事業主が自らの法違反について司法処理及び使用停止等命令が行われる可能性を察知することにより、検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

として、5条6号イ該当性 を認めた例 \bigcirc 「再掲 整理番号24-4の答申参照 答申24(行情)478 「「特定会社に係る債権管理 回収業に関する特別措置法 に基づく営業の許可につい て」等の一部開示決定に関す る件」 ・ 諮問庁が定期検査の周 期を予測できる等により 不開示を主張する情報に ついて,これを公にしても 定期的に行われる検査に ついての実施間隔の傾向 が分かるにすぎないなど として、5条2号イ、6号 柱書き及び同号イ該当性 を否定した例 答申24 (独情) 38 1 本件対象文書について 24-20 「特定日に特定ポリテクセ 本件対象文書は、特定日に特定ポリテクセンターにおいて行われた ンターにおいて行われた筆 特定筆記試験の問題及び模範解答であり、処分庁は、その一部を法5 記試験の模節解答等の一部 条4号ハに該当とするとして不開示とする原処分を行った。 開示決定に関する件」 (略) 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について 特定ポリテクセンター (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は において行われた特定筆 以下のとおり説明する。 記試験の問題について、各 (略) 施設が使用する試験問題 イ 各施設が使用する試験問題は、内容・レベルの標準化を図ると は、内容・レベルの標準化 ともに、問題作成に係る事務を効率化するため、原則として、筆 を図るとともに、問題作成 記問題事例集に記載されている問題を組み合わせて各施設にお に係る事務を効率化する いて作成している。そのため、問題の種類に限りがあることから、 ため、原則として、筆記問 特定ポリテクセンターを含む当機構施設において、施設や時期は 題事例集に記載されてい 不特定であるものの同じ問題が出題されている状況にある。これ る問題を組み合わせて各 は、当機構施設は雇用のセーフティネットとして、離職した時期 施設において作成し、問題 や地域にかかわらず全国均一の訓練受講機会を可能な限り提供 の種類に限りがあること すべく、各施設においてほぼ毎月入所時期を設定しているため、 から、これを開示すると、 年間を通じて全国61箇所のポリテクセンターでほぼ毎月入所 訓練受講希望者の能力の 選考が行われていることによるものである。このような規模及び 頻度で実施する入所選考は、年1回から数回程度全国一斉に実施 把握が困難になること等 により,入所選考事務の適 する各種資格試験や,年間の入校時期が1回程度である大学等の 正な遂行に支障を及ぼす 教育訓練機関の入学試験とは異なるものである。

その状況下で試験問題を開示する場合、次の問題が生じる。

試験問題を開示することにより, 異議申立人が当該問題を熟

① 異議申立人の能力の把握が困難になること

おそれがあるとして、独法

5条4号ハ該当性を認め

た例

知することとなり、このため異議申立人が、特定ポリテクセンター又は他の当機構施設における訓練受講を企図し、選考試験で同問題が出題された場合、訓練内容の理解及び安全作業に必要な最低限の学力ないし注意力を有しているかを適切に把握することが困難になる。

② 異議申立人以外の訓練受講希望者の能力の把握が困難になること

法の開示請求制度は、何人に対しても、その目的のいかんを 問わず請求を行う権利を認めていることから、本件のごとく特 定日の特定ポリテクセンターの試験問題に限らず、開示請求に より全ての試験問題を請求し得るのであるから、開示・不開示 の判断に当たっては、全ての試験問題が開示され得ることを前 提に置く必要がある。

試験問題を開示した場合,開示請求者がインターネット上のホームページや掲示板,質問・回答の投稿サイト等に公開するといったことも想定される。この結果,それらを閲覧した訓練受講希望者は試験問題を熟知することとなり,選考試験で同問題が出題された場合,上記①と同様に当該訓練受講希望者の能力を把握することが困難になる。さらに,インターネット等によりあらかじめ問題情報を得ていた者と,そうでない者との間に不公平が生じ,公正な入所選考の実施に重大な支障を及ぼすこととなる。

③ その他

筆記試験では、基礎学力として、①言語・文章力、②計算力、 ③形状把握力を確認するとともに、④安全に係る注意力を確認 しているが、①から④の項目ごとに一定の基準点を設け、その 基準点に達しない場合には、訓練の受講に当たり必要とされる 基礎学力や安全に係る注意力が不足しているものとして、訓練 受講の際にその能力や適性と訓練内容とのミスマッチが起き ることを避けるために、原則として不合格としている。このた め、一つの試験問題の成否が大きく影響することがあることか ら、たとえ一つの問題であっても開示できるものではない。

(2)(略)筆記試験の問題については、施設や時期は不確定であるものの、同じ問題が出題されることがあり、これを開示すると入所選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(1)の諮問庁の説明は首肯できる。

以上のことから、本件不開示部分については、筆記試験の問題を 公にすると、入所選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ ると認められ、法5条4号ハの不開示情報に該当し(略)

○ | [再掲]

答申26 (行情) 132 「平成23年度水質汚濁防 止法等の施行状況調査票の 一部開示決定に関する件」

・ 水質汚濁防止法に基づ

整理番号26-13の答申参照

	く改善命令が発せられた	
	事例の汚染状態の数値に	
	ついて、改善命令が発せ	
	られない違反の程度を事	
	業者が想定して、それに	
	* * * *	
	達しない程度の違反を誘	
	発するなどとして、同条	
	6号イ該当性を認めた例	
\circ	[再掲]	整理番号26-16の答申参照
	答申26(行情)195	
	「医療指導監査業務等実施	
	要領(監査編)の一部開示	
	決定に関する件」	
	00C(-pg) 0113	
	医療指導監査マニュア	
	ルに関して、様式例、記	
	載例,一般的な標題・留	
	意事項・設問内容等につ	
	いては個別指導の対象と	
	なる保険医療機関等の選	
	定方法,監査の事前調査	
	に当たっての着眼点等を	
	端的に示す具体的な記載	
	ではないことから, 5条	
	6号柱書き及びイに該当	
	せず開示すべきとした例	
	[再掲]	整理番号26-8の答申参照
	答申26(行情)208	
	「税理士業務の概況報告書	
	の一部開示決定に関する	
	件」	
	・ 税理士業務の概況報告	
	書(税務署ごとに人数を	
	集計した一覧表)につき、	
	対象者が推察されないこ	
	ととなる数値を一定の基	
	準で特定できないことを	
	理由として一律に不開示	
	とすることは妥当でな	
	く,本件においては,対	
	象文書の特性に鑑み,少	
	なくとも二桁以上の場合	
	であれば、当該税理士等	
	を特定される可能性は極	
	めて低いなどとし、開	
	ツへ囚いなここし,用	

	示・不開示の判断を行っ	
	た例	
26-19	答申26(行情)585	2 不開示情報該当性について
	「特定会社に対する景品表	(略)
	示法に基づく措置命令に係	(2) 文書 2
	る鑑定書等の不開示決定に	(联各)
	関する件」	イ検討
	・ 調査報告書等について、 一部でも公になると、調査の検討回数等や調査過程における着眼点が明まるなど、違反事実の発覚を免れようとする者にその対策を講じる余地を与えるおそれは否定できず、5条6号イに該当するとした例	当審査会において、文書2の不開示維持部分を見分したところ、消費者庁幹部職員へのレク結果等メモには、一般的な会議等のメモの形式で、標題、記載事項の項目名、レクに出席していた消費者庁の事件担当者等の氏名、意見等が、当該レク時の説明資料には、本件措置命令に係る端緒情報、端緒から調査開始に至るまでの過程、調査方法、調査事実、収集証拠(参考人の供述内容、鑑定書の内容等を含む)、事実認定から処分の決定に至る過程、事件担当者等の意見等が具体的に記録されていると認められる。これらの情報が一部でも明らかになると、ある被疑事実に係る調査について、検討の回数、調査資料の分量等が明らかになり、調査の程度、事案の軽重等を推し量ることができたり、調査が開始されるための端緒の種別・内容や、行政処分をするための事実認定の手法や行政処分の決定に至るまでの過程等、調査過程における着限点が明らかになるなど、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えることとなるおそれがあることは否定できない。そうすると、文書2の不開示維持部分を公にすると、現在及び将来の事件調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、法5条6号イに該当し、同条1号、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
1-13	答申1 (行情) 389	2 不開示情報該当性について
	「特定地裁特定日判決(社	本件対象文書は、「特定地裁平成30年特定日判決(社会保険労務
	会保険労務士の懲戒処分取 消請求事件)の一部開示決	士の懲戒処分取消請求事件)」であり、具体的には、社労士である特 定個人の行為が社会保険労務士法の規定に違反したとき及び社会保
	信調水事件 の一部開小次 定に関する件	険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき等に該当す
		るとして、社労士法25条の3に基づき厚生労働大臣が行った懲戒処
	・ 判決文の別紙として添	分(3か月の業務停止)の取消しを求めて、社労士である特定個人が
	付されている厚生労働省	原告となり、国を相手取って提起した訴訟について、特定地裁が平成
	の定めた「社会保険労務	30年特定日に行った判決(以下「特定地裁判決」という。)である。
	士の懲戒処分に係る量定	そして,原処分においては,原告である特定個人の氏名,住所及び
	の基準」の不開示部分に	懲戒処分時の年齢,特定個人が経営する社労士事務所及び会計事務所
	ついては、原処分におい	の名称、同会計事務所の顧客数、特定個人が特定県社会保険労務士会
	て開示されている量定の	を相手取って提起した訴訟の事件番号、特定地裁判決にその別紙として活分されている。「社会保险業務」、の機能的などは、
	基準と同種の情報である	て添付されている「社会保険労務士の懲戒処分に係る量定の基準」及 び、「大性ブログ記載内容一覧」の一部がびに原生記念性理しな護士の
	と認められるなどとして, 法5条6号イに該当	び「本件ブログ記載内容一覧」の一部並びに原告訴訟代理人弁護士の氏名が不開示とされている。
	しないとした例	(1) 本件対象文書38頁及び39頁の不開示部分
	D. 3 C D/C/1	

当該部分は、特定地裁判決に別紙として添付されている「社会保険労務士の懲戒処分に係る量定の基準」の一部である。

当審査会において見分したところ、当該文書は標記部分と別表三段表の部分に分かれており、原処分においては、標記部分のうち、懲戒処分に当たり考慮すべき情状事項等を列挙した部分等が不開示とされている。また、別表三段表については、「根拠条文及び懲戒の種類」及び「懲戒事由」の各欄が開示される一方、「量定の基準」欄については、社労士法25条の3で定める「社労士法及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき」に対応する部分が開示され、同条で定める「社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に対応する部分が一部開示とされるとともに、その余の懲戒の種類に対応する部分は不開示とされていることが認められる。

原処分において不開示とされている量定の基準については、原処分において開示されている量定の基準と同種の情報であると認められ、原処分において開示されている量定の基準と扱いを異にし、不開示とすべき特段の事情は認められない。また、原処分において不開示とされている懲戒処分に当たり考慮すべき情状事項等についても、原処分において開示されている情報から推認できる内容と認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、社労士の懲戒処分に係る事務に関し、懲戒処分を免れ又は懲戒処分の量定の軽減を企図して証拠が隠滅されるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

- 1-14 答申1 (行情) 538 「特定会社に対する行政処 分に係る事実関係が分かる 文書の一部開示決定に関す る件」
 - ・ 消費者庁が特定会社に 対して行った行政処分に 係る消費者庁内部の検討 資料について,これを公 にした場合,今後の事件 調査において正確な事実 の把握を困難にするおそ れ又は違法若しくは不当 な行為を容易にし,若し くはその発見を困難にす るおそれがあるとして不 開示とした例
- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略)
- (3) そこで、上記(2)の本件不開示部分の記載内容に照らして検討すると、上記(2)の本件不開示部分に記載された情報を公にした場合、本件対象文書と同様の行政文書を複数取得することを繰り返すなどの方法により、消費者庁が、いつ、いかなる事実に着目して調査を開始しているのか、又は調査しないと判断しているのか等の預託法等に基づく執行上の着眼点若しくは判断内容が判明してしまうおそれがあると認められる。

そうすると、上記の情報を公にした場合、今後消費者庁が行う預託法等の違反事件の調査に当たって、事業者が、行政処分を回避するため、問題となり得る取引行為に係る証拠書類を破棄・隠匿したり、虚偽の説明をしたりするなどといった隠ぺい工作を行うおそれがあることは否定し難いところであるから、違反事実の発覚を免れようとする者に、そのための対策を講じる余地を与えるおそれがあるなど、消費者庁における預託法等に係る今後の事件調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある旨の

諮問庁の説明も、首肯できる。

したがって、本件不開示部分を公にすると、消費者庁における今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4)以上のとおり、本件不開示部分は、法5条6号イに該当すると 認められるので、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断 するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

5-12 答申5 (行情) 758

「特定日に特定労働基準監督署から特定事業場に出された指導票の不開示決定に関する件」

特定労働基準監督署か ら特定事業場に出された 労災事故に係る指導票に ついて, 当該事業場及び 特定地方公共団体が、自 らのウェブサイトで,主 な指導内容や指導を踏ま えた再発防止対策等を具 体的に公表していること を踏まえ,指導票に記載 された特定事業場に対す る指導事項等を公にして も,特定事業場と特定労 働基準監督署との信頼関 係が失われるとは認めら れず,監督指導業務に支 障は生じない等として開 示すべきと判断した例

2 不開示情報該当性について

(略)

(4) 以上を踏まえ検討する。

本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は「指導票(控)」 と題する様式の文書であり、日付、宛先、差出人である労働基準 監督署名及び労働基準監督官の氏名、報告期日、指導事項、受領 年月日、受領者職氏名及びその印影が記載されていると認められ る。

(略)

エ 指導事項について

当該部分は、本件労災事故に関し、特定労働基準監督署の監 督官が指導をした内容であり、法5条1号に規定する個人に関 する情報が含まれているとは認められない。また、上記(3) のとおり、特定事業場が自らその主な指導内容及び指導を踏ま えた再発防止対策等を具体的に公表していることが認められ、 同様の内容が特定地方公共団体のウェブサイトからも確認でき る。諮問庁は、当該情報は、飽くまでも実際の指導内容が推測 できるにすぎない情報であり、当該情報と行政機関が特定の事 業場に対する指導内容等が記載された行政文書を開示すること により明らかとなる情報とでは、情報の信憑性において大きな **懸隔があり**,同一に取り扱うことは不適当である旨説明する。 しかしながら、特定事業場及び特定地方公共団体のウェブサイ トによる公表状況を勘案すると、当該指導事項を公にしても、 特定事業場と特定労働基準監督署との信頼関係が失われるとは 認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれや臨検監督指導 業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

「船員方務目司法処分要領の一部開示決定に関する件」

 船員法等に基づく船員 の労働保護等に関する監 査に係る情報、運航労務 監理官(船員労務官)が 司法処分に付すべき事案

- 2 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、 諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書は、船員法108条により船員労務官に与えられている司法警察員としての権限を公正かつ的確に行使するため、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の違反についての司法処分の基準を記載したものである。

本件対象文書の不開示部分については、理由説明書(上記第3の3)において述べたとおり、船員法等に基づく船員の労働保護等に関する監査に係る情報を含むものであり、運航労務監理官(船

の類型等、運航労務監理 官の司法警察権限の行使 に関する情報について、 これを公にすると監督指 導事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがある として、法5条6号イに 該当するとした例 員労務官)が司法処分に付すべき事案の類型等、運航労務監理官の司法警察権限の行使に関する情報が記載されている。これらの情報を公にすれば、船員法等の違反についての司法処分の基準が明らかとなり、監査の対象となる者によって対策が講じられ、運航労務監理官の行う監査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等、監督指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断したものであり、不開示を維持すべきであると考える。

(2) 本件対象文書の記載内容を踏まえれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、不開示部分は、法5条6号イに該当し、不開示と することが妥当である。

【法5条6号口(独法5条4号二)関係】

- 159 答申13 (行情) 155 「中央労働委員会労働者委 員任命処分取消訴訟の際の 部内検討資料の不開示決定 に関する件」
 - ・ 法5条6号ロの「争訟」 には、将来提起される蓋然 性が高い場合も含まれる ものとして、不開示を認め たもの
- 3 法5条6号ロ「争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を 不当に害するおそれ」該当性について
- (1) 5条6号ロに規定する「争訟に係る事務」について
 - ア 本件対象文書は、中央労働委員会労働者委員任命処分取消訴訟に関し、国としてどのような方針で臨むか、具体的には上記証人尋問に際して、原告側がどのような質問をするのかを想定し、それに対する国の考え方等を具体的かつ詳細に答えとして記述したものであり、国の争訟に係る事務に関して作成された具体的訴訟の対処方針そのものである。本件訴訟は、東京地方裁判所において取り下げられた事案であったとしても、当該訴訟に向けて作成された行政文書であることには変わりはなく、「争訟に係る事務」に関して作成された行政文書に当たると認められる。
 - イ 異議申立人は、法5条6号ロに規定する争訟は、現に係争中の ものに限るべきである旨主張するが、同号ロに定める争訟には、 現に係争中のもののほか、将来提起される蓋然性が高い場合をも 含むものと解される。

(略)

このように、21期の任命が行われた平成2年以降、特定の労働者団体から国を被告に中央労働委員会労働者委員任命の方針を不当とする訴えが次々提起され、また、地方労働委員会労働者委員任命に関しても、特定の労働者団体に属する組合などから、都道府県知事を被告に同様の趣旨の訴えが提起され、さらに、国際的な場においても、上記各訴訟と共通の争点を持つ訴えが続いている。このような状況を総合勘案すれば、中央労働委員会労働者委員の任命については、将来同種の訴訟が提起される蓋然性は極めて高いと認められる。

(2)「国の当事者としての地位を不当に害するおそれ」について 異議申立人は、過去21期から23期までの任命処分取消訴訟に ついては、国側の勝訴が確定しており、かつ、本件対象文書中の情報 は、これらの訴訟における国側の準備書面及び書証により公になっ ている情報と重複する内容のものであるから、本件対象文書を公に しても、国の当事者としての地位を不当に害するものではない旨主 張する。しかし、本件対象文書は、24期の任命に関する訴訟のた めに作成されたものであり、同訴訟は、21期から23期までの任 命に関する訴訟とは別個のものである上、前記のとおり、予定され ていた証人尋問も行われることなく、訴えの取下げにより終結した ものであって、本件対象文書は、いまだ公にされていないことは明 らかである。さらに、当審査会が本件対象文書を見分したところ、 同文書には、21期から23期までの任命に関する訴訟において、 国側が勝訴した後の新たな事情に基づく多くの情報に関する記述 が含まれていると認められる。そして、本件対象文書の記載内容は、 前記(1)のとおり、全体として具体的争訟における攻撃、防御方法 に関する情報であって、国の対処方針そのものである。

したがって,本件対象文書を公にすることにより,争訟に係る事

務に関し国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるも のと認められる。 答申14 (行情) 231 2 法5条6号ロ該当性について 160 (1) 諮問庁は、理由説明書の中で、地域住民から千葉県知事を被告と 「特定の産業廃棄物処分業 者が産業廃棄物処理施設の して産廃施設設置許可処分の取消訴訟が提起されているが、本件対 設置不許可を不服として厚 象文書には同知事がどのような理由でどのような判断に至ったか 等についても詳細な記載が含まれており、本件対象文書をすべて公 生大臣に行った審査請求に かかわる一切の公文書の一 開することとすれば、同知事の訴訟の当事者としての地位が不当に 部開示決定に関する件」 害されるおそれがあると主張していたので、この点について検討す ・ 行政処分が行われる過程 法5条6号ロは、国の機関又は地方公共団体が行う契約、交渉又 において, 当該処分の適正 は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、国 を保持するために作成・取 又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当 得された文書は、後日当該 に害するおそれがある情報を不開示情報としている。 行政処分に対する争訟に ここに言う「争訟に係る事務」とは、一般には現在提起され又は おいて証拠として提出さ 提起されることが想定されている争訟についての対処方針の策定 れることがあり得るとし や、そのために必要な事実調査などその追行に関する事務を指すも のであると解され、行政処分が行われる過程において当該処分の適 ても、法5条6号口に該当 しないとしたもの 正を保持するため作成・取得された文書は、これらが後日当該行政 処分に対する争訟において証拠として提出されることがあり得る としても、直ちにこれを争訟に係る事務に関するものと言うことは できない。 本件対象文書は、産廃施設設置不許可を不服として行われた審査 請求に係る審査請求人から提出された審査請求書、処分庁から提出 された弁明書などの文書であって、本件対象文書の内容を開示した としても、その後地域住民から提起された設置許可取消訴訟におけ

本件対象文書は、産廃施設設置不許可を不服として行われた審査 請求に係る審査請求人から提出された審査請求書、処分庁から提出 された弁明書などの文書であって、本件対象文書の内容を開示した としても、その後地域住民から提起された設置許可取消訴訟におけ る千葉県知事の具体的な対処方針が明らかになるとまでは言えず、 当該訴訟に係る事務に関し同知事の当事者としての地位を不当に 害するおそれがあると言えるものではなく、法5条6号ロに該当す るものと認めることはできない。

(2) 法5条6号ロにいう争訟には、行政不服審査も含まれるので、千葉県知事の産廃施設設置不許可処分に対する産廃業者の審査請求 に関し、本件対象文書が法5条6号ロに該当するか否かについて検討する。当該審査請求事案は、既に厚生大臣の裁決及びこれを受けての同知事による設置許可処分が行われて、終結していることから、本件対象文書は、当該審査請求に関して、同知事の争訟の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものとは認められない。

○ [参考答申] 答申15 (行情)41 「特定訴訟に係る国側訴訟 代理人弁護士と国との間の 訴訟代理等に関する文書の

・ 選任弁護士の報酬額につ

不開示決定に関する件」

整理番号58の答申参照

いて, 法	5条6	号口該当	쇔
を否定			
答申 1 5	(行情)	3 2 7	
「公共土	木施設	災害復旧	事

161

- 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用に関する応接録の不開示決定に関する件」
- ・ 法務省訟務部門の法律意見照会に対する回答の法 5条6号該当性を認めた もの
- 4 本件対象文書の不開示情報該当性
- (1) 法5条6号ロ該当性について
 - イ 当審査会において本件対象文書を見分するとともに諮問庁から本件対象文書作成の経緯について説明を聴取した結果によれば、本件対象文書に記載されている本件事故についての国家賠償請求の当否に関する法的見解と対応方針及びこれに関連する法律解釈に関する事項は、本件事故に係る国家賠償請求訴訟が提起される前に、行政庁からの個別具体的な照会に応じて出された法務省の意見であり、当該行政庁が、その問題点について、その時点で、どのような資料を有し、どのような考え方を持って照会を行っていたかによって左右され得るものと解される。

このような法律意見照会に対する法務省の意見は、個別の紛争 等への対応のため、あくまで国の行政機関の内部において、その 時点の状況及び資料に基づいて、今後の対応方針についての種々 の可能性を自由かつ率直に検討することで最終的に適切な対応 を行う過程において出される意見であって、本件対象文書におけ る意見も、その時点の状況及び資料や行政庁の対応方針等の諸事 情を前提とする具体的な対応方針であるとともに、中間的な過程 において示された一応の見解であると認められる。

したがって、行政庁は、必ずしも当該意見に拘束されるわけではなく、行政庁がその後において実際に当該紛争等に対応した際の考え方や方針、あるいは訴訟が提起された段階における国又は行政庁としての主張・立証の在り方は、必ずしも当該意見と一致するものではないと認められる。

その上、上記3(2)のとおり、法律意見照会に対する法務省の意見は、一定の様式に基づいて照会の具体的内容等を明らかにして作成されるものではなく、個別の照会内容と当該行政庁の要請に応じて、適宜の形で作成されるものであって、本件対象文書にも、当該意見の前提となった紛争の具体的状況や行政庁からの照会の趣旨、内容及び関係資料等は記載されていない。

このような法務省の意見が記載されている文書を公にすることとなれば、一方当事者である国が具体的に予想される紛争等に対処するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかにされるのみならず、個別の事件に関する中間的な過程において示された対応方針であるのに、当該法務省の意見が前提とした諸事情と離れて、そこに記載された文言の内容のみによって、あたかもそれが同種の紛争等における国側の対応方針であるかのように理解されたり、あるいは、これによって国側の対応方針が推認されるとされたりすることにより、国側の対応方針についての一方的な評価を招き、個々の具体的紛争等に対する国側の適切な対応を困難にさせるおそれがある。

ウ したがって、本件対象文書は、これを公にすれば、今後の争訟 に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそ れがあると言うことができるので、法5条6号ロの不開示情報に

該当するものと認められる。 (2) 法5条6号柱書き該当性について 上記(1)イで述べたとおり、本件対象文書が公にされれば、当 該法務省の意見が前提とした諸事情と離れて、そこに記載された意 見があたかも同種の紛争等に対する一般的な対応方針であるかの ように理解されるなどして、国側の対応方針についての一方的な評 価を招くおそれがあると言うことができる。 そして、このような法律意見照会に対する法務省の意見が、いか なる段階であるにせよ明らかにされるということになれば、行政庁 においては、今後の紛争等に関して、このような評価をおそれて法 律意見照会を行うことをちゅうちょしたり、 照会に当たって自己の 見解や資料を示すことに消極的になったりするおそれがあること は否定できない。また、法務省においても、当該意見が将来どのよ うに評価されるかを懸念して、率直な意見を回答することにちゅう ちょするおそれがあることも否定できない。 このような事態を招くことは、国の行政機関の内部において、そ の時点の状況及び資料に基づいて、今後の対応方針について種々の 可能性を自由かつ率直に検討し、最終的に適切な対応を行うこと で、紛争等を未然に防止し、あるいは紛争等を訴訟に至らない段階 で解決し、更には行政庁に迅速かつ適正な訴訟対応のための準備を 促すという法律意見照会制度の趣旨を害することになるものと認 められる。 したがって、本件対象文書は、これを公にすれば、法律意見照会 に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言うこと ができるので、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認 められる。 \bigcirc 「参考答申〕 答申18(独情)26 整理番号74の答申参照 「大阪医療センターに係る 院内清掃に関する契約書等 の一部開示決定に関する件」 契約金額について、法5 条2号イに該当しないと したもの 契約金額について、法5 条4号ニに該当しないと

162 答申20 (行情) 325 「平成15年度予定価格調 書の一部開示決定に関する 件」

したもの

・ 刑務所が購入した物品の 予定価格の積算方法を確 認したところ,入札におけ 3 不開示情報該当性について

(1) マイクロバスについて

ア 本件積算資料によれば、マイクロバスの本件予定価格は、一般 に入手し得るような資料に登載されている単価によって積算し たものではなく、各入札ごとに任意に選定した複数の販売業者の 見積単価に基づいている。しかも、車両本体及び各オプション装 備の項目ごとに、各販売業者の見積単価のうちの最低額を積算し て見積総額を算出している。そして、当該予定価格は、見積総額 る予定価格について、これを開示することにより今後の入札における予定価格を推測することは困難であり、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められないとして、法5条6号ロの不開示情報に該当せず、開示すべきと判断したもの

から下取価格及び値引きの割合(以下「値引率」という。)を乗 じた金額を控除した金額に消費税額を加算して決定されている。 各販売業者の車両本体及び各オプション装備の単価及び下取価 格は区々であり、その根拠資料も不明であり、各販売業者の選定 も、見積りの都度、任意にされるものである。

そして, 諮問庁の口頭説明によれば, 値引率は, 法令上の根拠 はなく, 処分庁の裁量で決定されるものであり, 年度ごと, 刑事 施設ごと及び各入札ごとに異なるものであると認められる。

- イ さらに、一般的に、マイクロバスの市場価格は、経済状況、モ デルチェンジ等によって変動するものと言うことができる。
- ウ 以上によれば、当該予定価格の決定に当たっては、多数の項目 の各単価を積算して算出され、しかも、これら各単価は、各入札 ごとに任意に選定される複数の業者の見積りのうち、各単価ごと の最低額が採用されており、そして、採用された各単価を推測し 得るような資料や状況はなく、また、値引率も、裁量によって決 定され、各入札によって異なり、加えるに、マイクロバスの市場 価格も変動するものである。そこで、このような当該予定価格の 積算根拠及び決定方法からすると、当該予定価格を開示したとし ても、これにより今後の入札における予定価格を推測することは 困難であると認められる。(略)

以上のことから、上記の各購入物品の本件予定価格は、これらを公にすることにより、将来の同種又は類似の契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるおそれがあり、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。(略)

したがって、本件予定価格、消費税額及び予定価格から消費税額を控除した金額は、法5条6号ロの不開示情報に該当せず、開示すべきである。

・ 公共工事の当初入札における予定価格を積算するために用いた単価等について、これを開示することにより契約変更時の予定価格が推測されたとしても、国と工事請負業者との関係を考慮すると、工事請負業者の見積努力が著しく損なわれるとまで言うことはできず、法5条6号ロの不開示情報に該当しないと判断したもの

3 本件単価等の不開示情報該当性について

当審査会において、諮問庁から資料の提示を受け確認したところによれば、国土交通省直轄工事に係る請負契約の契約変更の手続のうち請負代金額の変更手続については、工事請負契約書24条において、甲(発注者)と乙(受注者)が協議して定めることを原則とし、一定期間内に協議が整わない場合には、甲が請負代金額を定め、乙に通知することとされている。

上記の契約変更協議に当たっては、地方整備局会計事務取扱標準細則29条2項に基づき、契約変更協議書を甲から乙に送付した後、変更事項を了承した乙から見積書を徴することとされており、甲が算定する契約変更に係る予定価格内の変更見積書が乙から提出された場合に、当該見積価格をもって契約変更に係る請負代金額が確定することとなる。

そして、諮問庁は口頭説明において、複数の業者による競争原理が 働かない契約変更協議の終了前に本件単価等を開示すると、工事請負 業者は、市販図書である「土木工事標準積算基準書」等に基づき、 契約変更に係る予定価格を推測し、その結果、見積価格に対して期待 する更なる値引きへの努力を怠り、契約変更に係る予定価格の直近の 価格でしか変更見積書を提出してこなくなるおそれがあると説明する。

しかしながら、諮問庁の口頭説明によれば、この契約変更に係る予 定価格は、当初の予定価格に対する工事請負業者の落札金額を勘案し て積算しているものとのことである。

そうすると、本件単価等を開示することにより、工事請負業者に、 当初の予定価格が推定され、契約変更に係る予定価格も一定の精度で 推測されたとしても、国は、当初の予定価格に対する落札金額から得 られた工事請負業者の見積努力の成果、すなわち当初の入札における 国の財産上の利益及び発注者としての地位をあらかじめ確保したま ま、工事請負業者との契約変更協議に臨んでいるということになる。

また、工事請負業者の見積価格が契約変更に係る予定価格を上回ったまま一定期間内に協議が整わない場合には、国が請負代金額を定め、工事請負業者に通知することとされているから、いずれの場合においても、国は、当初の入札における国の財産上の利益及び発注者としての地位を確保しているということになる。

以上のような、契約変更協議における国と工事請負業者との関係を 考慮すると、本件単価等につき、これらを開示したとしても、そのこ とによって工事請負業者の見積努力が著しく損なわれることとなり、 公平な競争により締結されるべき適正な価額での契約が困難になっ て、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ が生じるとまで言うことはできない。

したがって、本件単価等は、法5条6号ロの不開示情報に該当する とは認められず、開示すべきである。

164 答申21 (行情) 123 「国民年金保険料の電話に よる納付督励業務に係る契 約書等の一部開示決定に関 する件」

・ 役務に係る契約における,入札書比較価格,最低入札額との差額及び基準相当価格について,将来における同種又は類似の契約の予定価格を類推させるおそれがあるとして,法5条6号該当性を認めたもの

2 不開示情報該当性について

(1) 文書2

文書2は、各年度における本件業務に係る入札内容を大阪社会保 険事務局長が証明する文書であり、それぞれ、最低入札額、入札書 比較価格、最低入札額との差額、基準相当価格、最低入札者名、開 札年月日等のほか、入札状況表中には、各入札者名、各入札額等が 記載されている。(略)

当審査会において事務局職員をして諮問庁に確認させたところ,不開示とされた入札書比較価格とは,予定価格から消費税分を除いた額であり,最低入札額との差額とは,入札書比較価格と入札に係る最低額との差額を示すものであるとのことであった。また,低入札価格調査制度において,当該業務の品質を確保する観点から,入札額が低入札価格調査基準価格を下回った場合,当該落札の決定を保留し,入札額の積算根拠等の調査を実施した上で入札額を確定することとされており,本件基準相当価格に関しては,厚生労働省所管会計事務取扱規程(平成13年1月6日付け厚生労働省訓第23号)22条の規定に基づき,契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の基準に該当する額として,予定価格の60%の額から消費税分を除いた価格が設定されているとのことであった。

したがって,入札書比較価格,最低入札額との差額及び基準相当 価格については,これを公にすると,予定価格が明らかとなるもの

		と認められる。 本件業務のような役務に係る契約においては、予定価格を大幅に変動させる技術的革新や経済状況の変化等が生じる可能性は極めて低く、また、処分庁において、毎年度同じ仕様により継続的に契約を行っていること及び他の地方社会保険事務局においても同様の役務契約が締結されていることから、このような、定型的であり、将来、同様の内容の契約を行うことが予定される役務契約に係る予定価格については、公にすることにより、将来における同種又は類似の契約の予定価格を類推させるおそれがあることを否定することはできないと認められる。 したがって、前述のとおり、入札書比較価格、最低入札額との差額及び基準相当価格については、これらを公にすると予定価格が明らかとなることから、将来の同種又は類似の契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるなど国の機関が行う契約事務に関し、財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、法5条6号ロの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。
\bigcirc	[参考答申]	
	答申22(行情)162	整理番号87の答申参照
	「国道二次改築工事に係る	
	用地買収に関する文書の一	
	部開示決定に関する件」	
	・ 国道二次改築工事に係る 用地買収に関し,特定神社 に係る補償金額等につき, 開示すべきとしたもの	
165	答申22 (独情) 28	2 不開示情報該当性について
	「「仮設店舗配置計画案」の	(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ,同文書には,
	不開示決定に関する件」	仮設店舗の配置に係る情報が具体的に記載されていることが認め
		られる。
	・原処分後の事情の変化を	(2) (略)
	踏まえると,現時点においては法5条2号イ,3号及	(3) 平成20年10月の原処分時,一部の施設賃借人の一時点における る意向が反映されている本件対象文書が公にされると,意向調整中
	び4号二に該当しないと	の施設賃借人あるいはそれ以外の施設賃借人とのその後の交渉、契
	したもの	約において、機構の財産上の不利益又は当事者としての地位を不当
		に害するおそれがあると認められるので、原処分時点において、本
		件対象文書は、法5条4号二に該当し、同条2号イ及び3号につい
		て判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
		しかしながら、その後、施設賃借人との協議・調整がおおむね終
		了し、また、代替施設の設置に関する関係行政機関への申請手続を 経て作成した最新の代替施設の配置計画案を特定団地居住者に対
		性 (作成した 取析の代替施設の配直計画系を特定団地店任者に対して説明しているという状況の変化を踏まえると、 現時点におい
		て、本件対象文書は、もはやかつての一検討案にすぎず、これを公
		にしても、機構の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあ
		7 1) 1570 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15

るとは認められず、また、契約、交渉の事務に関し、機構の財産上

の不利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると は認めらないことから、法5条3号及び4号二に該当するとは認め られない。

さらに、施設賃借人と機構との交渉の結果、最新の代替施設の配置計画が明らかにされている以上、本件対象文書を明らかにすることにより、途中段階での各施設賃借人の意向が明らかになったとしても、これが直ちに施設賃借人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは言えず、法5条2号イにも該当しない。

したがって、現時点においては、本件対象文書を開示することが 相当である。

- 24-21 答申24(行情)252 「B型肝炎訴訟の和解協議 入りに向けて作成した国の 費用負担に係る検討資料等 の不開示決定に関する件」
 - B型肝炎訴訟の和解協議 入りに向けて作成した国 の費用負担に係る検討資 料等について, その一部に ついては、和解手続は現在 も進められているところ、 これを公にすると、今後の 和解における国の当事者 としての地位を不当に害 するおそれがあるものと 認められるとして、5条6 号ロ該当性を認めるとと もに、一部については、か かるおそれは認められな いとして,同号ロ該当性を 否定した例

25-21 | 答申25 (行情) 286 | 「大阪・泉南地域のアスベスト被害に係る国家賠償請求訴訟に関して法務省が保有する文書の一部開示決定に関する件(総会審議分)」

・ 総会の開催により、先例 答申(5条6号ロに該当し 不開示が妥当)における不 開示情報該当性の判断を 変更した例 2 不開示情報該当性について (略)

- (2) 当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、平成23年1月28日に厚生労働大臣は、B型肝炎訴訟和解協議に関する談話を発表したとのことであった。そこで、当審査会において、当該厚生労働大臣談話、同談話別紙の「B型肝炎訴訟への対応について」及び同別紙別添の「B型肝炎訴訟への対応スキーム(骨子案)」、理由説明書(上記第3の1(3)ア)に記載されている「救済対象者数の推計の考え方」及び札幌地方裁判所から示された「B型肝炎訴訟の和解に向けての当裁判所の見解」における要件や和解金額に基づき、費用の総額を試算したもの並びに基本合意書(平成23年6月28日)の提示を諮問庁から受け確認したところ、そのいずれにも、本件不開示部分の記載は認められなかった。
- (3) そこで検討すると、B型肝炎訴訟については、基本合意書の枠組みに基づいて、その和解手続は現在も進められているところ、別表2の2欄に掲げる部分については、これを公にすると、基本合意書に定められた証拠資料の緩和が求められ、今後の和解における国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められるので、法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。
- (4) 本件不開示部分のうち、別表2の3欄に掲げる部分については、 現時点では、これを公にしても、争訟に係る事務に関し、国の当事 者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないの で、これを開示すべきである。

1 本件審査請求について

総会対象文書は、別紙に掲げる文書であり、その不開示部分は、法に係る既存の判断(平成21年度(行情)答申第207号等)においては、調査回報を作成するに当たっての調査の事項等が詳細に記載されていることから、これを公にすれば、訴訟の一方当事者である国の機関内部における訴訟準備のための調査事項等が相手方に知られることになり、今後、同種の訴訟事件において、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示が妥当であると判断されていた。一方、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る既存の判断(平成24年度(行個)答申第98号等)においては、民事訴訟法の規定から容易に推認できる一般的なものにすぎないことを理由に開示すべきと判断したものもあった。

2 総会対象文書の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、総会対象文書は、すべて「別紙」 及び「別添」から構成され、原処分においては、「別紙」及び「別添」 の表題以外不開示とされている。これらの文書は、法務省の訟務部局 から所管府省に対し、当該訴訟事件に係る事実関係の調査等を依頼す るとともに、当該調査等の結果、応訴方針の意見等について回報を求 めたものである。

これを検討するに、総会対象文書は、その全てにおいて実質的に同一の内容である。また、国を被告とする訴訟において、裁判所から法務省に対して訴状等が送達された場合、訴訟準備のため、法務省内部での決裁を経て最初に所管府省に対して機械的に当該訴訟事件に係る事実関係の調査等の回報を求めるものであり、諮問庁の説明によると、回報後において同事件についての個別具体的な検討及び意見交換をしているのが実情である。さらに、民事訴訟法及び民事訴訟規則の規定や民事訴訟の一般的な手続から容易に推認できるものにとどまっており、国側の具体的な訴訟対応方針等は見当たらない。

法に係る従前の答申においては、訴訟の一方当事者である国の機関内部における訴訟準備のための調査事項等が相手方に知られることを理由に、法5条6号ロに該当するとして、表題及び項番を除いた調査事項及び調査回報に際しての留意事項をすべて不開示としていたが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、開示すべきとした答申(平成24年度(行個)答申第98号等)も踏まえて、改めてその内容を総会において審議したところ、上記理由により、前に当審査会のした法に係る答申に反することとなるが、国側の具体的な訴訟対応方針等は見当たらないため、開示すべきであるとの結論に至ったものである。

したがって、これを開示しても、国の当事者としての地位を不当に 害するおそれはなく、また、国の機関内部又は相互間における審議、 検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意 見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもな いため、法5条5号及び6号ロに該当せず、開示すべきである。

○ [再掲]

答申25 (行情) 409 「福島県警戒区域内の被災ペットの保護及び飼育管理 業務に関して落札業者が提出した企画書等の一部開示 決定に関する件」

・ 入札の予定価格調書等の 予算額等について、毎年同 じ仕様により定型的・継続 的に行っている契約では ないことから、今後の同種 業務に係る予定価格が類 推されるおそれはないと 整理番号25-14の答申参照

して、5条6号ロに該当しないとした例

26-20

答申26 (独情) 25 「エレベーター工事に係る 予定価格内訳書等の一部開 示決定に関する件」

エレベーター新設工事 入札案件に係る下見積 書, 予定価格算出内訳明 細書、入札一覧表及び特 記仕様書については、先 例答申において5条4号 による不開示を妥当とし ていたが、エレベーター 設備工事に係る価格算定 方法等を巡る環境の変化 が起きていること等を踏 まえ、もはや諮問庁が説 明するようなおそれが生 ずるとは認められないと して、5条4号には該当 せず、開示すべきとした 例

※先例答申:平成24年度 (独情)答申第10号

- (3) 本件不開示部分の不開示情報該当性について
 - ア 公共建築工事標準単価積算基準(官庁営繕関係基準類等の統一 化に関する関係省庁連絡会議(文部科学省も関係省庁に含まれ る。))では、昇降機設備工事の単価及び価格は、同基準の総則に 基づき物価資料の掲載価格又は製造業者、専門工事業者の見積価 格等を参考に定めるとしている。

したがって、本件工事のような昇降機設備工事においては、単 価又は価格の設定を行うに当たり、昇降機設備工事の実績を有す る事業者に見積書の提出を依頼することによる方法が広く行わ れており、大分大学においても、上記(2)イで諮問庁が説明す るとおり、下見積書を基に予定価格の算出を行っていることが認 められる。

- イ このような単価又は価格の設定及びそれに基づく予定価格の 算出が行われ続けてきた状況においては、低減率等が明らかになることにより、今後の類似入札案件の予定価格が類推されるおそれがあるとする諮問庁の説明は必ずしも否定し難い面があり、平成24年度(独情)答申第10号(「エレベーター設備工事特記仕様書等の一部開示決定に関する件」(平成24年6月15日答申))においては、不開示とされた下見積書の総額及び号機ごとの単価並びに予定価格算出内訳明細書の細目別内訳の開示を求める異議申立てについて、諮問庁が、低減率が判明すると近接する今後の類似の調達における予定価格が類推され、落札価格が高止まりになる等、大分大学の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとして、公にすることにより低減率が類推されるおそれのある情報を法5条4号ニに該当するとして不開示としたことは、妥当である旨の判断を行ったところである。
- ウ しかし、平成24年度末から同25年度末にかけての国会審議において、国土交通省、国立大学法人、地方公共団体などが発注したエレベーター設備工事の入札に対する問題提起として、一者見積り、一者応札、平均90パーセント以上の落札率といった実態から、下見積書を前提として設定される予定価格の信びょう性に疑問が呈され、適切な予定価格の設定が図られるよう対応策が求められることとなった。

これを受け、官庁営繕におけるエレベーター設備工事の調達の在り方について、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律181号)に基づき官庁営繕に係る制度等を所管する国土交通省は、エレベーター設備工事の発注に当たっては競争性の確保が重要であり、その予定価格の設定に際してより一層の精度向上と客観性を高める必要があるとして、国立大学法人を含めた公共発注機関の協力を得て、エレベーター設備工事の価格等の情報に関するデータベースを作成し、今年度当初に、国立大学法人を含めた発注主体に対する提供を開始した。当該データベースには、固有ID化された製造業者名、発注者、請負契約者、工事の発注された地域など(地域については、都道府県レベルまでは明らか

にされている。)とともに、工事の仕様、予定価格、落札価格といった情報が盛り込まれており、発注者による適正な予定価格の設定に資するものとなっている。

また、国土交通省は、普及型エレベーター工事に関しては、安全性も含め工事の品質を確保する上でも一定程度高度な技術を要するため、製造可能な業者は十数者であって、業者の技術水準にそれほどの格差はみられないこと等を踏まえ、発注に当たっての競争性を確保し、予定価格の設定に際してより一層の精度向上と客観性を高めるため、普及型エレベーターについての予定価格の指標となる単価(標準単価)の作成に着手しており、今年度中を目途に設定するとしている。

- エ そこで、本件不開示部分の不開示情報該当性について判断する に当たり、当審査会事務局職員をして、国土交通省に確認させた ところ、次のとおりであった。
- (ア) 官庁営繕事業の積算価格の説明性・市場性の向上、積算手法の省力化・効率化等の観点から、官庁営繕事業に関する積算関係基準(以下「基準」という。)が定められており、このうち、本件対象文書(下見積書及び予定価格算出内訳明細書)に関係するものとして、公共建築工事見積標準書式(以下「見積標準書式」という。)及び公共建築工事内訳書標準書式(以下「内訳書標準書式」といい、見積標準書式と併せて「標準書式」という。)については、平成24年3月に「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」(文部科学省も関係省庁に含まれる。)において改定決定がなされ、平成24年度から各府省庁や独立行政法人等において運用が開始されている。
- (イ) 当該改定により、見積標準書式については、見積りの作成実態に合わせた記入欄等の削除や追加、使用頻度の低い書式や項目の削除、使用頻度の高い書式や項目の追加が行われるとともに、営繕関係の基準等で使用されている名称や用語等との整合などが図られた。

また、内訳書標準書式については、関係省庁からの意見聴取に基づき、使用頻度の低い項目の削除や使用頻度の高い項目の追加が行われるとともに、営繕関係の基準である公共建築工事標準仕様書等で使用されている名称、用語等との整合などが図られた。

これらの改定は、公共工事の品質を確保するため、製造技術の観点から開札に必要最低限の情報を記載することを念頭になされたものであるが、エレベーター設備工事に関しては、標準書式による情報であれば、それらが公にされ得ることについて、見積作成者である製造業者や見積依頼者である関係省庁から現時点において大方の理解が得られている。

オ 以上の状況を踏まえ検討するに、普及型エレベーター設備工事 に関しては、今年度中を目途に標準単価の設定が行われようとし ていること、また、それまでの間であっても、発注者による適正 な予定価格の設定に資するため、今年度当初から当該データベー スが発注者に提供されており、工事の仕様や発注された都道府県 名とともに予定価格や落札価格などが明らかにされていることからすると、標準単価による調達が行われることとなる将来に向けて、業者から提出を受けた下見積書を基に一定の低減率を掛け合わせて予定価格を設定するこれまでのような方法は、その見直しが急務となっており、低減率が持つ意味も、既に薄れつつあるものと考えられる。

また、異議申立人の主張するとおり、例えば、国土交通省に対して本件と同様の開示請求がなされた場合には、標準書式(見積標準書式及び内訳書標準書式)に記載されることとなる情報については開示されている(個人情報に該当する部分(担当者の氏名、印影等)を除く。)ものの、現状において、その結果、特段の支障が生じているとは認められないことから、諮問庁の説明するおそれの蓋然性について認め難い状況がみられる。

このような状況からすれば、既に入札が終了した過去の低減率が判明したとしても、諮問庁が主張するような、今後の同様の工事の入札において、その予定価格が類推され、それにより契約に係る事務に関し、発注者の財産上の利益が不当に害されるおそれがあるとは、もはや認められない。

したがって、下見積書及び予定価格算出内訳明細書の細目別内 訳は、法5条4号ニに該当するとはいえない。

30-10 答申30 (行情) 460

「「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点」の一部開示決定に関する件」

・本件対象文書は、国立 国会図書館ウェブサイト に掲載され、何人も閲覧 が可能な状況であるほ か、旧原子力安全・保安 院が過去に別件開示請求 を受けて全部開示しており、本件開示請求時点で その一部を改めて不開示 とすべき事情の変化も認 められないことから、原 処分で不開示とされた部 分は法5条6号ロに該当 せず、開示すべきとした 例 2 不開示情報該当性について

(略)

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁のウェブサイトを確認させた ところ、特定年月日にWARPによって保存された、原子力規制委 員会のウェブサイトにアーカイブ化された状態の保安院の旧ウェ ブサイトへのリンクが設置されており、当該リンク先には本件対象 文書が掲載され、何人でも閲覧することが可能な状況であることが 認められる。

諮問庁は、本件対象文書が旧指針の改訂による係属中の行政事件 訴訟等への影響について専ら訴訟対策の観点から作成されたもの であって、本件不開示部分は、これを公にすると、将来提起され得 る争訟等において、国の当事者としての地位を不当に害するおそれ があることから、法5条6号ロに該当する旨説明する。しかしなが ら、本件対象文書は、諮問庁のウェブサイトにリンクが設置されて いるWARPのインターネット資料として何人も閲覧が可能な状 況であり、かかる状況が、少なくとも原子力規制委員会が発足した 平成24年9月から本件開示請求時点まで4年以上継続している ことから、諮問庁として当該状況の是正に積極的に取り組んできた とはいい難く、また、過去に全部開示とされた本件対象文書の一部 を本件開示請求時点において改めて不開示とすべき事情の変化も 認められないことに鑑みれば、本件開示請求時点においてもなお、 本件不開示部分が争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位 を不当に害するおそれがある情報に該当するとはいい難い。

したがって、本件不開示部分は、これを公にしても、争訟に係る 事務に関し国の当事者としての地位を不当に害するおそれがある とは認められないことから、法5条6号ロに該当せず、開示すべき である。

1-15 | 答申1 (独情) 17

「保証人の分別の利益を認めるに当たり作成した決裁済原議書の一部開示決定に関する件」

諮問庁が提起した訴訟 の判決書につき、その一 部を当事者としての地位 を不当に害するとして不 開示としたことについ て, 当該部分は, 機構の 内部情報ではなく、被告 の主張及び裁判所の判断 が記載されている部分で あって、 当該裁判が公開 の法廷で行われているこ とも考え併せると,これ を公にしても、機構の当 事者としての地位を不当 に害するおそれがあると は認め難く、法5条4号 ニには該当しないとした 例

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 不開示部分1及び不開示部分7ないし不開示部分9について (略)
 - イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。
 - (ア) 不開示部分1及び不開示部分7ないし不開示部分9は,文書 1及び文書3のうち,機構が提起した訴訟の「判決書」に記載 された内容であることが認められる。
 - (イ) そのうち,不開示部分1は,被告の主張に関して,裁判所が解釈及び判断を示した箇所の一部であり,不開示部分7は,裁判における被告の主張の一部が記載された箇所であり,不開示部分8は,判決において裁判所が解釈及び判断を示した箇所の一部であり,不開示部分9は,当該裁判における金額の算定方法が記載された箇所であることが認められる。
 - (ウ) 諮問庁は、不開示部分1及び不開示部分7ないし不開示部分9を不開示とする理由を上記アのとおり説明するが、当該不開示部分は、機構の内部情報ではなく、機構が提起した特定の訴訟の「判決書」のうち、被告の主張及び裁判所の判断が記載されている部分であって、当該裁判が公開の法廷で行われていることも考え併せると、当該不開示部分を公にしたとしても、そのことにより、機構の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとする諮問庁の説明は認め難い。
 - (エ) そうすると、不開示部分1及び不開示部分7ないし不開示部分9は、法5条4号ニに該当しないと認められることから、開示すべきである。

「「強制不妊手術に関する 裁判記録」の不開示決定に 関する件」

「「裁判書類一式 (強制不妊 手術をされた人が原告になったもの)」の不開示決定に 関する件」

・ 裁判において、民事訴訟法92条1項に基づき、原告から裁判記録の全ての部分について閲覧制限の申立てが行われていた期間中に行われた原

3 不開示情報該当性及び原処分の妥当性について

(略)

- (2) 諮問庁の説明の妥当性
 - ア 諮問庁は、上記2(2) オにおいて、①原処分時点において、 民事訴訟法に基づいて原告が当該裁判の訴訟記録の閲覧の制限 を求めており、②本件対象文書は、当該訴訟記録と同じ文書(写 し)であるから、③処分庁が本件対象文書について法に基づく開 示決定を行うと、原告や関係者等の信用を損なうおそれがあり、 これにより当該訴訟に係る事務の適正、円滑な遂行に支障を及ぼ すなど、④争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不 当に害するおそれがあることから、本件対象文書の全部が法5条 6号ロに該当するとして、不開示とした旨説明する。
 - イ しかしながら、諮問庁の説明については、以下の理由から、採 用することはできない。
 - (ア) 法5条本文は、行政機関の長は、開示請求された文書に同条 各号が規定する不開示「情報が記録されている場合を除き、当 該文書を開示しなければならない」旨を定めている。原処分は、 本件対象文書に含まれる情報の全てが同条6号ロに該当する のかどうか、情報内容に即した検討を行っていない。

処分において,法5条6 号ロ該当を理由に本件対象文書の全部を不開示としたことについて,行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求は,民事訴訟法の訴訟記録の閲覧等とは仕組みが異なるものであり,原処分は妥当とは認められないとした例

- (イ) 法5条6号ロは、「争訟に関する事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を不開示情報としている。諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(3))では、「訴訟は対立当事者それぞれの判断による主張・立証を前提としている」とし、「国が被告として係争中の裁判書類を開示し、訴訟手続を経ずに訴訟の相手方当事者に伝わることとなれば、訴訟における国の当事者としての地位を不当に害するおそれがある」と説明するのに対し、上記2(2)においては、本件対象文書を開示すると、「原告や関係者等の信用を損なうおそれなど」があるとして、その全部が同号ロに該当するとしている。国が対立当事者である訴訟における「国の財産上の利益」及び訴訟における国の「当事者としての地位」が不当に害されるおそれを、本件対象文書に含まれる情報に即して具体的に検討したものとはいえない。
- (ウ) 民事訴訟法92条は、裁判所書記官が管理する訴訟記録を対象として、裁判所がその閲覧者又は閲覧を請求することができる範囲を限定することができる旨規定している。行政機関が保有する行政文書はその対象ではなく、行政機関の長は、法に基づく開示請求があった場合、上記(ア)のとおり、法5条各号の不開示情報が記録されている部分を除き、開示をしなければならない。
- (エ) 民事訴訟法91条1項は、何人も「訴訟記録の閲覧」を請求することができるとし、同条3項は、「当事者及び利害関係を疎明した第三者」は訴訟記録の謄写等を請求することができるとして、訴訟記録の閲覧を幅広く認めている。同法92条2項は、同法91条の規定を前提に、訴訟当事者から訴訟記録の閲覧等の制限の申立てがあったとき、その申立てについて裁判所が決定するまでの間、一時的に、当該部分について第三者による閲覧等の請求を認めないとする規定である。これに対し、法は、法5条各号に定める不開示情報が含まれているかどうかを判断し、それ以外の部分は開示するよう行政機関の長に義務付けている。

このように、法に基づく開示請求は、民事訴訟法の訴訟記録の閲覧等とは仕組みが異なるものであり、諮問庁説明のように、同法92条の規定を基礎として法5条6号ロの不開示情報の判断をすることは適切とはいえない。

(3) 原処分の妥当性

ア 上記(2)のとおり、民事訴訟法92条の規定を基礎として、本件対象文書の全部について法5条6号ロに該当するとし、不開示としたことは妥当とは認められない。加えて、当審査会において本件対象文書を見分したところ、原告その他関係者の氏名等の個人情報、その主張内容、公表された各種資料を含む関係資料など様々な情報が含まれており、それぞれについて同条各号(6号ロを含む。)該当性について検討を要するものと思われるところ、原処分においては、これらについて具体的に検討、判断した形跡が見られない。

イ 以上を踏まえると、本件対象文書の特定の妥当性について論じ るまでもなく,本件対象文書について全部不開示とすることは相 当とは認められず、本件対象文書に含まれる各情報に応じて個々 に不開示情報該当性を検討し、不開示情報に該当しない部分につ いて開示すべきものと認められる。 \bigcirc 〔再掲〕 整理番号3-6の答申参照 答申3 (行情) 469ない L475 「平成30年度及び令和元 年度の過労死等防止対策等 労働条件に関する啓発事業 (中学, 高等学校等への講 師派遣支援事業) に係る契 約書等の一部開示決定に関 する件」 「平成27年度及び平成2 8年度の過労死等防止対策 推進シンポジウム事業に係 る契約書等の一部開示決定 に関する件口 「平成29年度ないし令和 元年度の過労死等防止対策 推進シンポジウム及び過労 死遺児交流会事業に係る契 約書等の一部開示決定に関 する件」 ・ 総合評価落札方式によ る契約伺いに添付された

・総合評価落札方式による契約伺いに添付された 技術評価点を開示する と,評価委員が入札参加 事業者からの批判を恐れ て恣意的に画一的な評価 を行うこととなるなどの おそれがある旨の諮問について,当該明について,各評価委員にはずる がは,各評価委員にはずぎないこと等を踏まえると, これを公にしても,にないずれにも該当せず,開示 すべきであると判断した

○ [再掲]

答申3(独情)16 「平成30年度経費予算見 積(通知)書(文書局分) の一部開示決定に関する 件」

・ 日本銀行の一部局の平 成30年度予算を経費項 目別に記載した一覧表に つき,要望段階の計数, 国際協力のための経費及 び重要物件の輸送事務に 関する情報が記載されて いる一部を除き,政策 営等に支障を来すとも, 犯罪の予防等に支障を及 ぼすとも,契約等事務に 関し財産上の利益等を不 当に害するおそれがある とも認められず,開示す べきとした例 整理番号3-4の答申参照

- - ・ 法務省において新任局 付・部付検事を対象に開催し た協議会で配布した以下の資 料<※>の一部を不開示とし た事案について, 一般的な訟 務業務に係る事項に関する記 載等は開示すべきであるが, 訟務部局における訴訟処理方 針に対する基本的な姿勢や考 え方, 訴訟処理上の留意事項 等が具体的に記載されている と認められる記載について は、これを公にすると、実際 の事件における国の応訴体制 及び当該事件に対して国がど の程度重要視しているかが推 認され、国の当事者としての 地位が不当に害されるおそれ
- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 訟務局長訓示(文書8) について
 - ア 標記の不開示部分は,通し頁11の本文9行目から通し頁18の本文18行目までの記載の全てであると認められる。当該部分を不開示とした理由について,諮問庁は,上記第3の3(1)のとおり説明し,当審査会事務局職員をして確認させたところ,おおむね以下のとおり補足して説明する。
 - (ア) 法務局訟務部付協議会(令和2年10月28日開催)(以下「本件協議会」という。)は、令和2年度に着任した各訟務部局に所属する部付検事を対象に、職務遂行上の留意点等を協議する趣旨で開催されたものである。

文書8は、組織の長である訟務局長が、国の指定代理人として訴訟を追行する部付検事に対し、その能力向上の観点から、職務遂行上、どのような事項に留意する必要があるか等を示した内容が、全体を通じて具体的に記載されたもので、本件協議会関係者以外の職員に共有することは想定されていない同局の内部文書である。

(イ) 不開示部分には、国の応訴体制に係る事項である各事件への部付の関与の程度に関する内容が含まれており、これを公にすると、実際の事件における国の応訴体制及び当該事件に対して国がどの程度重要視しているかが推認され、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。また、当該部分には、法律等の規定や訴訟の一般的な手続から容易に推

があるため, 法5条6号ロに 該当し, 不開示としたことを 妥当とした例

<*>>

- (1) 訟務局長訓示について
- (2) 訟務時報第542号記事について
- (3) 「部付・局付の役割について」と題する文書について
- (4)協議問題について

認できない、国が訴訟に対応するために検討・協議するための重要な考慮事項及び方向性を示す内容も含まれており、これを公にすると、実際の事件の相手方における訴訟対応にも大きな影響を与えるおそれがある。

イ検討

(ア) 標記の不開示部分のうち、別表の番号1に掲げる部分を除く部分には、訟務部局における訴訟処理方針に対する基本的な姿勢や考え方、訴訟処理上の留意事項等が具体的に記載されていると認められ、これを公にすると、実際の事件における国の応訴体制及び当該事件に対して国がどの程度重要視しているかが推認され、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるなどとする上記ア及び上記第3の3(1)の諮問庁の説明は、これを否定することはできない。

そうすると、当該部分は、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 他方、別表の番号1に掲げる部分については、訴訟処理方 針に関係のない一般的な訟務業務に係る事項に関する記載で あり、これを公にしても、争訟に係る事務に関し、国の当事 者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえないこ とから、法5条6号ロに該当しない。

したがって、別表の番号1に掲げる部分は開示すべきである。

(2) 訟務時報第542号記事(文書9) について

ア 個人の顔写真

- (ア) 標記の不開示部分は、文書9の執筆者である法務省幹部職員の顔写真であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。
- (イ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。 法務省職員の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等につい て、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、 法務省職員において職員の顔写真を公にする慣行はない旨説 明する。

上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められず、標記の不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書口及びいに該当する事情も認められない。

- (ウ) さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。
- (エ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示と したことは妥当である。

イ その余の部分

(ア) 標記の不開示部分は、通し頁19の本文8行目から通し頁

20の本文27行目までの記載全てであると認められる。当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3(1)及び(2)のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

- a 訟務時報は、法務省訟務局が作成している執務資料で、 国が統一的・一元的に訴訟を遂行するために必要な訟務部 局内部の具体的な協議・検討事項や参考となる主張例、裁 判例等に関する情報が掲載されている。訟務部局の職員の みが入手、使用可能なものであり、国会図書館においても 閲覧対象となっていない。
- b 不開示部分には、法務省幹部職員が、犯罪の捜査に関する情報すなわち刑事事件の捜査における具体的な場面を例に挙げながら訟務部局職員に求められる姿勢に関する自らの考えを具体的に述べた内容が記載されている。

(イ) 検討

標記の不開示部分に記載された内容を踏まえ考えると、上記 (ア) 並びに上記第3の3 (1) 及び (2) の諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、当該部分は、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3)「部付・局付の役割について」と題する文書(文書10)について

ア個人の氏名等

(ア) 標記に該当する部分について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、文書10の本文に引用された文献の名称、引用論文のタイトル、執筆者氏名及び同人が元公務員であることを示す役職名である旨補足して説明する。

当該部分は、当該執筆者の氏名等が記載されていることから、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当該文献について、当審査会事務局職員をして確認させた ところ、諮問庁は、法務省内部で作成された記念誌であって、 国会図書館における閲覧対象とはなっておらず、一般に公開 されている書籍とはいい難いことから、標記の不開示部分は、 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこ とが予定されている情報には該当しない旨補足して説明する。

上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められず、標記の不開示部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、口に該当する事

情も認められない。

また、当該執筆者は元公務員であるが、標記の不開示部分は、本件協議会の関係資料に引用された文献の名称等にすぎず、公務員であった当時の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、法5条1号ただし書へにも該当しない。

- (ウ) さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討する。
 - a 標記の不開示部分のうち、執筆者氏名及び役職名については、個人識別部分に該当するため、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示 としたことは妥当である。

b しかしながら、その余の部分(別表の番号2)については、その記載内容から、これを公にすると、当該文献の関係者等一定の範囲の者において当該執筆者を特定又は推測する手掛かりとなり、当該執筆者の情報と原処分において既に開示された部分の情報が併せて知られることとなる可能性はあるものの、文書10の性質や内容に鑑みれば、その結果、当該個人の権利利益を害するおそれはないと認められることから、法6条2項により部分開示すべきである。

イ その余の部分

(ア) 当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第 3の3(1)のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確 認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

文書10は、本件協議会の趣旨に基づき作成された講義資料であるところ、不開示部分には、部付検事に対する職務遂行上の留意事項が、文書全体を通して具体的に記載されており、これを公にすると、文書8(上記(1))と同様に、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。

(イ) 検討

a 標記の不開示部分は、各講義項目に対応する具体的内容 に係る記載の一部であると認められるところ、このうち別 表の番号3に掲げる事項を除く部分については、訟務部局 における訴訟処理方針に対する基本的な姿勢や考え方、訴 訟処理上の留意事項等が具体的に記載されていると認めら れる。

そうすると、当該部分は、上記(1)イ(ア)と同様の理由から、法5条6号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

b 他方,別表の番号3に掲げる部分については,訴訟処理 方針に関係のない一般的な訟務業務に関する記載であり, これを公にしても,争訟に係る事務に関し,国の当事者と しての地位を不当に害するおそれがあるとはいえないこと から,法5条6号ロに該当しない。

したがって、別表の番号3に掲げる部分は開示すべきで ある。

- (4) 協議問題(文書11) について
 - ア 標記の不開示部分は、協議問題1の「事例」及び「協議事項」 の各記載内容全て及び協議問題2の「事例及び協議事項」の記 載内容全てであると認められる。
 - イ 当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3 の3(4)のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認さ せたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

協議問題は実際の訴訟に即した具体的な事案を基に作成されており、いずれの協議問題においても、事例の内容が詳細に記載された上で、個別具体的な場面における対応等が協議事項とされており、これらを公にすると、国の応訴体制や、訟務部局の着眼点又は対応方針等が具体的に明らかになるとともに、事件の関係者の対応に影響を与えるおそれもあることから、国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。

ウ検討

標記の不開示部分に記載された内容を踏まえ考えると,上記 イ並びに上記第3の3(4)の諮問庁の説明は,不自然,不合 理とはいえない。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

6-14 | 答申6 (独情) 52

「北陸新幹線金沢・敦賀間 事業費総額のうち特定の項 目に係るデータの一部開示 決定に関する件」

・ 特定会議で示された契約見込額、目標額、リスク対応額について、機構のウェブサイトに掲載されているグラフからおよその金額は類推できるものの、具体的な金額については、これを公にすると予定価格が類推され公正な競争による適正な契約が困難となるおそれ、交渉に係る事務が難航するというおそれがあり、法5条4号ニに該当するとした例

- 2 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、 諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
- ア 本件対象文書は、機構のウェブサイトに掲載している「北陸新幹線金沢・敦賀間事業費総額の状況(特定年月末時点)」内のグラフの基となる資料であり、各建設所及び各工事系統の項目ごとに、目標額、支払済額、契約済額、契約見込額及びリスク対応額を集計したものである。
- イ 不開示部分のうち、契約見込額及びリスク対応額については、今後の新規発注工事などで見込んでいる予定価格を基に決定しているため、不開示部分を公にすることにより、今後の新規発注工事等の予定価格が類推されるおそれがある。本件対象文書の作成時点では、北陸新幹線金沢・敦賀間に係る事業が終盤に近付いており、新規発注工事の件数はかなり限られていたため、当該項目の中には、既に残りの工事件数が1件であったものもあり、このような項目ごとに区分されていても予定価格の類推は可能であると考える。また、建設業及び特定事業に精通した関係者であれば、残りの工事件数や工事規模を踏まえて、個々の工事の契約見込額の規模感を類推することは可能であるとも考える。そして、不開示部分のうち、目標額は、それを開示することにより、契約見込額及びリスク対応額を算出できることから、同じく不開示と判断した。

- ウ 審査請求人は、不開示部分については、機構自ら国民に対して積 極的に説明しようとしている情報であり、機構のウェブサイトで 公開している「北陸新幹線金沢・敦賀間事業費総額の状況(特定 年月末時点)」内のグラフからおよその金額は類推できるようにな っているため、不開示にする理由はない旨を主張しているが、当 該グラフについては、事業の進捗により契約額などが逐一増減し ていく中で、契約済額(支払済額含む)、契約見込額、リスク対応 額の合計が目標額内に収まっており、目標額に対して適切な執行 状況を維持していることを概括的に示すものであり、具体的な金 額を説明するものではない。また、当該グラフから読み取れる金 額の確度は、当該グラフの縦軸目盛間隔が500億円のため、類 推できても数十億円程度の金額であり、具体的な金額を示さない よう配慮している。本件対象文書において、1億円単位であって も契約見込額及びリスク対応額が公になることで、上記イで述べ たとおり今後の新規発注工事などの予定価格が類推され、公正な 競争による適正な契約が困難になるおそれがあること、また、用 地買収であれば土地価格の交渉が成立していない土地の所有者、 工事補償であれば補償額の交渉が成立していない補償対象者等と の協議・交渉において不当な請求を受けることにより、交渉に係 る事務が難航するおそれがあることから、機構の財産上の利益を 害するおそれがあるため、法5条4号二に該当するとして不開示 としたことは妥当である。
- (2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分に記載されている内容は、おおむね諮問庁の上記(1)の説明のとおりであると認められる。また、当該不開示部分を開示することにより生じる「おそれ」の説明についても、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、当該不開示部分は、法5条4号ニに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

【法5条6号ハ関係】

166 | 答申14 (行情) 57

「東北大学医学系研究科付 属動物実験施設における動 物実験計画審査願等の一部 開示決定に関する件」

- ・ 研究課題,実験目的のうち,研究者の優先権・プライオリティーに相当する部分は,法5条6号ハに該当
- ・ 実験用動物を納入する民間業者のうち、業者名開示に支障がないとしている業者名は法5条2号イに該当しないとしたもの

- 2 不開示情報該当性について
- (1)動物実験計画審査願について
 - ア 講座等名、講座責任者職、氏名及び印影について

動物実験は、大学における研究の一つの方法であり、大学における研究者の職務遂行そのものである。また、講座等の名称は、研究者の所属や職務の内容を示すものであることから、法5条1号ただし書いに該当することは明らかである。

また、一般に市販されている公務員の職員録に、国立大学の教官については、講師以上の者の氏名が掲載されており、講座責任者は教授であることから、その氏名は慣行として公にされている情報と認められる。

諮問庁は、動物実験を行う研究者の氏名を公にすると、一部過激な考えの者による嫌がらせや、脅迫など、不当な圧力を受けるとして法5条6号に該当すると主張しているが、通常、研究者はその研究内容の成果を論文等によって発表するものであり、その際に、研究者の講座等名や氏名を自ら公表しているところである。

諮問庁の主張するとおり、動物実験を行う施設等に対し、匿名による非常識な嫌がらせや違法な事例が、現実に発生していることが認められるが、これらの事例から、現時点においては、直ちに東北大学における研究に支障を及ぼす具体的なおそれがあるとは認められない。

したがって、講座等名及び講座責任者職・氏名及び印影については、法5条1号ただし書イ及びいに該当し、同条6号に該当しないものと認められることから、開示すべきである。(略)

ウ 研究課題及び動物実験の目的について

東北大学における動物実験委員会の目的は、実験の必要性、重要性の適否を判断するとともに、動物に与える無用な苦痛の除去や苦痛レベルの軽減等、動物福祉の観点から、動物実験委員会がこれらを詳細に把握した上で、動物実験の適否を判断することにある。そのために、実験責任者に対し動物実験の手順、方法、動物の使用数や苦痛軽減のための方法などを、詳細に記述することを求めているものである。現に、実験や研究に関する記述は、専門研究者が正確に判断するために必要とされる極めて詳細なものであることが認められる。

これら研究及び実験に関する詳細な記述には、研究の概要を集約したキーワードとなる文言が必ず含まれており、例えば、薬品、材料、物質及び対応する症例などの名称を示す文言一つによって、当該研究者の専門分野及び研究業績など、その他の情報と照合することにより、研究の目的や観点、独創性及び研究者としての工夫など、どのような研究を行って、何を開発しようとしているのか、その研究のアイデアのヒントが判明し得るものである。

このように、研究課題に含まれるキーワードや実験目的の詳細

な記述には、研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアが生命である研究者の優先権やプライオリティに相当する部分を含んでいることが認められる。これらの情報が記述された部分は、研究の進捗状況に関わりなく一律に公にすることにより、特に特許や実用新案にかかわる研究活動にとって、研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたり、研究上の致命傷になり得るものであり、研究活動に支障を及ぼす具体的なおそれがあることから、法5条6号ハの不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、研究課題及び実験目的について、その研究のキーワードとなる文言、創意工夫など、研究の秘密に関し中枢をなす部分について不開示としたことは妥当であるが、当審査会が、諮問庁に更に精査をさせた上、特定したとおり、これらを除いた部分については開示すべきである。

エ 動物実験の実施場所について

動物実験の実施場所について、中央動物実験施設及び臨床分室で実施されるものについては開示されているが、「その他」に印が付されたもの2件について、実施場所である研究室名が不開示とされている。

動物実験は、研究者の職務であり、その実施場所は、職務遂行に係る情報であると認められるため、前記アと同様の理由により、開示すべきである。

オ 使用動物の入手先について

使用動物の入手先については、国公立の機関などの実験動物供 給先の名称、実験動物を扱う民間事業者の法人名が記載されてい る。

実験動物の入手先のうち、実験動物を扱う民間事業者の半数以上の者から、その法人名の開示について、強い反対意見が示されているところ、これらの反対意見が企業の正当な利益を害されるおそれを現実の可能性としてとらえていることを考慮すると、その危惧を否定することはできない。

また、現に英国において実験動物を取り扱う特定の企業が、過激な動物愛護団体等の圧力を受けて倒産の危機に瀕したこと等にかんがみると、当該法人の権利競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあることを否定できないことからも、これらの民間事業者の法人名は、法5条2号イに該当するものと認められる。

一方,国公立の機関名については、その名称や事業内容は、既 に公にされているものであり、実験用動物の供給を停止するに至 るとは認められず、法5条6号に該当しないものと認められる。

なお、実験動物を扱う民間事業者のうち、開示に支障がないとしている事業者については、当該事業者の事業内容及び事業規模等から、正当な利益を害されるおそれがないと判断しているものと考えられ、その法人名は、法5条2号イに該当せず、また、これを公にしても当該事業者が実験用動物の供給を停止するに至るとは認められないため、同条6号にも該当しないものと認められる。

したがって、国公立の機関名及び開示に支障がないとしている 実験動物を扱う民間事業者の法人名については、開示すべきであ るが、それ以外の実験動物を扱う民間事業者の法人名については 不開示が妥当であると判断する。

カ 動物実験の方法について

前記ウと同様の理由により、動物実験の方法についても、動物 実験委員会は詳細な記述を求めている。動物実験の方法欄には、 研究者が行う実験について、その手順や材料、器具、機材の使用 等に関するノウハウなどが詳細に記述されており、法5条6号ハ に該当する記述を含むものであることが認められる。

したがって、動物実験の方法について、その研究のキーワード となる文言、創意工夫など、研究の秘密に関し中枢をなす部分に ついて不開示としたことは妥当であるが、当審査会が、諮問庁に 更に精査をさせた上、特定したとおり、これらを除いた部分につ いては開示すべきである。

キ 動物実験委員会の本実験計画に対する意見欄及び印影について

動物実験委員会が付した意見は、34件中33件について開示されている。不開示とした1件につき、諮問庁は実験方法が推認されるためとしているが、当審査会の見分結果によっても、直ちに秘匿すべき実験方法が推認されるものとは認められず、意見は、動物実験委員会がその審査業務を適正に遂行していることを示す情報であり、法5条6号ハに該当するものとは認められない。

また、当該欄の認印は、動物実験委員会が職務として判定したことを示すものであり、職務遂行の内容に係るものである。また、印影が示す特定の者の氏名は、市販されている公務員の職員録に掲載されており、慣行として公にされているものと認められることから、法5条1号ただし書イ及びハに該当するものと認められる。

なお, 法5条6号該当性については, 前記アと同様に判断する。 したがって, 動物実験委員会の意見及U印影は開示すべきである。

【法5条6号二(独法5条4号へ)関係】

- 167 答申14(行情)352 「平成10年度分の職員の 職責に関する内議書等の一 部開示決定に関する件」
 - ・ 懲戒処分に当たって担当 者が検討した内容等が、法 5条6号二の人事管理に 係る事務に関する情報に 当たるとした例
- 2 本件特定対象文書における一部不開示の妥当性について
- (1) 仙台高検第1事案(秋田県条例違反事案)に係る本件特定対象文書
 - ア 文書1-1 (内議書) について
 - (ウ) ③の不開示部分について

③の「犯行の経過等」の欄以下「職責意見」の前までの部分には、条例違反行為の経緯等や情状に関する記載がされており、 条例違反行為の経緯やその後の事情等の本件職員の個人に関する情報であると同時に条例違反行為の相手方の個人に関する情報でもある情報が含まれているほか、勤務成績等の懲戒処分に当たって担当者が検討した内容に関する情報が含まれている。 (略)

また、懲戒処分に当たって担当者が検討した内容に関する情報は、本件職員の個人に関する情報を構成するとともに人事管理に係る事務に関するものであると言うことができる。このうち、人事管理に係る事務に関する情報の面を見れば、人事管理においては非違行為の態様や被処分者の勤務態度につき適正な評価を下す必要があるが、このような情報が公にされれば、率直な評価を妨げ適正な評価に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、懲戒処分に当たって担当者が検討した内容に関する情報は、法5条6号ニに該当し、不開示とすべきものと認められる。

- (エ) ④の不開示部分について
 - ④の部分には、懲戒処分を行った処分庁である秋田地検検事 正が、処分前に、上級庁である仙台高検検事長に対して報告し た、本件職員に対する処分として相当と思料する内容が記載さ れている。

このような処分庁の処理方針は、処分内容決定前の意見であり、上級庁の見解を反映していないという意味でいまだ検討過程における一つの意見にすぎない。このような意見が公になることがあれば、率直な意見の表明が妨げられるおそれがあり、また、処分庁に対する信頼が損なわれて処分の効果が減殺され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると言うことができる。

よって、④の処分庁の処理方針に関する記載は法5条5号及び6号二に該当し、不開示とすべきものと認められる。

答申15 (行情) 326 「特定会社の盗伐事件に係 る関係者の懲戒処分に関す る文書の不開示決定に関す る件」

168

- ・ 懲戒関係文書について法 5条6号ニ該当性を判断
- 2 不開示情報該当性
- (1) 法5条6号二該当性
 - ア 回議部分(別表1)

本件対象文書は、上記1記載のとおり、懲戒処分等の決裁のために回議された部分(下記(2)の「訴訟に関する書類」に該当するものを除く。)(以下「回議部分」という。)及び決裁後の添付部分から構成され、このうち、別表1に掲げる回議部分には、非違行為の態様等担当者が検討した内容に加え、当該非違行為等

したもの

を報道した新聞記事など検討を行うにあたって人事担当者が参 照した資料や処分量定等の案に関する内容などが含まれている。

本件の懲戒処分等を行うにあたって、人事担当者は処分の対象 となる職員の非違行為の熊様や当該職員の勤務状況を把握した 上で、類似の非違行為に関する処分の先例や本件非違行為の社会 的影響等を勘案し、最終的に処分量定等を決定したものであると 考えられるが、回議部分に記載されたこのような具体かつ詳細な 検討内容が明らかになれば、関係者からの率直な事情聴取が困難 となるなどして非違行為の正確な把握が困難となるのみならず、 被処分者の勤務状況等について率直で適正な評価を妨げるおそ れがあるものと認められる。

また、回議部分に含まれる新聞記事等の資料は、本件懲戒処分 等に関する意見や判断を直接示したものではないが、当該資料は 処分量定等を決定する際の判断材料として用いられたものであ り、そのような判断材料を明らかにすれば、種々の個別具体的事 情に基づいて判断されるべき今後における懲戒処分等において、 その判断の適正が損なわれるおそれがないとは言えない。

以上のことから、回議部分を明らかにすれば、公正かつ円滑な 人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、法5条 6号二の不開示情報に該当するものと言うことができる。

イ 決裁後の添付文書部分(別表3)

別表3に掲げる部分は、懲戒処分書及び処分説明書の写し等で あり、上記アの回議部分と異なり、本件懲戒処分等を決定する決 裁過程において添付されていたものではなく、当該懲戒処分等が 執行された後に、回議部分とともに編てつされたものである。当 該部分は、人事管理に係る事務に関する情報ではあるが、懲戒処 分書及び処分説明書が、最終的に決定された処分内容等を記載 し、被処分者に交付されるものであることからすれば、当該部分 に記載された内容を公にしても、一般に、今後懲戒処分等を決定 する際に、率直で適正な評価が困難になると言うことはできな い。また、当審査会において、当該部分を見分した結果によれば、 被処分者の非違行為当時の役職や処分量定は、諮問庁から発表さ れた報道資料によって既に公になっており、また、処分者に係る 情報は、財務省職員録で明らかであると認められるなど、決裁後 の添付文書部分には、それが公にされたとしても、諮問庁の公正 かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認める ことができないことが明らかな部分が存するものと認めること ができる。

したがって、決裁後の添付文書部分については、個別に法5条 6 号二に該当すべき部分があるか否かを具体的に検討する必要 があるが、少なくとも、本件部分の全部が法5条6号二に該当す るとは認められないものである。

答申16(独情)10 169 「特定日の薬学部教授会記 録(録音テープ)の不開示決 定に関する件」

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、当審査会が見分したところ、薬学部教授会の構 成員が順次発言した内容が音声により記録されたものであると認 められる。これらの発言の中には、薬学部の助教授選考に関連した

・ 教授会録音テープについて公正, 円滑な人事の確保に対する支障を認め, 独情法5条4号への不開示情報に該当するとしたもの

助教授採用の方針や助教授定員の運用など人事管理の一般的な方針や運用に関する発言だけでなく、当該助教授選考における具体的な候補者の人物や勤務態度等に対する評価や同人の助教授昇格の是非に関する発言が含まれていると認められる。

また、一連の発言の中において、上記の人事管理の一般的な方針 等に関する発言と特定個人の評価等に関する発言が一体となって なされており、これらを発言内容ごとに区分することは困難である と認められる。

したがって、本件対象文書の全体について不開示情報に該当する と認められるかどうかを判断すべきものであり、これを判断する と、上記のとおり本件対象文書の記録内容には、特定個人の評価や 人事異動の是非についての意見など人事管理に関する具体的な考 え方について述べた部分が含まれており、これを公にすることは、 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4 号への不開示情報に該当すると認められる。

30-11 答申30 (行情) 350 「中部地方整備局管内にお

「中部地方整備局管内における特定期間の人事評価結果の所属別内訳の一部開示決定に関する件」

人事評価の結果を取り まとめた文書の開示請求 につき、各部署における 評価ごとの人数につい て, 人が人を適切に評価 することが困難を伴う作 業であることは経験則上 明らかであり、評価ごと の人数の配分率が明らか になると, 評価者が一般 的な基準を欲するあま り、これを参照する危険 性が相当程度あり, その 結果,絶対評価として行 われるべき人事評価の正 確性, 公平性が害される おそれがあるとして,法 5条6号二に該当すると 判断した例

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について (略)

(3)人が人を適切に評価することが困難を伴う作業であることは経験 則上明らかであるから、本件不開示部分を開示することによって評 価ごとの人数の配分率が明らかになった場合、評価者が、人事評価 の重圧から一般的な基準を欲するあまり、これを参照する危険性が 相当程度あり、また、被評価者から他の部署との評価ごとの人数の 配分率を比較して苦情又は批判を受けることに備えて、他の部署に おける評価ごとの人数の配分率を参照して評価を行い、その結果と して、絶対評価として行われるべき人事評価の正確性、公正性が害 される危険性が相当程度存在する旨の上記諮問庁の説明は否定し 難い。

したがって、本件不開示部分は、これを公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号ニに該当し、不開示とすることが妥当である。

4-7 | 答申4 (独情) 13

「給与額一覧(臨時出張所 7か所)の一部開示決定に 関する件」

- 2 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、過去の開示請求に 係る決定では、給与額一覧の人数及び金額についていずれも開示 されていた情報を、何らの事情の変化もないのに開示しなかった もので、違法ないし少なくとも不当であるとする審査請求人の主

・ 法テラスの臨時出張所 7か所の職員の人数について,これを公表することで職員の人数のみに拘泥した意見が寄せられることがあるとしても,それが直ちにセンターの人事管理に係る事務に関する外部からの不当な干渉であるとまではいえないとして法5条4号へに該当性しないとした例 張について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり 説明する。

平成29年当時,給与額一覧の人数及び金額について開示した 理由は定かではないが,本件開示請求時点では,臨時出張所にお ける東日本大震災法律業務実施に係る「東日本大震災の被災者に 対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する 法律」の延長がなされるか不透明な時期であったこと等,平成2 9年当時とは異なる事情があったことに加え,事務所ごとの職員 数や給与額といった,センターの人事等に関する機微な情報であ ることを踏まえ,不開示としたものである。

(2) 以下, 上記諮問庁の説明も踏まえ, 検討する。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、当該文書は、平成29年2月から令和2年2月までの臨時出張所7か所について、各臨時出張所の職員数及び給与額総額を年度別に記載した給与額一覧であり、不開示部分は、臨時出張所7か所の職員の人数及び給与額であると認められる。

ア 臨時出張所7か所の職員の人数について

諮問庁は、当該部分について、上記第3の2のとおり、法5条4号へに該当する旨説明する。しかしながら、職員の人数を公開していない場合であっても、利用者等から職員の人数のみに拘泥した意見が寄せられることは想定され、そのような意見が寄せられることがあったとしても、東日本大震災に係る法律業務を実施するため設置された臨時出張所であるという事情も踏まえると、それが直ちにセンターの人事管理に係る事務に関する外部からの不当な干渉であるとまではいえず、当該部分を公にすることにより、過剰若しくは過少な人員配置である等と内外からの干渉を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認め難い。

したがって、当該部分は法5条4号へに該当せず、開示すべきである。

【法5条6号ホ(独法5条4号ト)関係】

6号ホに該当するとした

 \bigcirc 「参考答申〕 答申15 (行情) 311 整理番号61の答申参照 「平成13年9月1日から 30日までに東京中央労働 基準監督署が収受した時間 外労働・休日労働に関する協 定届の一部開示決定に関す る件」 ・ 公的企業と民間企業につ いて、法5条6号ホ及び同 条2号イ該当性の判断基 準を区別したもの \bigcirc 「参考答申〕 答申23 (行情) 407 整理番号23-15の答申参照 「監督指導による賃金不払 残業の是正結果に係る起案 文書等の一部開示決定に関 する件」 賃金不払残業是正結果の 企業名のうち、法5条2号 において法人その他の団 体から除かれている国、独 立行政法人等, 地方公共団 体及び地方独立行政法人 について、5条4号並びに 6号イ及びホ該当性を否 定した例 答申25 (行情) 195 2 不開示情報該当性について 25-22 「独立行政法人都市再生機 (略) 構資産評価委員会配布資料 (2)機構の承継した個々の資産の評価額及びそれを算定する過程の金 の一部開示決定に関する件」 額、比率等について(別表1) (略) ・ 都市再生機構は、独立行 ウ 諮問庁の説明によれば、機構は、主として有利子で借り入れた 政法人ではあるが、民間の 資金をもって取得した販売用不動産及び賃貸住宅を、販売又は賃 不動産取扱業者に比して 貸することにより得られる収益により経営が成り立っており、国 機構のみ個々の資産の評 から運営交付金の交付を受けていないとのことであるから、機構 価額等を明らかにするこ は、同種の事業を営んでいる宅地建物取引業者や賃貸住宅経営者 とは、機構が企業経営上不 と等しく、不動産の販売及び賃貸に係る事業から得られる収益に より当該事業を営むものであると認められる。 利益を被るおそれがある として、機構の個々の資産 また、機構法25条1項に近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を 評価額等については、5条 失しないよう定めなければならないとされており、機構における

賃貸住宅家賃は、いわゆる市場家賃と等しいものであると認めら

例。

・ ただし、①他の開示部分から自明なもの、②他の情報と照合しても評価額等が判明しないもの等については、これを公にしても機構に不利益を生じさせるおそれはないとして、同条6号ロ及びホに該当しないとした。

れる。

通常、不動産の賃貸又は販売を営んでいる宅地建物取引業者等においては、その保有する個々の資産の価値に関する詳細な情報について総覧的に公表することはしていないと認められる。

そうすると、機構の保有する個々の資産の価格に関する詳細な情報を公にすることは、通常、同種の事業を営んでいる宅地建物取引業者等において秘匿される経営情報を明らかにするものであると認められるから、宅地建物取引業者等における場合と同様に、機構の営む不動産の賃貸及び販売に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、別表1に掲げる不開示部分のうち、別表6の1ないし 4に掲げる部分を除く部分は、法5条6号ホに該当すると認めら れるので、同条2号イ及び6号ロについて検討するまでもなく、 不開示としたことは妥当である。

エ 開示すべき部分について

(ア) 一方、別表6の1に掲げる部分は、機構の保有する個々の資産の価値に関する詳細な情報であると認められるが、他の開示部分等から自明であるから、法5条6号ロ及びホに該当するとは認められない。

別表6の2に掲げる部分は、個々の資産の評価額の算定結果とその算定過程に関する情報ではあっても、この部分から、又はこの部分と本件対象文書の他の情報を照合することにより評価額又はその算定過程の他の数値等の情報は判明せず、また、機構の保有する資産の価格に関する詳細な情報であるとは認められず、法5条6号ロ及びホに該当するとは認められない。

別表6の3に掲げる部分は、個々の資産の評価額の算定結果 とその算定過程に関する情報ではあっても、不動産鑑定評価基準に従って類似事例から収集された数値であるから、機構の保有する資産の価格に関する詳細な情報であるとは認められず、 法5条6号ロ及びホに該当するとは認められない。

別表6の4に掲げる部分は、個々の資産の評価額の算定結果 とその算定過程に関する情報ではあっても、不動産鑑定評価基準に従って類似事例から得られる利回り、調達資金の利回り、 金融資産の利回り等から求められるものであるから、機構の保有する資産の価格に関する詳細な情報であるとは認められず、 法5条6号ロ及びホに該当するとは認められない。

25-23

答申25 (独情) 70

「平成23年度財産台帳(総括)の一部開示決定に関する件」

・ 都市再生機構の保有する 財産台帳における国庫補 助金,寄付金等の額につい ては,民間業者と条件が異 なるものであって,民間事 業者において秘匿される 経営情報と同等に取り扱 われるものとは言い難い として,5条4号トに該 当しないとした例 2 不開示情報該当性について (略)

(2) 当審査会において本件対象文書を見分すると、「平成23年度財産台帳(総括)」と題する文書の特定団地A及び特定団地Bに係る記載がある頁を抜粋したものであることが認められ、不開示部分は、特定団地A及び特定団地Bの資産ごとの資産価額及びその構成要素となる各金額が記載された部分(「資産価額」、「国庫補助金」、「地方公共団体補助金」及び「寄附金」に対応する各金額)であることが認められる。

また、機構は営利を目的として賃貸住宅事業を行う民間事業者と 同様に、独立の経営体として収益を上げ経営を行うことを求められ ており、当該事業を行う民間事業者においては、その保有する個々 の資産の価値に関する詳細な情報について総覧的に公表すること はしていないことから、機構のみがこれを公表することになれば、 競争上不利となるとの諮問庁の主張は、首肯できる。

しかし、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、 賃貸住宅に関して機構が受領し、資産価額の構成要因として財産台 帳に記載されることとなる補助金等のうち、①「国庫補助金」につ いては制度上機構のみが受領可能なものがその金額の大部分を占 めており、「地方公共団体補助金」については機構又は地方住宅供 給公社のみが受領可能であるとのことであり、②「寄附金」につい ても、関連子会社からの寄附であるとのことである。

そうであれば、「国庫補助金」や「地方公共団体補助金」は、そもそも民間事業者と条件の異なるものであり、「寄附金」についても、民間事業者において同様の資金の受入れが資産価額の構成要因として取り扱われているとは認め難いものであることから、これら補助金等に関わる情報を公にすることは、機構が営む不動産の賃貸住宅経営における競争相手たる同種の事業を営んでいる民間事業者において秘匿される経営情報を明らかにするものとは認め難く、当該情報が公になることにより機構の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、「国庫補助金」、「地方公共団体補助金」及び「寄附金」に対応する各金額は法5条4号トに該当せず、当該金額欄は、開示すべきである。

○ 〔再掲〕

答申1 (行情) 485ない し487

「特定労働基準監督署の監督復命書整理簿(特定年度分)の一部開示決定に関する件」

本件対象文書のうち, 「署長判決」及び「完結 の有無」の各欄は,原処 整理番号4の答申参照

分で開示されているもの の、いずれも空欄である ため, 不開示部分である 「労働保険番号」及び「事 業場名」(建設工事に係る 発注者の氏名を除く)を 公にしても,特定監督署 による監督を受けたとい う事実が分かるのみであ り、当該事業場に対する 監督の結果が明らかにな るとは認められないなど として,従前の答申を変 更し、法5条2号イ及び 6号ホに該当せず、開示 すべきとした例

答申5 (行情) 444及び 446

「特定労働基準監督署の監督復命書(特定期間分)の表面等の一部開示決定に関する件」

5-14

労働基準監督官が臨検 監督指導を行った結果を 取りまとめた監督復命書 について, 地方公共団体 については地方公務員法 により職員の法令遵守義 務等が定められており, 地方公共団体に対する指 導に係る情報の一部を公 にしても, 労働基準行政 機関が行う監督指導に関 し、違法・不当な行為の 発見を困難にするおそれ 等が生じるとは認められ ず, 開示すべきと判断し た例

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 開示すべき部分 (別表の2欄に掲げる部分) について

イ 通番3,通番4(2),通番5(2),通番6,通番8及び 通番11(2)は、特定市の一部門である特定事業場に対する 監督指導に係る復命書及び是正勧告書(控)の記載の一部であ る。特定市は地方公共団体であることから、当該部分は、法5 条2号イ及び同条6号ホに該当しない。地方公共団体について は、地方公務員法32条及び33条において、職員の法令遵守 義務等が定められており、こうしたことを勘案すると、当該部 分について、これを公にしても、労働基準行政機関が行う監督 指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ 又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を 困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防、鎮圧そ の他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると 行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認めら れない。